

みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷

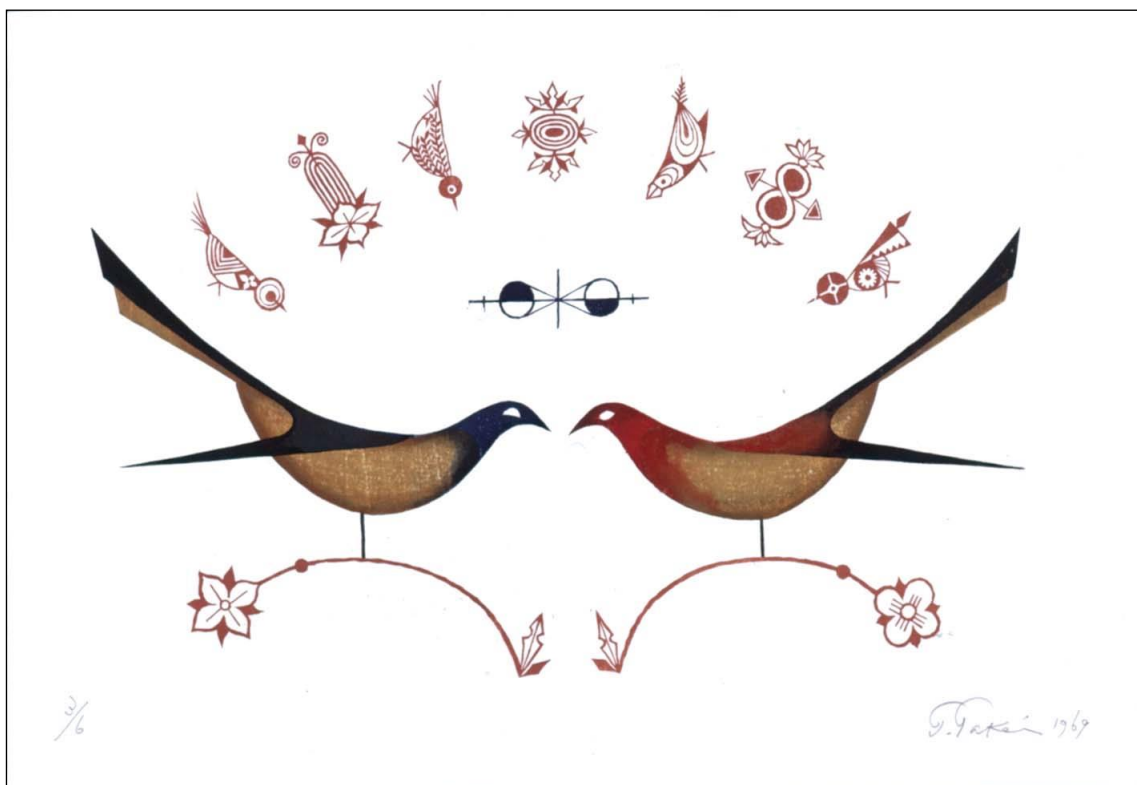
第4次岡谷市総合計画

基本構想

2009年～2018年

前期基本計画

2009年～2013年



鳥の連作No. 7 / 武井武雄

長野県岡谷市



「みんなが元気に輝く
たくましいまち岡谷」
をめざして

本市は、平成11年に「人と自然が共生する健康文化産業都市」をめざして第3次岡谷市総合計画をスタートさせ、明るく豊かな都市をめざしてまちづくりを進め、数々の成果をおさめてまいりました。

しかし、激動する経済の影響を受け、近年においても人口の減少傾向には歯止めがかからず、かつてのようなまちのにぎわいが失われつつあります。また、急速な少子高齢化の進展により社会のしくみも大きく変化し、市民のニーズも多様化、複雑化しています。

このような状況の中で、新しい時代に的確に対応し、岡谷市の輝く未来を拓く「第4次岡谷市総合計画」を策定いたしました。

本計画は、岡谷市民憲章を基本理念として、将来都市像を「みんなが元気に輝くたくましいまち岡谷」と決めました。このまちに住み働く市民の皆様をはじめ、岡谷らしい独自の文化や教育、福祉など岡谷のあらゆるものが輝くためには、製造業を中心とした産業振興により、まちの活力とにぎわいを創り出し、安定した財政基盤を確立することが重要です。こうした産業の力強さに支えられた足腰の強い、安全で安心して暮らせるまちをイメージしています。

この将来都市像を実現するために、5カ年の前期基本計画では、「たくましい産業の創造」と「輝く子どもの育成」を重点プロジェクトに位置づけ、さまざまな行政分野で横断的に取り組んでまいります。

これまで進めてきた「市民総参加のまちづくり」を発展させ、市民起点でわかりやすくスピードある市政運営を心がけ、恵まれた自然環境や都市機能の集積を活かして積極果敢に施策を推進し、夢のあるまちづくりを進めてまいります。

本計画を策定するにあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様をはじめ、岡谷市基本構想審議会などご協力をいただいた多くの皆様にご心から感謝申し上げますとともに、市民の皆様の本計画に対するご理解とご協力、そして、まちづくりへの積極的なご参加をお願いいたします。

岡谷市長 今井 竜五

目 次

序論	1
----	---

第1章 総合計画策定にあたって	2
I 計画策定の趣旨	2
II 計画の役割と性格	2
III 計画の構成と期間	3

第2章 時代の潮流から見たまちづくりの課題	4
-----------------------	---

基本構想	7
------	---

第1章 岡谷市の将来都市像と基本目標	8
I 将来都市像	8
II 将来人口の想定	10
III 土地利用の構想	11
IV まちづくりの基本目標	14

第2章 施策の大綱	15
-----------	----

第3章 総合計画の推進に向けて	27
-----------------	----

前期基本計画	31
--------	----

基本目標1 魅力と活力にあふれる、にぎわいのあるまち	33
基本目標2 とともに支えあい、健やかに暮らせるまち	57
基本目標3 自然環境と暮らしが調和した、安全・安心なまち	91
基本目標4 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち	127
基本目標5 快適に生活できる、都市機能の充実したまち	157
総合計画の推進に向けて	181

付属資料	195
------	-----

序論

第1章

総合計画策定にあたって

■□■□■ I 計画策定の趣旨 ■□■□■

■□■□■ II 計画の役割と性格 ■□■□■

■□■□■ III 計画の構成と期間 ■□■□■

第2章

時代の潮流から見たまちづくりの課題



第1章 総合計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨

今日の地方自治体を取り巻く社会経済環境は、急速に進行する少子高齢化、高度情報化、国際化など、大きく変化し、行政需要も多様化・高度化しています。また、地方分権の推進の名のもとに行われた国の三位一体の改革*により、地方財政はますます厳しいものとなっています。

このような状況の中で、本市においては、岡谷市にふさわしい市民総参加による活力と特色のあるまちづくりを、これまで以上に推進していくことが求められています。そのため、これまでのまちづくりの成果と課題をもとに、厳しい時代だからこそ将来に夢を描き、中長期的なまちづくりの方向性を再構築し、今後の行政運営の指針となる第4次岡谷市総合計画を策定するものです。

II 計画の役割と性格

第4次岡谷市総合計画は、社会経済環境の変化や本市を取り巻く状況を踏まえ、中長期的な目標や市政の基本的な方向を定め、将来都市像を実現するための総合的な計画とします。

- ① 本市の将来目標と、それを達成するための市政の基本的方向を総合的かつ体系的に示し、計画的に市政を運営していくための指針とします。
- ② 市民をはじめ各種団体や企業などに対し、市政運営の指針を示すことにより理解と協力を得、まちづくりへの積極的な参加と行動を促進します。
- ③ 国や県に対しては、本市のまちづくりの目標を明らかにし、計画の実現に向け、積極的な支援と協力を要請します。



Ⅲ 計画の構成と期間

第4次岡谷市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」で構成します。

【基本構想】

基本構想は、長期的にめざすべき将来都市像と、その実現のための施策の大綱を明らかにするものです。平成21年度を初年度とし、平成30年度を目標年次とする10カ年計画とします。

【基本計画】

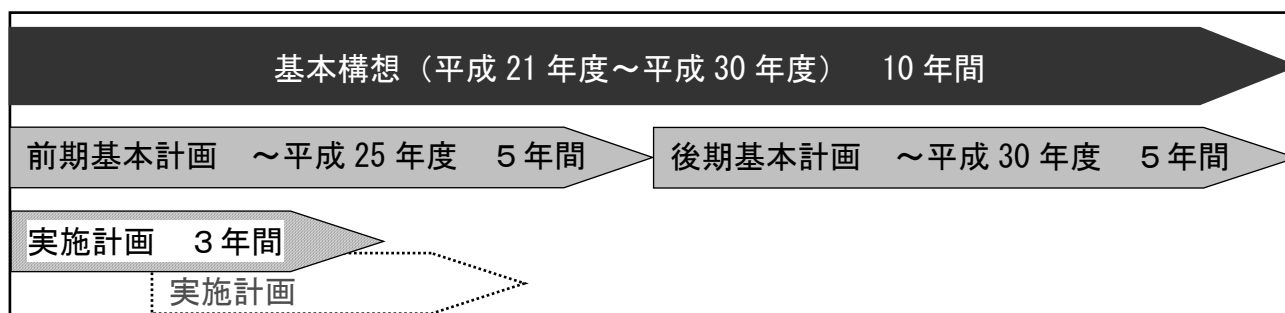
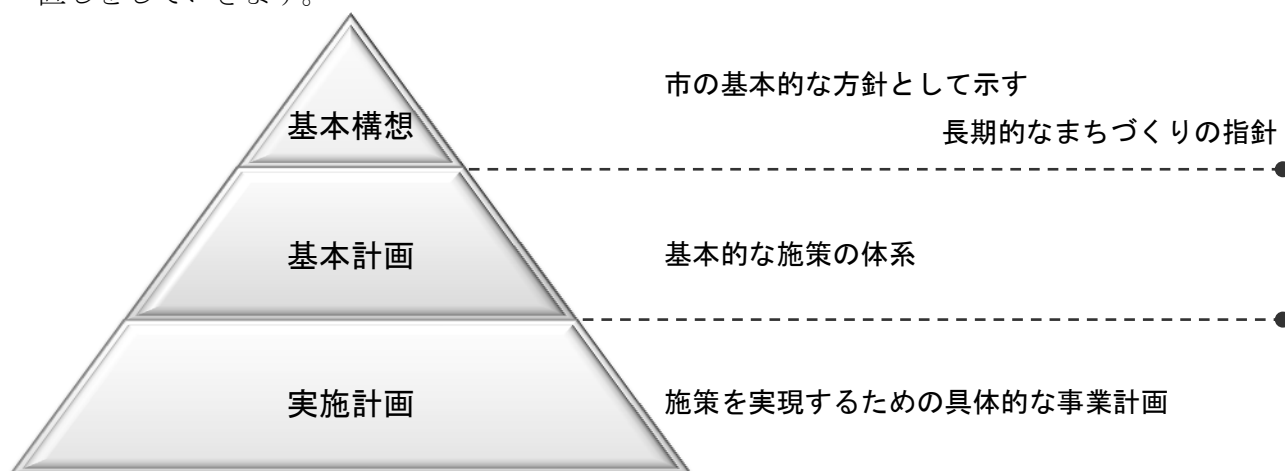
基本計画は、基本構想を受けて、中期的にその実現を図るために必要な基本的な施策を体系的に示すものです。計画期間は、前期と後期に分け、それぞれ5カ年計画とします。

○前期基本計画 平成21～25年度

○後期基本計画 平成26～30年度

【実施計画】

実施計画は、基本計画に示した基本的な施策を計画的、効率的に実施するための具体的な事業計画を明らかにするものです。計画期間は短期の3カ年とし、ローリング方式*により毎年見直しをしていきます。



*「実施計画」は毎年度見直しローリング

第2章 時代の潮流から見たまちづくりの課題

(1) 地方分権の進展と市民総参加のまちづくり

地方分権一括法*の施行、国の三位一体の改革、市町村合併の進展など、行政システムは中央集権型から地方分権型へと移行し、国と地方の役割分担や国の関与のあり方が見直され、国から地方への権限や税財源の移譲など、地方分権改革が加速することが予想されます。

こうした中、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、地方行政の中心的役割を果たし、地域における行政を自主的かつ総合的に推進するための自立した分権型行政への対応が求められています。

本市においても、自己決定、自己責任の原則のもと、行財政改革を一層推進し、健全財政を保持しながら個性豊かな特色のある施策を展開し、まちの魅力や価値を高めていくことが必要となっています。また、市民ニーズが多様化・高度化する一方で、まちづくりの担い手としての市民意識も高まってきています。

そのため、市民起点を基本とした、市民と行政の協働による市民総参加のまちづくりをこれまで以上に推進していくことが重要となります。市民と行政がそれぞれの役割を認識し、ともに手を携え、まちづくりに取り組んでいくことが必要となっています。

(2) 少子化・高齢化・人口減少への対応

わが国の人口は、平成17年（2005年）をピークに減少傾向となり、人口減少時代に入りました。その最大の要因は、出生率の低下による少子化であり、この少子化問題は若年労働人口の減少をもたらし、保険や年金などの社会保障制度の根幹をゆるがす大きな課題となっています。

本市においても、少子高齢化と人口減少は進んでおり、さらには、人口が減少する一方で世帯数が増え、核家族化が進行しています。

このことから、安心して子どもを産み、健やかでたくましく育てるための環境や、高齢者の社会参加や社会貢献など、生涯現役で暮らすための環境を整えるとともに、だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン*の視点によるまちづくりが重要となってきています。

そのためには、家庭、地域、ボランティア、NPO*、民間企業、行政などが、それぞれの役割を分担し、連携を深めることが必要となっています。だれもが、育児、教育、介護など生活のあらゆる場面で協力しあい、充実した生活を送るために、男女共同参画を推進するとともに、地域コミュニティの強化を図ることが求められています。



(3) 産業振興による活力の創出

わが国は、工業立国として技術革新を進めながら経済発展を続け、豊かな社会を実現してきました。しかし、経済のグローバル化を背景とした企業の海外進出や、中国をはじめとした新興工業国の急速な発展により、国内産業の空洞化や国際競争力の低下が進み、最近では、地域間、企業間の競争の激化や格差の拡大が課題となっています。

そのため、社会経済情勢を的確に把握し、それらの変化に対応できる、競争力のある力強い産業へと発展させることが求められています。

本市においては、市内企業が有する基盤技術をベースとして、高付加価値製品などの研究、開発に取り組み、さらには、高付加価値製品の供給基地をめざしていくことが期待されています。

また、各種産業振興策をバランスよく連携させることにより、相乗効果を発揮するとともに、製造業を軸とした産業のより一層の振興を図り、産業基盤をより強固に確立していくことで就労の活性化や人口の減少に歯止めをかけ、まちの活力を創出していくことが必要となっています。

(4) 安全・安心で健康な暮らしの確保

平成18年7月に発生した豪雨災害は、未曾有の被害をもたらしました。この災害では8名もの尊い市民の生命が失われたほか、生活の基盤である住宅、道路などの財産も失われ、安全・安心のまちづくりに多くの教訓を残しました。この教訓を生かし、さまざまな防災対策を進めてきましたが、今後も災害に対する備えを充実していく必要があります。

また、本市は東海地震の地震防災対策強化地域に指定されているほか、糸魚川ー静岡構造線付近に位置していることから、地震災害への一層の対応も必要です。

今後も地震や水害などの自然災害対策に重点を置き、さらには、地域コミュニティを基礎として、消費生活や交通安全、防犯など社会生活の不安を取り除き、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、市民一人ひとりが健康状態を自覚し、自分の健康は自分で守るという意識づくりと健康の維持増進のための地域づくりを進めていく必要があります。

(5) 地球規模の環境問題

世界の人口増加と大量に生産、消費して廃棄する社会システムが、地球温暖化や資源の枯渇、森林の破壊などを引き起こしています。地球規模での環境問題は、多くの人々が共通に認識するところとなり、国際的な枠組みの中でも、地球環境の保全と産業経済の持続的発展のバランスを保つことが求められています。

地域においても、日々の暮らしと自然との調和がとれた、快適な生活環境を確保していくことが課題となっており、地域の発展とともに、自然との共生を図っていくことが重要な視点となっています。市民一人ひとりが自覚を持ち、環境にやさしい市民生活をさらに推進する必要があります。リデュース（Reduceごみの発生抑制）、リユース（Reuse再使用）、リサイクル（Recycle再生利用）の3Rを基本とする循環型社会へ転換していくことが求められています。

（6）グローバル社会の進展

流通面や金融面などにおけるさまざまな規制緩和の推進は、企業の多国籍化や外資系企業の国内進出を促すとともに、国際的な障壁を取り払い、人、物、情報が自由に行き交う市場競争の激しさを増加させ、経済のグローバル化を急速に進展させています。

経済のグローバル化に伴い、日系企業の海外展開や外国資本の国内市場への参入などが進み、アジア諸国をはじめとする国際社会の動向が、直接国内産業や国民生活に大きな影響を与えるなど、諸外国との結びつきが緊密化してきています。

また、海外旅行者や海外居住経験者が増え、国際経験豊かな人々が年々増加するとともに、外国人登録者が増加するなど、さまざまな分野で地球規模での人的交流が拡大し、地域社会のグローバル化が進展しています。

特に近年では、労働力不足を補うため、南米や東アジアからの外国人登録者数が増加してきています。多様な文化をもつ在住外国人との交流を通じて、ともに住みやすく活動しやすいまちづくりを進めていく必要があります。

（7）情報通信技術の進展

情報通信技術（ICT）の飛躍的な発展により、時間的、距離的制約を超えて世界規模の情報ネットワークが構築され、ライフスタイルやワークスタイルも変化してきています。

また、産業の振興や地域社会の活性化などにおいては、新たな価値や可能性をもたらしてきましたが、一方では地域、年齢などによる情報通信格差やセキュリティ問題など解決しなければならない課題も多くなってきました。

今後、さらなる技術の進展にともない、いつでも、どこでも、何でも、だれでもネットワークと繋がり情報の自由なやり取りを可能とする環境の構築により、人々の暮らしが豊かで充実し、地域経済が一層発展していくことが期待されています。

行政においても行政手続のオンライン化など電子自治体の構築に向けた取り組みを進め、情報セキュリティ対策を強化しながら、行政の簡素化、効率化を進め、防災、保健、医療、福祉などあらゆる分野で市民の利便性を高め、まちの活力を高めていくことが求められています。

基本構想

第1章

岡谷市の将来都市像と基本目標

■□■□■ I 将来都市像 ■□■□■

■□■□■ II 将来人口の想定 ■□■□■

■□■□■ III 土地利用の構想 ■□■□■

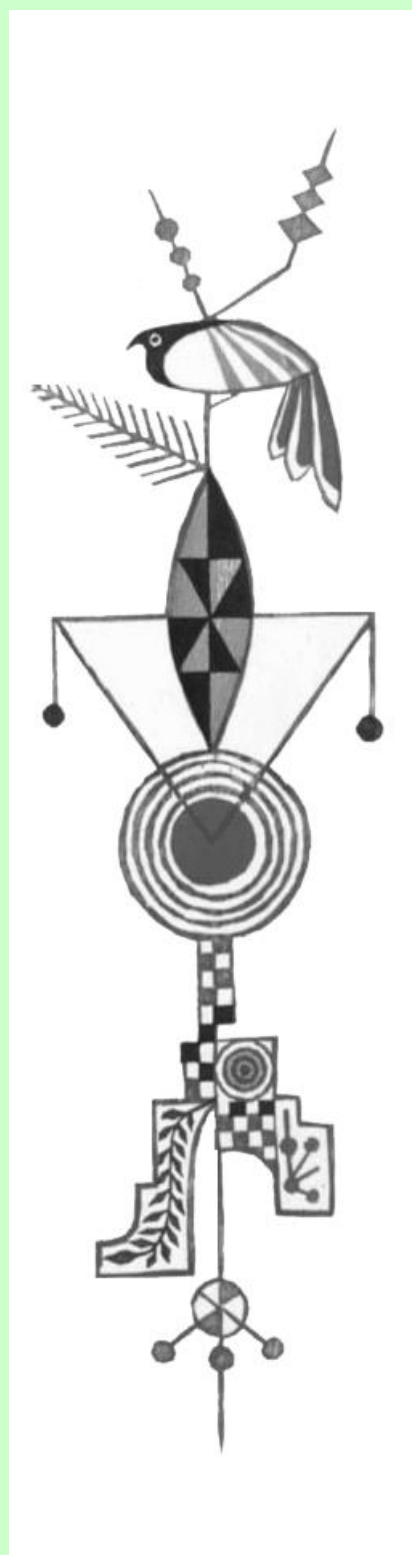
■□■□■ IV まちづくりの基本目標 ■□■□■

第2章

■□■□■ 施策の大綱 ■□■□■

第3章

■□■□■ 総合計画の推進に向けて ■□■□■



第1章 岡谷市の将来都市像と基本目標

I 将来都市像

《まちづくりの基本理念》

本市は、緑と湖に囲まれた美しい自然のもとに、先人の培ってきた歴史、文化、伝統を受け継ぎながら、生活の質や都市の魅力を高める施策の展開を図ることによって、人と自然が共生する健康で文化的な活力あるまちづくりを進めてきました。

岡谷市民憲章は、このまちづくりに対する市民共通の基本的な姿勢を示したものであり、いつの時代にあっても変わらない普遍的な目標として市民に根づいています。

このため、第4次岡谷市総合計画においても、岡谷市民憲章をまちづくりの基本理念として、市民総参加によるまちづくりを力強く進めていきます。

◆基本理念

- あたたかい心でまじわり、住みよい人間尊重のまちをつくります
- 自然を保護し、公害のない美しい環境のまちをつくります
- 心身をきたえ、明るい健康のまちをつくります
- 教養を深め、かおり高い文化のまちをつくります
- 仕事に誇りをもち、豊かな産業のまちをつくります



《将来都市像》

本市は、高度な工業技術の集積が進んだ産業都市です。狭い可住地には約53,000人が密集して居住する、長野県第2位の人口密度であるコンパクトなまちでもあります。その背景には、緑の美しい山々や諏訪湖にまつまれた自然環境と、中央自動車道と長野自動車道が交わる広域交通の要衝という立地条件があり、先人のたゆまぬ努力と創意工夫の積み重ねが現在の本市を形づくっています。

地方分権の進展に伴い、地方自治体には、自己決定、自己責任の原則のもと、健全財政を保持しながら特色あるまちづくりを推進することが求められています。

本市においては「市民総参加のまちづくり」を市政運営の基本として、市民と行政が手を携えて、ともに考え、ともに行動する、協働のまちづくりに取り組んできています。

今後も、市民一人ひとりが市政に参画し、いきいきと輝きながらその力を発揮できるよう、これまで以上に市民総参加による市民起点のまちづくりを推進していきます。

県内有数の工業都市として発展してきた経緯を踏まえ、働く場の確保、人口の定着を図りながら、一層の産業振興を推進し、自立したたくましいまちをめざしていきます。そのたくましさのもと、市民が輝き、いきいきと暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

将来都市像を

『みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷』

とし、その実現をめざします。

「みんなが元気に輝く」は、岡谷に住み働くすべての市民をはじめ、岡谷らしい独自の文化や教育、福祉など、岡谷のあらゆるものが輝くことをイメージしています。

また、「みんなが元気に輝く」まちづくりを推進するためには、製造業を中心とした産業振興を図ることにより、まちの活力とにぎわいを創り出し、安定した財政基盤を確立することが重要です。

「たくましいまち」は、そうした産業の力強さに支えられた足腰の強い、安全で安心して暮らせるまちをイメージしています。

Ⅱ 将来人口の想定

計画の目標年度である平成30年度における都市規模を明らかにするために、人口指標を次のとおり設定します。

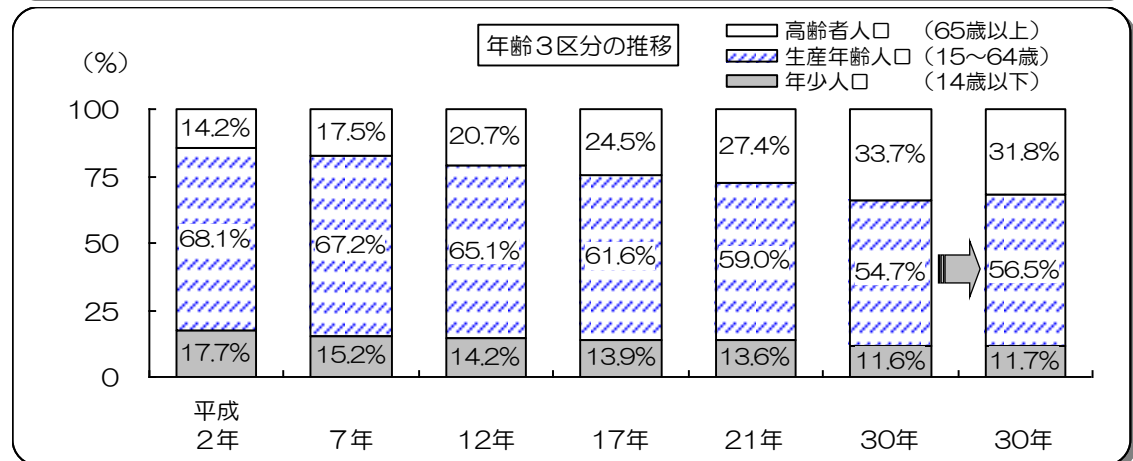
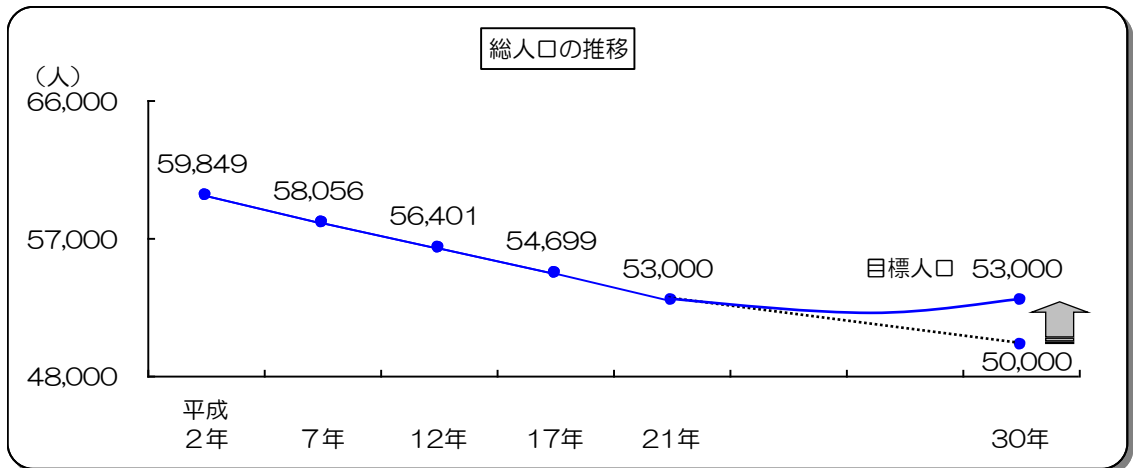
将来人口（平成30年）53,000人

《人口の見通し》

平成30年における岡谷市の人口推計は、これまで同様、人口減少と少子高齢化が一層進展し、50,000人程度の人口規模になるものと推測されます。

しかし、良好な生活環境や都市の活力を維持していくため、産業振興施策や子育て支援策、さらに効果的な土地利用などの人口定住対策を推進することにより、53,000人の人口規模を目標として設定します。

【資料・データ】



※総数には、年齢不詳を含む ※総人口は、平成17年の国勢調査をもとにコーホート要因法*により算出



Ⅲ 土地利用の構想

本市の面積は85.19km²で、その約3割の可住地に約53,000人の市民が生活しています。そのため、市民共有の財産である市域の有効利用を図ることは、大変重要な意味を持ちます。

地域の振興を基本として、自然的、社会的、文化的な特性に配慮した、土地の有効活用を図り、健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を総合的かつ計画的に推進します。

また、企業立地を推進するため、周辺環境に配慮しながら土地利用の転換に努めます。

《地域別土地利用》

本市の地域を、横川山を中心に豊かな自然をたたえる「北部地域」と、市街地と塩嶺一帯の山林を含む「中部地域」、さらに、湊地域、川岸地域と西山地域からなる「南部地域」に分けて、土地利用を検討します。

ア 北部地域

北部地域については、水源かん養*などの機能が低下しないよう、自然環境の保全に努めるとともに、森林の保全、整備を推進します。

イ 中部地域

中部地域については、都市化の進展に対応して、地域の実情に応じた秩序ある土地の有効利用と都市機能の充実に努め、基盤整備とあわせて都市景観整備を進めることにより、市民の憩いの場としての公園、緑地、水辺環境などの充実に努め、快適な都市環境の整備を推進します。

また、地域内の農用地については、優良農地の確保に努め、農用地の適切な維持、管理を促進するとともに、将来を展望した土地の有効利用を検討します。

ウ 南部地域

南部地域については、周辺環境などに配慮しながら地域の活性化に向けて都市基盤整備を推進します。

また、西山地域は、森林保全整備を推進し、自然を守り育て、森林の総合的な利用を推進します。

一方、諏訪湖については、自然環境、景観の保全に努め、湖と景観を活かした親水環境の形成を推進します。

《目的別土地利用》

地域の特性を活かした均衡ある発展を図るとともに、乱開発の防止および適切な土地利用を誘導するため、4つの整備ゾーンを設定し、地域整備を推進します。

ア 中心市街地ゾーン

中心市街地ゾーンについては、商業、業務、医療、文化、住宅と交通並びに情報通信機能の集積、誘導を進め、それぞれの有機的な連携を図ることによって、本市の中核的な拠点地区の形成を図ります。

イ 森林保全ゾーン

森林保全ゾーンについては、保安林指定、もしくは保全を優先すべき森林区域であり、土砂流出防備、水源かん養などの公益的機能の充実、自然資源を活かした整備を図ります。

ウ 森林ふれあいゾーン

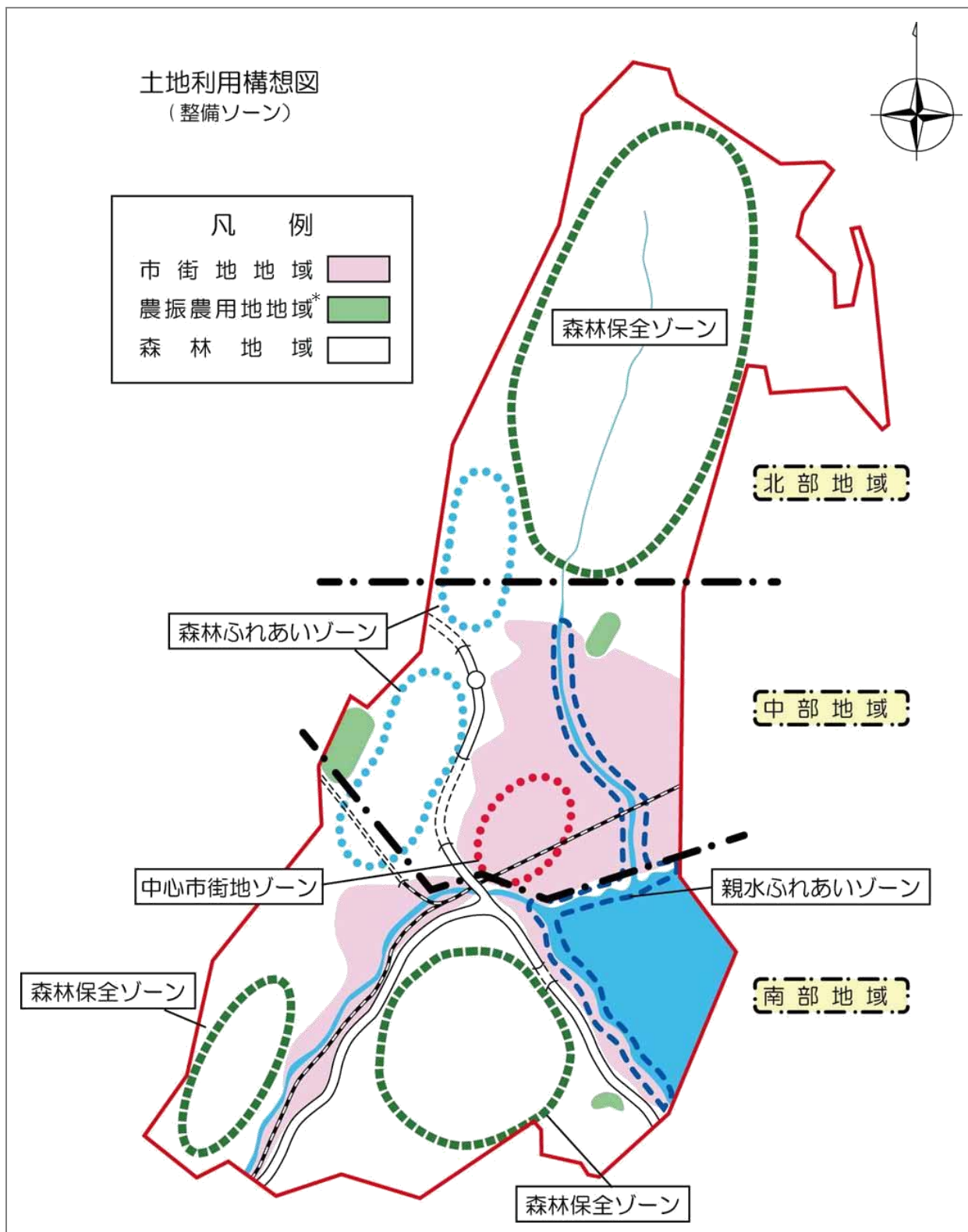
森林ふれあいゾーンについては、自然とふれあい、レクリエーション活動などの場として、森林や公園施設などの機能を増進するための整備を進め、森林の総合的な利用を推進します。

エ 親水ふれあいゾーン

親水ふれあいゾーンについては、水辺の自然環境に配慮しながら、水辺空間と自然を活かした緑豊かな快適空間を確保し、憩いとやすらぎの場、心身の健康づくりの場、スポーツ、文化などの交流の場として整備を進めます。



《目的別土地利用》



IV まちづくりの基本目標

将来都市像である「みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷」の実現に向けて、5つのまちづくりの基本目標のもとに、施策の大綱を掲げます。

基本目標 1

魅力と活力にあふれる、にぎわいのあるまち

基本目標 2

ともに支えあい、健やかに暮らせるまち

基本目標 3

自然環境と暮らしが調和した、安全・安心なまち

基本目標 4

生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち

基本目標 5

快適に生活できる、都市機能の充実したまち



第2章 施策の大綱

みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷

基本目標	政策	施策	細施策	
基本目標1 魅力と活力にあふれる、 にぎわいのあるまち	1 基幹産業の振興	1-1 工業の振興	(1)企業立地の推進 (2)工業活性化対策の推進 (3)経営環境の充実 (4)産業の連携・交流 (5)テクノプラザおかやの活用	
		2 産業の振興	2-1 商業の振興	(1)にぎわいのあるまちづくり (2)商業環境の整備 (3)商業者、関係団体の育成強化
			2-2 サービス業の振興	(1)産業支援型サービス業の育成 (2)生活支援型サービス業の育成 (3)環境関連サービス業の育成
	2-3 観光の振興		(1) 特色ある観光の推進 (2)観光受け入れ体制の整備	
	3 勤労者対策の推進	2-4 農林漁業の振興	(1)農業の振興 (2)林業の振興 (3)漁業の振興	
		3-1 勤労者福祉の充実	(1)勤労者の生活支援 (2)勤労者の活動の充実	
		3-2 雇用対策の充実	(1)雇用対策の推進 (2)労働環境の充実	
	基本目標2 ともに支えあい、 健やかに暮らせるまち	4 保健・医療の充実	4-1 健康づくりの推進	(1)健康づくり意識の啓発 (2)生活習慣病予防対策の推進 (3)地域で進める健康づくりの推進
			4-2 予防対策の推進	(1)各種検診の推進 (2)感染症対策の推進
4-3 母子保健の充実			(1)母性および乳幼児の健康の確保 (2)育児不安の軽減	
4-4 医療体制の充実			(1)地域医療体制の推進 (2)岡谷市病院事業の整備・充実	
5 子育て支援		5-1 子育て支援の充実	(1)地域とともに支える子育ての推進 (2)子育て支援サービスの充実 (3)子どもの育成支援	
		6 福祉の充実	6-1 地域福祉の推進	(1)地域福祉の推進 (2)市民福祉の拠点づくりの充実 (3)相談体制の充実
			6-2 障害者（児）福祉の推進	(1)障害者支援の環境づくり (2)障害者福祉サービスの充実
			6-3 高齢者福祉の推進	(1)高齢者の生きがいづくりの推進 (2)介護保険事業の広域運営 (3)要介護高齢者対策の充実
6-4 社会保障の円滑な運営			(1)国民健康保険事業の運営 (2)長寿医療〔後期高齢者医療〕制度 (3)福祉医療の給付 (4)自立支援と最低生活保障	
基本目標3 自然環境と暮らしが調和した、安全・安心なまち		7 環境保全の推進	7-1 地球環境対策の推進	(1)地球温暖化防止への取り組み (2)市民と進める地球環境の保全
			7-2 自然環境の保全	(1)地域の特性に応じた自然環境の保全 (2)自然とのふれあいの推進
			7-3 生活環境対策の推進	(1)総合的な生活環境保全対策の推進 (2)野焼き、不法投棄の防止
	8 循環型社会の構築	8-1 廃棄物対策の推進	(1)廃棄物適正処理の推進	
		8-2 環境衛生対策の推進	(1)火葬場、霊園の整備 (2)し尿処理施設の維持管理 (3)公衆浴場活性化の支援	
	9 安全・安心な暮らしの確保	9-1 危機・防災・減災対策の推進	(1)危機管理対策の推進 (2)防災対策の推進 (3)減災対策の推進	
		9-2 治山・治水事業の推進	(1)治山事業の促進 (2)治水事業の推進	
		9-3 生活安全対策の推進	(1)交通安全思想の普及 (2)防犯対策の推進 (3)空き家の安全対策 (4)消費者保護の推進 (5)食の安全	
		9-4 消防・救急体制の充実	(1)消防施設の充実と消防力の強化 (2)救急・救助の充実 (3)消防広域化への対応 (4)火災予防の推進と防災意識の高揚 (5)消防団の充実	
		9-5 上下水道の整備・維持	(1)水道施設の整備・更新 (2)水質管理体制の強化 (3)危機管理体制の強化 (4)水道事業の円滑化 (5)諏訪湖流域下水道の整備促進 (6)公共下水道の整備および管理 (7)公共下水道事業の円滑化 (8)温泉の維持管理	
	基本目標4 生涯を通じて学び、 豊かな心を育むまち	10 生涯学習の推進	10-1 学校教育の充実	(1)学習環境の整備 (2)教育施設などの整備 (3)児童・生徒の育成 (4)学校・家庭・地域との連携 (5)高等学校以上の教育
			10-2 青少年の健全育成	(1)子育て土壌づくりの支援 (2)地域における健全な環境づくり (3)青少年活動の推進
			10-3 社会教育の充実	(1)学習活動への参加促進と 学習機会の充実 (2)生涯学習推進基盤の整備
11 文化・スポーツの振興		11-1 文化・芸術の振興	(1)文化施設の整備、活用 (2)文化活動の促進支援	
		11-2 文化財の保護・活用	(1)文化財の調査・記録・保存 (2)文化財の展示、活用 (3)史跡公園の管理、活用 (4)岡谷市史の編集	
		11-3 スポーツの振興	(1)市民ひとり1スポーツの実現 (2)競技力の向上 (3)スポーツによるまちづくり (4)スポーツ環境の整備・充実	
12 国際理解の醸成	12-1 多文化共生の推進	(1)国際交流の推進 (2)国際理解の醸成		
基本目標5 快適に生活できる、 都市機能の充実したまち	13 計画的土地利用の推進	13-1 計画的土地利用の推進	(1)土地利用の基本方向 (2)土地利用の規制・誘導	
		13-2 まちの活力を高める市街地整備	(1)中心市街地への都市機能の誘導、集積 (2)湖畔地区の整備 (3)良好な市街地の形成	
		13-3 住宅・宅地の整備	(1)宅地の整備 (2)住宅の整備 (3)住環境の整備	
	14 交通網の整備	14-1 道路の整備	(1)基幹道路の整備 (2)生活道路の整備	
		14-2 公共交通網の整備	(1)公共交通の整備	
	15 都市空間の充実	15-1 良好な都市景観の保存と創造	(1)都市景観の整備	
		15-2 都市緑化の推進	(1)都市の緑の創出と保全 (2)協働による緑化推進	
15-3 公園の整備		(1)計画的な公園緑地行政の推進 (2)公園緑地の整備、充実		

総合計画の推進に向けて

- 市民総参加のまちづくり
 - (1)市民参画の推進
 - (2)地域コミュニティの醸成
 - (3)男女共同参画の推進

- 開かれた市政運営の推進
 - (1)情報公開の充実と個人情報の保護
 - (2)広報広聴活動の充実
 - (3)情報化の推進

- 将来を見据えた行政経営の推進
 - (1)効率的・効果的な行政経営
 - (2)健全財政の保持
 - (3)財産管理の適正化

- 広域市町村との連携
 - (1)広域行政の推進
 - (2)市町村合併に向けて

前期重点プロジェクト
たくましい産業の創造
輝く子どもの育成

※前期重点プロジェクトとは
前期基本計画の5年間に重点的に取り組むもので
具体的な事業は実施計画に示していきます。



基本目標 1 魅力と活力にあふれる、にぎわいのあるまち

■政策 1 基幹産業の振興

・施策 1-1 工業の振興

製糸業で培ったものづくりの進取の気質を生かし、精密機械工業を中心とした基幹産業である製造業における安定した経営の実現と、創意工夫に満ちた意欲的な取り組みを支援します。

特に、ナノテクノロジー*をベースにしたスマートデバイス*の世界的供給基地をめざすとともに、スマートデバイスを組み込んだ高付加価値製品の商品化を図るための技術支援のほか、長野県工業技術総合センターや大学の持つノウハウを活用すべく産学官の連携をより一層深めます。

また、企業立地を推進し、企業誘致と既存企業の流出防止に取り組みます。

さらに、近年懸念されている、若者のものづくり離れを阻止すべく、次代を担う子どもたちへのものづくり教育や後継者および技術者などの人材育成も推進します。

経済のグローバル化に対応するために、アジア諸国のみならず欧米の国々との企業交流を図り、世界進出を進めます。

■政策2 産業の振興

・施策2-1 商業の振興

消費者ニーズや時代の変化に的確に対応できるよう、個性的で魅力ある個店、商店街づくりを支援します。

また、消費者、商業者などとの協働により、中心市街地活性化に取り組み、活力とにぎわいの向上をめざします。

さらに、意欲的な商業者、創業者を積極的に支援し、新たな商業活力と人材育成に努めます。

・施策2-2 サービス業の振興

高度情報化、少子高齢化のほか、環境に配慮した省エネルギー型社会の進展など、時代とともに進展するサービス経済化の流れに的確に対応しながら、経済の活性化につながるサービス産業の育成に努めます。

・施策2-3 観光の振興

市内各公園などの自然資源、特色ある文化施設や個性ある観光施設を有効に活用しながら、新たな資源の再発見を行い、観光情報の提供や観光客の受け入れ態勢の充実を図ります。

また、近代化産業遺産群*などの製糸業関連の建築物群を巡る観光ルートやものづくり体験ができる産業観光など魅力ある観光ルートの確立を進めます。

・施策2-4 農林漁業の振興

自然的、社会的立地条件を活かし、花き、野菜などの施設園芸を中心とした都市型農業の振興を図るとともに、安全・安心な農産物を安定的に確保するため、地産地消を推進します。

また、農地の適切な維持管理を促進するとともに、基盤整備に取り組みます。

さらに、意欲ある営農集団や中核的な担い手の育成、支援を図り、生産性や収益性の高い農業の確立をめざします。

森林は、木材の生産はもとより、国土の保全、水源のかん養、保健休養などの公益的機能を有しています。このような森林の機能を維持していくため、「岡谷市森林整備計画*」に基づき、計画的な造林や育林などを図り、森林の適切な保全、管理に努めます。

諏訪湖、天竜川を基盤とする内水面漁業*は、漁場の浄化や人工種苗放流*などによる漁場、漁業資源の維持に努めます。

■政策3 勤労者対策の推進

・施策3-1 勤労者福祉の充実

勤労者が、ゆとりと豊かさのある生活を実現できるよう、各種勤労者福祉制度の活用を図るとともに、勤労者福祉推進団体の育成や支援により、勤労者の福利厚生の実現を図ります。

・施策3-2 雇用対策の充実

労働力人口の減少や就業形態の多様化など雇用環境が変化している中で、若年労働力の確保をはじめ、高齢者の活用や女性の雇用拡大などを図り、安定した雇用の確保を推進します。

また、技術革新や技術の高度化に対応できる人材の確保と育成のため、職業能力開発の活用や機会の充実を図ります。



基本目標 2 とともに支えあい、健やかに暮らせるまち

■政策 4 保健・医療の充実

・施策 4-1 健康づくりの推進

「岡谷市健康増進計画（後期計画）*」に基づき、市民一人ひとりが主体的に健康増進に取り組み、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、自分の健康は自分で守る意識啓発と環境づくりに努めます。

・施策 4-2 予防対策の推進

市民一人ひとりが健康で生きいきとした生活を送るため、各種検診などを実施し、その受診率の向上と保健指導の充実を図ります。

予防接種により疾病の発生と蔓延の予防を図るため、接種機会を安定的に確保し、積極的な接種を勧奨します。

・施策 4-3 母子保健の充実

未来を担う子どもを安心して産み育てられるよう、妊娠、出産、育児について乳幼児健診、母子訪問、各種母子保健事業などの充実を努め、母子の健康の保持を図ります。

・施策 4-4 医療体制の充実

市民が地域で安心して暮らせるよう、医師不足による医療崩壊が懸念される中、国の医療施策の動向や市民ニーズなど踏まえ、関係機関と連携し、医療体制の整備、充実を努めます。

また、病気や医療に関し何でも相談できる身近なかかりつけ医の役割や医療の適正な受診などについて、市民意識の向上に努めます。

岡谷市病院事業については、地域医療を守るための市民病院の存続を基本とし、統合新病院の早期具現化を進めます。

また、地域で果たすべき役割を踏まえ、患者サービスを主体とした経営の安定化に努めます。さらに、民間医療機関との連携を強化するとともに、医療サービスの適切な機能分担を主導的な立場で進めます。

■政策 5 子育て支援

・施策 5-1 子育て支援の充実

子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスなどの提供により育児と就労の両立支援を進めます。

家庭や子どもを取り巻くさまざまな問題を把握し、家庭、地域、学校、行政など関係機関が連携を図りながら子育て支援を行い、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを進めます。

また、幼児教育の重要性を踏まえ、子どもが健全に成長し、豊かな心を育むために、幼稚園、保育園、小学校と連携を深め、幼児教育の充実を図ります。

■政策 6 福祉の充実

・施策 6-1 地域福祉の推進

子どもから高齢者まですべての市民が、家庭や地域で安全で快適に、そしてふれあい豊かな生活を送ることができるようボランティアや地域活動団体などの育成とネットワーク化を図り、市民がともに支えあう地域ぐるみの福祉体制の確立に努めます。

・施策 6-2 障害者（児）福祉の推進

障害者の人権が尊重され、住み慣れた地域でともに生活できるよう、障害者の自立と社会、経済、文化あらゆる分野への参加を促進する「岡谷市障害者福祉計画*」を基本においた障害者（児）福祉施策の推進を図ります。

また、障害者自立支援法*に基づく、今後の障害者施策の課題とされる地域生活移行や就労支援にかかわる施策に取り組み、障害者の自立支援に努めます。

・施策 6-3 高齢者福祉の推進

高齢者が住みなれた地域で尊厳をもって自立した生活ができるよう、市民、地域、行政などがそれぞれの役割を自覚し、連携を図るとともに、高齢者自身が社会生活を支える一員として、社会参加や生涯現役で暮らすための体制づくりを進めます。

また、「岡谷市高齢者福祉計画」に基づき、高齢者福祉施策の推進を図ります。

介護保険制度については、保険者である諏訪広域連合と連携し、効果的な介護予防事業を展開するとともに「地域包括支援センター*」の機能強化を図り、安定的な運営と良質な介護サービスの提供が受けられる環境整備に努めます。

・施策 6-4 社会保障の円滑な運営

国民健康保険事業については、医療制度改革にともない、導入された特定健診*や特定保健指導*を効果的に実施するとともに、健康づくりのための保健事業を積極的に推進し、医療費の適正化を図るなど、安定的な運営に努めます。

また、長寿医療（後期高齢者医療）制度について、長野県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な運用に努め、福祉医療の適正な給付を推進し、医療の確保を図るとともに、市民の健康の保持および福祉の増進を図ります。

生活支援と自立更生を促進するため、相談指導体制の充実を図り、生活保護制度の適切な運用、各種援護制度の活用に努めます。



基本目標 3 自然環境と暮らしが調和した、安全・安心なまち

■政策 7 環境保全の推進

・施策 7-1 地球環境対策の推進

地球温暖化の防止やオゾン層の保護など地球環境問題に対する市民意識の高揚を図り、地球環境を考える視点から省エネルギーや新エネルギーなどの利用など、日常生活や事業活動における可能な取り組みをさらに推進し、地球環境問題に取り組みます。

・施策 7-2 自然環境の保全

良好な自然環境を維持するため、里山の保全や水辺環境整備などを推進し、水生生物や動植物が息できる環境の維持とふれあいの機会の確保を図ります。

また、子どもから大人まであらゆる市民が、環境保全に向けた活動に継続的に取り組めるよう、環境教育の推進に努めます。

・施策 7-3 生活環境対策の推進

騒音、振動、悪臭など市民の健康に影響を与える問題について、関係する法令の周知や、適切な情報の提供に努め、公害防止対策を推進します。

また、生活環境への影響を与える不法投棄などについて、関係機関と連携した調査・パトロールの実施など、監視体制の一層の充実を図り、指導強化に努めます。

■政策 8 循環型社会の構築

・施策 8-1 廃棄物対策の推進

持続可能な循環型社会の実現をめざして、市民、事業者、行政が一体となってリデュース（Reduceごみの発生抑制）、リユース（Reuse再使用）、リサイクル（Recycle再生利用）の3Rの推進を図り、廃棄物の適正な処理に努めます。

また、廃棄物処理施設の湖周3市町による広域的な整備を推進します。

・施策 8-2 環境衛生対策の推進

環境衛生施設である火葬場、衛生センターなどについては、関係市町の連携を図りながら、適正かつ効率的な管理運営を進めます。

■政策 9 安全・安心な暮らしの確保

・施策 9-1 危機・防災・減災対策の推進

集中豪雨などの風水害や大規模地震などの自然災害はもとより、市民生活に重大な影響を及ぼす事件、事故など、多種多様な危機事象や緊急事態に適切に対処できるよう、危機管理体制の強化に努め、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。

特に、平成18年7月豪雨災害の教訓を忘れることなく、防災意識の普及啓発を一層推進し、地域防災体制の充実、防災基盤の整備を計画的に進めます。

また、市民、地域、防災関係機関、そして行政がそれぞれの役割を果たし、緊密な連携をさらに深めることにより、減災に向けた取り組みの推進に努めます。

・施策 9-2 治山・治水事業の推進

自然災害から人命や財産を守り、安全・安心な生活環境づくりのために、国、県など関係機関とも連携して治水や土砂災害対策のより一層の充実に努めます。また、河川改修や治山、砂防施設の設置、整備を促進するとともに、災害危険箇所の定期的な調査を実施します。

・施策 9-3 生活安全対策の推進

関係機関や岡谷市安全会議などの関係団体と緊密な連携を図りながら、交通安全、防犯、消費生活などの生活の安全・安心に関わる施策を推進し、住みよい地域社会の実現をめざします。

・施策 9-4 消防・救急体制の充実

火災や地震をはじめとする各種災害、また、交通事故や急病人などの救急・救助活動は複雑多様化し増加の傾向にあります。また、決して忘れることのできない平成18年7月豪雨災害では、多くの市民の生命財産が失われました。このような、大規模災害に対応するため、「長野県消防広域化推進計画*」を視野に入れながら、消防水利や施設、機材など消防力の充実や市民に対する防火、防災意識の高揚に努めます。

また、地域に密着した消防団は、火災などの災害活動や、今後、発生すると予想される東海地震への対応など、その重要性、必要性はますます高くなることから、多種多様な災害へ即応できる体制を強化します。

・施策 9-5 上下水道の整備・維持

上下水道事業は、市民生活、企業活動に欠かすことのできないものとなっています。

財政基盤の強化を図り安定した経営により、施設の適正な維持管理に努めるとともに、災害に対応した危機管理対策を推進します。

水道は、良質で安定した水を継続的に供給するため、水源環境の保全に努め、老朽施設の計画的な整備を進めます。

下水道は、諏訪湖をはじめとする河川などの水質汚濁防止や環境保全を図り、あわせて市民の居住区域を快適で衛生的な環境とするため、未整備地区の計画的な整備を進めます。

温泉事業は、引き続き施設の適切な維持管理に努めます。



基本目標 4 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち

■政策10 生涯学習の推進

・施策10-1 学校教育の充実

子どもたちの心身の発達を助長し、知識の習得と豊かな人間性を育てるため、教育内容の充実、施設・設備の整備を図るなど教育環境の充実に努めます。

また、子どもたちが新しい時代を切り拓く創造性豊かで、人として自立できる力を身につけていけるよう、学校、家庭、地域、関係機関などとの連携を図り、地域社会全体で心豊かなたくましい人間性や社会性を育む教育を推進します。

・施策10-2 青少年の健全育成

「おかや子育て憲章」の理念に基づき、子どもの心の自立を支えるよう家庭や地域社会が関係機関との連携のもとに、子どもの健全育成の基礎となる家庭教育力の向上や仲間づくり、また親子の絆を深められるようふれあいの機会の充実に努めます。

青少年の自主性や責任感を育むため、社会参加や交流活動などの機会の充実に努め、多様な人間関係を形成する重要な時期にある青少年の健全育成を推進します。

・施策10-3 社会教育の充実

多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、あらゆるライフステージに応じた学習機会や情報などを提供し、生きがいづくり、仲間づくり、社会貢献など市民が自主的に学び、支えあう生涯学習の環境づくりを進めるとともに、生涯学習活動の参加促進に努めます。

■政策11 文化・スポーツの振興

・施策11-1 文化・芸術の振興

潤いのある心豊かな暮らしの実現をめざし、楽しさや感動、充実感をもたらす芸術文化の振興および地域文化の伝承を図ります。このため、優れた舞台芸術や美術作品を鑑賞できる機会の充実を図るとともに、市民みずからの創作活動による発表の場を提供し、文化団体や人材育成を支援し、市民の芸術文化活動の活性化を図ります。

また、芸術文化の拠点となる施設の環境整備に努めます。

・施策11-2 文化財の保護・活用

歴史的文化遺産の保護・継承のため文化財保護意識の高揚と文化財保存活動の支援を図り、地域資源としての活用を推進します。

特に、本市の礎を築いた製糸業に関わる近代化産業遺産群については、まちづくりや地域活性化の面からも活用を図ります。

・施策11-3 スポーツの振興

市民一人ひとりが日常の生活の中で生涯にわたり、自己にあったスポーツに積極的に親しむことは、健康の保持増進、体力の向上、精神面のリフレッシュに役立ちます。

それぞれの目的、健康、体力、年齢に応じたスポーツ・レクリエーションに親しみながら、健康の維持増進を図り、心のふれあいと明るく活力に満ちた「生涯スポーツ」活動を体育関係団体との連携により推進するとともに、競技力の向上をめざしたさまざまな取り組みを行います。

■政策12 国際理解の醸成

・施策12-1 多文化共生の推進

本市に在住する外国人の数は年々増加傾向にあり、国際理解の醸成と外国人が暮らしやすいまちづくり、外国人との共生の推進が求められています。

このため、国際交流活動を推進し、地域住民と在住外国人の異文化に対する理解を深めるとともに、児童生徒に対しては、国際理解教育の充実を図りコミュニケーション力の育成に努めます。

また、単に在住外国人の生活を支援するだけでなく、国籍や民族などの異なる人々がお互いの文化や習慣を尊重しあい認めあいながら、対等の関係を築き、同じ地域の構成員としてともに生きていくことができる社会をめざします。



基本目標5 快適に生活できる、都市機能の充実したまち

■政策13 計画的土地利用の推進

・施策13-1 計画的土地利用の推進

土地の利用に当たっては、都市と自然との調和に留意しつつ、各地域の特性に応じた適切な機能配置と土地の有効利用を図るとともに、快適な居住環境の確保と産業振興のための合理的で計画的な土地利用を推進します。

・施策13-2 まちの活力を高める市街地整備

都市機能の充実を図るため、憩いの空間確保、居住環境の向上、計画的な土地利用を促進し、特に中心市街地においては、商業、業務、住宅や病院などをコンパクトに集約し、利便性や回遊性に配慮した市街地整備を行います。

また、交通の円滑化、良好な居住環境の形成、防災空間の確保を図るため、骨格的な道路などの都市基盤整備を推進します。

・施策13-3 住宅・宅地の整備

市民の住宅ニーズや人口定着、市街地の活性化を図るため、快適な居住環境に つつまれた良質な住宅地の提供が必要です。計画的な土地利用に基づき住宅地の開発整備を推進します。

また、若年層の定住化、高齢化社会などに対応した住宅提供について、民間活力を誘導しながら住宅確保に努めます。

市営住宅については、「岡谷市営住宅ストック総合活用計画」を見直すとともに、地域の状況や住宅需要などに応じた適切な維持管理を行います。

■政策14 交通網の整備

・施策14－1 道路の整備

道路は、市民生活ばかりでなく、地域経済や地域間交流を支える社会基盤であり、国道20号、同バイパス、下諏訪辰野線、岡谷下諏訪線などの国道・県道や都市計画道路などの幹線道路整備を促進します。

また、市民生活の安全・安心を支える生活道路についても、高齢化の進展をはじめとするさまざまな社会の要請に応えられるよう、きめ細かな整備を推進します。さらに、市民の参加と協力を得ながら、適正な道路管理に努めます。

・施策14－2 公共交通網の整備

岡谷駅のより一層の利用増進を図るため、中央東線の複線化や高速化など、また、リニア中央新幹線の早期建設などの整備を関係機関に要請します。

通勤、通学、通院、買い物などの身近な交通手段として利用している、鉄道、路線バス、シルキーバスが連携して、市民が利用しやすいシステムづくりに努めます。

■政策15 都市空間の充実

・施策15－1 良好な都市景観の保存と創造

豊かな自然景観を育むとともに優れた歴史景観などを保存活用しながら、良好な都市景観を市民とともに形成します。

また、建築物や屋外広告物については、「住まい街並み形成マニュアル*」や「岡谷市景観形成基本計画*」に基づき、自然環境や地域の特性などとの調和を促しながら、個性的で魅力的な都市景観の形成に努めます。

・施策15－2 都市緑化の推進

都市の緑は、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれるなど良好な都市環境を保つうえで重要です。これからも身近な緑の保全に努めながら、道路、公共施設や民有地の緑化を促進するなど、市民との協働による都市緑化に取り組みます。

・施策15－3 公園の整備

公園は、市民のレクリエーション活動、健康運動、自然とのふれあいなど、健康づくりや憩いの場であるとともに、都市景観の形成や防災、避難場所としても重要な役割を果たしています。

このため、機能や目的に添った公園整備を計画的に進めるとともに、潤いとやすらぎがあり、利用しやすい公園となるよう、市民の自主的、主体的な参加を得ながら適正な公園管理に努めます。



第3章 総合計画の推進に向けて

基本目標の達成に向けて、市民総参加による活気に満ちた将来に夢が持てるわくわくするまちをめざし、だれもが快適に暮らせるユニバーサルデザインの視点のもと、選択と集中による安定した行財政運営に努めながら、特色あるまちづくりを推進します。

○市民総参加のまちづくり

市民総参加のまちづくりを推進するためには、市民の積極的な市政への参加を促進し、市民と行政の協働による施策展開が重要です。

また、男女共同参画意識の高揚を図るとともに、自助*、共助*、公助*の考えのもと地域コミュニティ意識の醸成と、自主的な活動を支援することは、これからの地域づくりには欠かせないものといえます。

このため、市民の自主的な参加意識の高揚を図るとともに、市民ニーズに応える新たな担い手としてNPOなどのまちづくり活動への参加を促進します。

また、地域の課題に取り組んでいる各種団体のコミュニティ活動が活性化されるよう育成、支援、情報提供をし、自主的な市民活動の活性化に努めます。

○開かれた市政運営の推進

開かれた市政運営は、市民の行政に対する関心を高め、理解を深める上で不可欠な条件であるといえます。

このため、市民ニーズを的確にとらえる広聴活動を進め、さまざまな情報発信手段を用い、正確でわかりやすい情報提供、情報公開を推進するとともに、より一層の個人情報の保護に努めます。

また、情報通信技術の効果的な活用により、インターネットを利用した行政手続など市民の利便性に配慮した行政サービスの充実を図るとともに、効率的な行財政運営に努めながら、総合計画の各施策の事業を推進します。

さらに、技術の進歩に応じた最適な情報通信基盤の整備と活用により、市民生活の豊かさや便利さの向上に努め地域情報化を推進します。

○将来を見据えた行政経営の推進

行政需要がますます多様化・高度化していく中で、市民ニーズを的確に把握し質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくことが求められています。

このため、市民との協働によるまちづくりの推進と、「岡谷市行財政改革プラン」の着実な実行によるスリム化を図るとともに、職員の意識改革を進め効率的な行政経営に努めます。

財政運営については、急速な地方分権改革への移行の中にあっても、安定した財政基盤の確立と、健全財政の保持に努めます。

○広域市町村との連携

交通基盤の整備などを背景に、市民の日常生活圏・経済活動圏は拡大し、広域化しています。

このため、広域的に取り組むべき課題については、周辺市町村との連携により、効率的かつ効果的に実施することを推進します。

また、市町村合併については、的確な情報提供と民意の把握に努めながら、将来の機運の高まりに備えて、仕組みづくりを検討します。

【用語解説】

《序論》

第1章 総合計画策定にあたって

*国の三位一体の改革：「地方がやるべきことは地方が」という観点から、国が進める改革で、国庫補助負担金の改革、国から地方への税源委譲、地方交付税の見直しを一体として行うもの。

*ローリング方式：毎年度修正や補完を行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれを防ぐ方式。

第2章 時代の潮流から見たまちづくりの課題

*地方分権一括法：「地方分権の推進を図るための関係法律の整備などに関する法律」といい、国と地方の事務の再配分や国などからの関与のルール化などを定めている。

*ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるように、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。

*NPO：社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうちNPO法人とは「特定非営利活動法人促進法（NPO法）」により法人格を取得した「特定非営利活動法人」の総称。Non Profit Organizationの略。



《基本構想》

第1章 岡谷市の将来都市像と基本目標

- * コーホート要因法：人口増減を決定する要因である出生、死亡、社会移動をそれぞれ個別に推計し、その結果を合成して将来における人口を推計する方法。
- * 水源かん養：森林や水田の働きにより、湧水や洪水を緩和して安定的に水が供給されること。
- * 農振農用地地域：今後継続的に農業ができるように守っていく必要がある農地として、法に基づき指定された農業振興地域の農用地で、農業以外の用途に利用することが制限されている農地。

第2章 施策の大綱

政策1

- * ナノテクノロジー：超微細技術、「ナノ」は10億分の1メートルの世界で、原子や分子の配列をナノスケール（ 10^{-9} m）で自在制御することにより、望みの性質を持つ材料、望みの機能を発現するデバイスを実現し、産業に活かす技術のこと。
- * スマートデバイス：環境負荷低減、リサイクル性、省資源性を本質的に兼ね備えた素材技術を利用し、高性能、高機能、高付加価値性を有する先進的超精密・超微細高機能部品をいう。

政策2

- * 近代化産業遺産群：経済産業省が、わが国の産業の近代化に大きく貢献した「近代化産業遺産」について、地域史、産業史を軸とした33のストーリーをとりまとめ、地域活性化に役立つものとして平成19年11月に認定を行ったもの。
- * 岡谷市森林整備計画：長期的・計画的な森林整備の方針や森林施業の指針などを明らかにするため、森林法に基づき市町村が定める10カ年の整備計画（計画期間：平成20年度～平成29年度）。
- * 内水面漁業：河川、湖沼などで行う漁業または養殖業。
- * 人工種苗放流：諏訪湖ではワカサギを主とした各種魚類の卵や稚魚を放流すること。

政策4

- * 岡谷市健康増進計画（後期計画）：健康増進法に基づき、基本方針および都道府県計画を勘案して、住民の健康の増進の推進に関する施策について市が定める5カ年の計画（計画期間：平成20年度～平成24年度）。

政策6

- * 岡谷市障害者福祉計画：障害者基本法に基づき障害者施策に関する総合的な基本方針を示したもの（計画期間：平成21年度～平成25年度）。
- * 障害者自立支援法：障害者および障害児がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるために定められた法律。平成18年4月1日施行。
- * 地域包括支援センター：高齢者がいきいきと安心して暮らせるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となり介護予防や地域の総合的な相談の拠点となる組織。
- * 特定健診：医療保険者に実施が義務付けられたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入した新しい健診制度。40歳から74歳までの健康保険に加入している方が対象。
- * 特定保健指導：特定健診の結果により、情報提供、動機付け支援、積極的支援のいずれかの保健指導レベルに階層化され、必要に応じた保健指導。

政策9

- * 長野県消防広域化推進計画：平成18年に消防組織法の改正が行われ、管轄人口30万人以上を目安とする消防広域化の基本指針が定められたことから、自主的な市町村消防の広域化を推進するため、県が平成20年1月に策定。

政策15

- * 住まい街並み形成マニュアル：ガイドプランの中にある「市街地景観形成計画」に基づき、市民がみずから美しい街並み形成が実施できるよう具体的な手法をまとめたマニュアル。市民参加のワークショップにより策定（平成20年度策定）。
- * 岡谷市景観形成基本計画：平成6年に策定されたガイドプランの各計画を具体化し、また現状との不整合を発展的に見直しながら、将来的には景観法に定められている「景観形成計画」の基礎となることを目標に策定（平成20年度策定）。

第3章 総合計画の推進に向けて

- * 自助：生活はみずからの責任で営むことが基本。自助努力だけでは自立した生活が維持できない場合に地域や行政が支援する。
- * 共助：地域の状況を最もよく把握しているのは地域住民自身。あるときは支援の受け手となり、あるときは送り手ともなり、互いに助け合う。
- * 公助：行政は、市民の自助努力や地域での支え合いができる環境整備を行い、市民の地域活動をあらゆる側面から支援する。

前期基本計画



基本目標	政策	施策	ページ番号	
基本目標 1 魅力と活力にあふれる、 にぎわいのあるまち	1 基幹産業の振興	1-1 工業の振興	34	
	2 産業の振興	2-1 商業の振興	38	
		2-2 サービス業の振興	42	
		2-3 観光の振興	44	
		2-4 農林漁業の振興	48	
	3 勤労者対策の推進	3-1 勤労者福祉の充実	52	
3-2 雇用対策の充実		54		
基本目標 2 ともに支えあい、 健やかに暮らせるまち	4 保健・医療の充実	4-1 健康づくりの推進	58	
		4-2 予防対策の推進	62	
		4-3 母子保健の充実	64	
		4-4 医療体制の充実	68	
	5 子育て支援	5-1 子育て支援の充実	72	
	6 福祉の充実	6-1 地域福祉の推進	76	
		6-2 障害者（児）福祉の推進	78	
		6-3 高齢者福祉の推進	82	
6-4 社会保障の円滑な運営		88		
基本目標 3 自然環境と暮らしが調和 した、安全・安心なまち	7 環境保全の推進	7-1 地球環境対策の推進	92	
		7-2 自然環境の保全	96	
		7-3 生活環境対策の推進	100	
	8 循環型社会の構築	8-1 廃棄物対策の推進	102	
		8-2 環境衛生対策の推進	106	
	9 安全・安心な暮らしの確保	9-1 危機・防災・減災対策の推進	108	
		9-2 治山・治水事業の推進	112	
		9-3 生活安全対策の推進	114	
		9-4 消防・救急体制の充実	118	
		9-5 上下水道の整備・維持	122	
	基本目標 4 生涯を通じて学び、 豊かな心を育むまち	10 生涯学習の推進	10-1 学校教育の充実	128
			10-2 青少年の健全育成	134
10-3 社会教育の充実			138	
11 文化・スポーツの振興		11-1 文化・芸術の振興	142	
		11-2 文化財の保護・活用	146	
		11-3 スポーツの振興	150	
12 国際理解の醸成		12-1 多文化共生の推進	154	
基本目標 5 快適に生活できる、 都市機能の充実したまち	13 計画的土地利用の推進	13-1 計画的土地利用の推進	158	
		13-2 まちの活力を高める市街地整備	160	
		13-3 住宅・宅地の整備	164	
	14 交通網の整備	14-1 道路の整備	166	
		14-2 公共交通網の整備	170	
	15 都市空間の充実	15-1 良好な都市景観の保存と創造	172	
		15-2 都市緑化の推進	176	
		15-3 公園の整備	178	
	総合計画の推進に向けて	○市民総参加のまちづくり	182	
○開かれた市政運営の推進		186		
○将来を見据えた行政経営の推進		188		
○広域市町村との連携		192		

基本目標 1

魅力と活力にあふれる、にぎわいのあるまち

■□■□■ 1 基 幹 産 業 の 振 興 ■□■□■

- 1 工業の振興

■□■□■ 2 産 業 の 振 興 ■□■□■

- 1 商業の振興
- 2 サービス業の振興
- 3 観光の振興
- 4 農林漁業の振興

■□■□■ 3 勤 労 者 対 策 の 推 進 ■□■□■

- 1 勤労者福祉の充実
- 2 雇用対策の充実



政策 1 基幹産業の振興

1-1 工業の振興

【現況と課題】

岡谷・諏訪地域は、設計・開発、金型・治工具加工、切削・研削加工、レーザー加工、プレス、鍛造、メッキ・熱処理、組立てなどの企業が集積し、その技術は高く評価されています。その一方で、市内製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額は減少し続けています。この原因としては、大手企業が生産拠点を海外にシフトしたこと、創業者の高齢化による引退や廃業、住工混在で工場を拡張する土地がなく、地価の安い市外への移転、独立創業がほとんどないことなどが考えられます。岡谷・諏訪地域の強みである産業集積（クラスター）*が弱まり、厚みがなくなってきたことが懸念されます。

また、基幹業種は、技術革新に対応しながら精密機械から一般機械、電気機械などへ転換してきています。

企業を支援する組織、取り組みが整っていることも特徴です。テクノプラザおかやをはじめ、県工業技術総合センター、県テクノ財団諏訪テクノレイクサイド地域センター、JETRO*、岡谷技術専門校、NPO法人諏訪圏ものづくり推進機構、県岡谷創業支援センター、岡谷工業高校、諏訪東京理科大学、信州大学などが近くにあり、企業の技術開発の支援や人材育成などに寄与しています。

このほか、幼少期から「ものづくり」に触れることのできる機会の提供など、将来を担う人材を育成する取り組みも行っています。

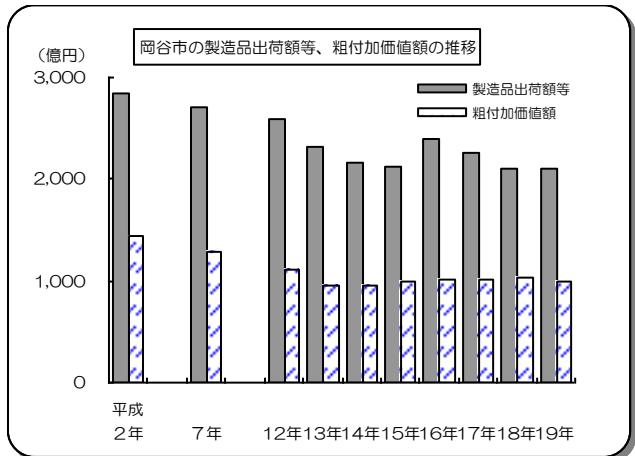
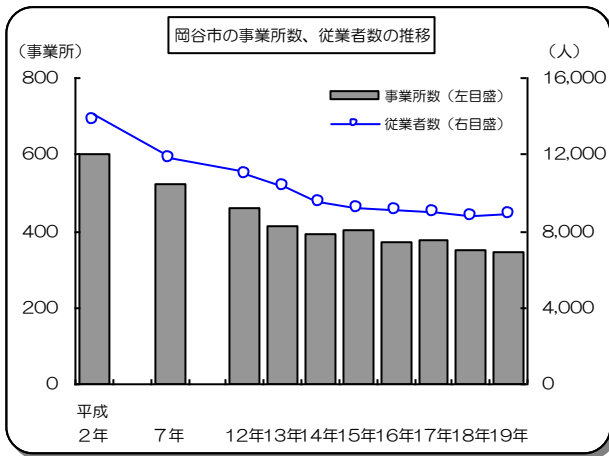
このような現状を踏まえ、さらに高い国際競争力を持つ産業集積の実現のために、基盤技術の強化と高付加価値化をめざすことが大きな課題です。支援機関や国、県との連携を深め、共同での研究・開発と、高度な人材育成を行う機関の誘致や産学官のネットワーク拡大の必要があります。

また、操業環境の維持確保は喫緊の課題です。住工が調和し、市内企業が活動しやすい環境整備を図り、新規創業を促しかつ市外流出を防ぐようにしなければなりません。あわせて、研究開発型企業・高等研究機関を誘致するためにも、都市計画や関連法規、規制との調整をしながら総合的なまちづくりを進めていくことが重要です。

これらの課題を克服し、岡谷市の工業が今後も力強く発展していくため、「岡谷市工業活性化計画」に基づく各種事業を計画的に進める必要があります。

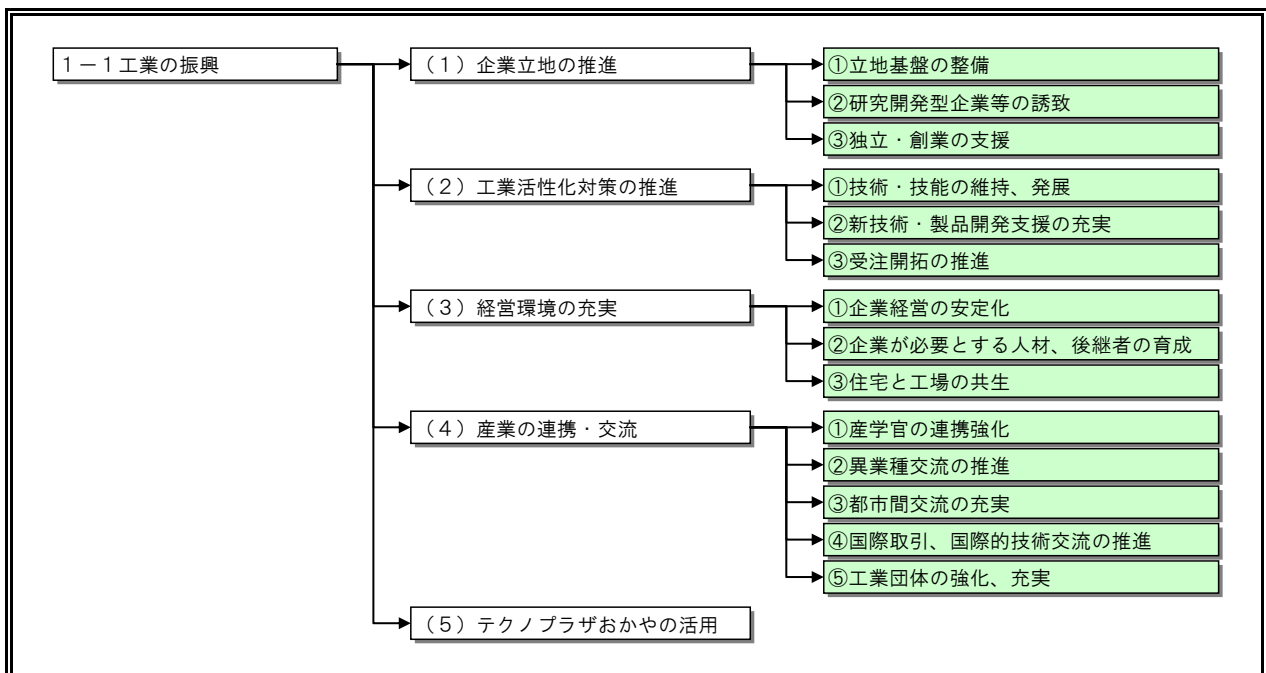


【資料・データ】



(資料) 長野県企画局「工業統計調査結果報告書」
(注) 従業員4人以上の事業所について

【施策の体系】



(1) 企業立地の推進

①立地基盤の整備

市内企業の事業拡大や工場移転への対応を図り、創業企業の立地促進や市外からの企業誘致を推進するため、操業環境の整備や工場用地、貸し工場の確保と整備に努めます。

②研究開発型企業等の誘致

本市の工業集積に寄与し、市内企業と連携が可能な研究開発型企業や高等研究機関などの誘致を図ります。

③独立・創業の支援

県岡谷創業支援センターの機能を十分に活用しながら、市内外企業の本市における独立、

創業を促進し、資金や技術開発などの支援に努めます。

(2) 工業活性化対策の推進

①技術・技能の維持、発展

金型、切削加工、プレス、鍛造、メッキ、組立などの企業が幅広く集積しているこの地域の強みを活かすように、技術・技能の維持と発展の支援を行い、スマートデバイスの供給基地実現をめざします。

②新技術・製品開発支援の充実

先端技術などの習得機会の充実に努めるとともに、県、各種支援機関との連携をさらに強化し、新技術・新製品の研究開発を促進し、オンリーワン・ナンバーワン・プラスワン企業の育成に努めます。

③受注開拓の推進

展示会への参加支援のほか、開発製品などの販路開拓のため、商談会のマッチングや交流などの事業を実施します。

(3) 経営環境の充実

①企業経営の安定化

テクノプラザおかやを拠点に、中小企業経営技術相談所の指導体制や制度資金の充実を図り、経営環境の変化に対応できる強い企業経営の支援を行います。

②企業が必要とする人材、後継者の育成

継承すべき技能、技術、先端技術、マーケティングなどに関する研修会、セミナー、講演会などの開催や信州大学大学院修士課程への積極的な支援を通じて、企業が必要とする人材の育成に努めるとともに、事業の継続を維持するために後継者の育成を支援します。

このほか、幼少期から「ものづくり」に関心や興味を持てるような機会の創出に努めます。

③住宅と工場の共生

住宅と工場の共生をめざし、企業の環境への配慮活動の促進や、用途地域の見直しに努め、調和の取れたまちづくりを推進します。

(4) 産業の連携・交流

①産学官の連携強化

企業間の連携に加え、国、県、大学や公的試験研究機関などとの連携を強化し、高付加価値なスマートデバイス、ナノテクノロジーを駆使した新製品の開発などに取り組みます。

②異業種交流の推進

市内異業種グループの連携を強化するとともに、新技術・新製品の開発、新規マーケットの開拓、受発注のあつ旋を行うために全国的なネットワークの形成を促進します。



③都市間交流の充実

工業集積している他都市と連携し、共通課題の解決に向け、関係機関への働きかけを進めるとともに、共同事業の実施、地域企業の連携など幅広い活動を推進します。

④国際取引、国際的技術交流の推進

関係機関などとの連携により海外の企業や経済団体との交流を図り、経済技術交流の機会づくりを推進します。

⑤工業団体の強化、充実

金属工業会など工業団体の充実、強化を図るとともに、新たな時代に対応した事業・活動を促進します。

(5) テクノプラザおかやの活用

産業の活性化を図る拠点施設として、適正な維持管理に努め、本市工業の高度化・先端化・高付加価値化に向けて、積極的な情報発信と産業振興制度の周知啓発に取り組みます。

【目標指標・数値】

指標名：粗付加価値額

指標内容：付加価値の高い製品を製造し、粗い利益ともいえる粗付加価値額を伸ばす。

粗付加価値額＝製造品出荷額等－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)－原材料使用額等

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年	開始時現状 平成20年	終了時目標 平成25年
粗付加価値額	991億円 (1月～12月)	991億円 (1月～12月)	1,050億円 (1月～12月)

【用語解説】

* 産業集積(クラスター)：特定分野における関連企業、サービス提供者、関連機関(大学、業界団体など)が地理的に集中し競争しつつ同時に協力している状態のこと。

* J E T R O：経済産業省所管の独立行政法人日本貿易振興機構のこと。日本の貿易の振興に関する事業、開発途上地域の経済などに関する研究を幅広く実施している。

政策 2 産業の振興

2-1 商業の振興

【現況と課題】

本市の商業は、消費者の行動パターンの変化、地域間競争の激化に加え、長引く景気低迷の影響など厳しい商業環境の中で、平成19年の商業統計調査の結果によると、商店数は減少、従業者数、年間販売額については前回の調査結果(平成16年度)に比べ微増しています。

これは、平成13年、14年の再開発ビル大型店の撤退により、市内商業全体の集客力、求心力が衰え、中小小売店が回復できないまま推移をする中、塚間町や長地地域へ大規模店舗が出店した影響と考えられます。

中心市街地においては、大型店撤退後の再開発ビルを市が購入し複合施設として再生したことにより、まちなかを訪れる人の流れは確保されましたが、大きな効果はあらわれていません。また、周辺商店街では売り上げ減や経営者の高齢化などにより空き店舗が増加するなど、まちなかの空洞化とともに、小規模小売店の活力低下がみられます。

このような中、平成18年5月に中心市街地商業の活性化に向け、市の支援のもと、岡谷商工会議所内に岡谷TMO*まちなか活性化推進本部が設置されました。岡谷TMOはやる気のある商業者との協働により、ソフト事業を中心に取り組みを始めていますが、地域密着型店舗の育成や魅力的な店舗の創造、年間をとおした中心商店街のにぎわいの創出が求められています。

また、経営者の高齢化が進行する中、商店街としての役割を發揮できる組織強化に向け、中長期的視点にたった人材育成の必要があります。

一方、空き店舗への出店時や既存店舗の改修時の支援による個店の魅力アップとともに、まちのイメージアップを図る上で老朽化空き店舗などの取り扱いも課題となっているため、回遊性のある個性とにぎわいに満ちた魅力ある商業環境づくりを進めることが必要です。

各地域商業地においては大型店の出店やさまざまな業態の小売店が進出するなど地域間格差が広がっていることから、各商業者の個性や特性を活かしながら、魅力ある店舗づくりを支援するため、経営相談や経営指導など、支援体制の一層の充実、強化に努める必要があります。



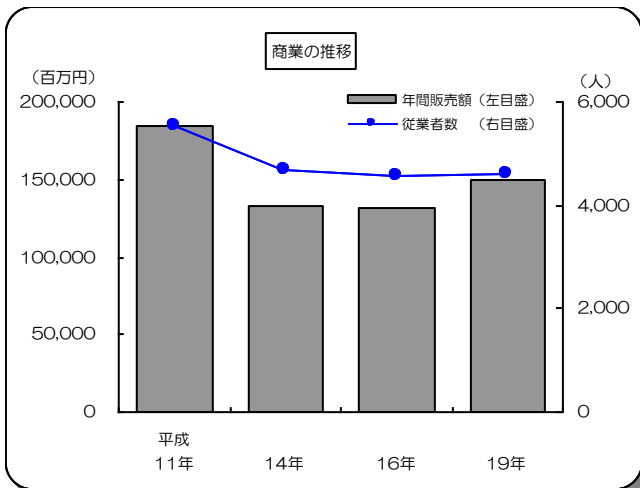
【資料・データ】

商業の推移

(単位：店、人、百万円)

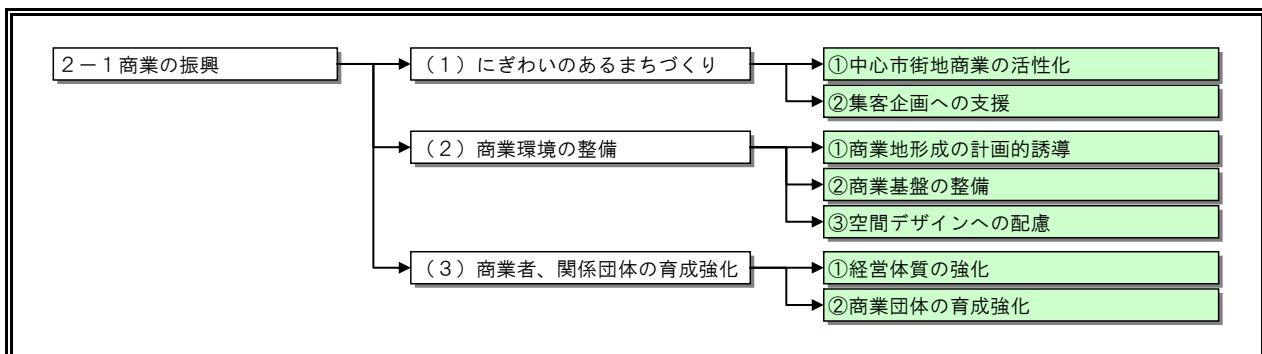
区 分	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年
商店数	868	766	738	692
うち 卸売業	234	187	186	183
うち 小売業	634	579	552	509
従業者数	5,519	4,693	4,575	4,595
うち 卸売業	1,859	1,479	1,297	1,423
うち 小売業	3,660	3,214	3,278	3,172
年間販売額	184,372	133,539	132,220	149,376
うち 卸売業	101,757	67,861	74,160	87,018
うち 小売業	82,615	65,678	58,060	62,358
卸売業 1 店当たり平均	434.9	362.9	398.7	475.5
卸売業従業者 1 人当たり平均	54.7	45.9	57.2	61.2
小売業 1 店当たり平均	130.3	113.4	105.2	122.5
小売業従業者 1 人当たり平均	22.6	20.4	17.7	19.7

(資料) 商業統計調査



(資料) 商業統計調査

【施策の体系】



(1) にぎわいのあるまちづくり

① 中心市街地商業の活性化

中心市街地活性化のため、岡谷TMOや岡谷商工会議所を通じて、事業者などが行う計画的な取り組みや商店街活性化のための研修、調査研究などに対して支援を行います。

② 集客企画への支援

本市の歴史、文化を活かしたイベントなど、話題性があり集客促進につながる多彩なソフト事業の取り組みを支援するとともに、情報通信技術などの活用による生活関連情報サービスの提供を促進します。

(2) 商業環境の整備

① 商業地形成の計画的誘導

中心市街地商店街については、再生したイルフプラザを中心にまちのにぎわいを創出するとともに、一体性、回遊性のある商業地を形成するため、まちのイメージアップを図る方策などについて研究を進めます。また、各地域商業地では、地域の特性に応じた商業施設の誘導に努めます。

② 商業基盤の整備

都市機能の集積や防災性の向上など、暮らしやすく安全で快適な都市整備を推進します。また、魅力的で活力ある商業空間の創出に努めるとともに、市民バス(シルキーバス)による商店街への利便性を高め、だれでも気軽に買い物に出かけられるような環境づくりに努めます。

③ 空間デザインへの配慮

建築物や看板類、ストリートファニチャー*などの整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、童画の活用や調和のとれた色彩、素材などに配慮します。



(3) 商業者、関係団体の育成強化

① 経営体質の強化

商業会などで後継者育成のために行う取り組みや、創業、店舗改装など意欲ある商業者の活動を支援するとともに、経営基盤強化のための経営安定化や設備投資資金などの融資をあっ旋します。

② 商業団体の育成強化

商業施策の円滑で総合的な展開を推進するため、商業関係団体の育成、強化を図るとともに、岡谷TMOなど関係機関との連携を強化し、中心市街地のにぎわい再生に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：年間販売額（卸売業・小売業）

内容説明：イベントなどによる集客の企画とあわせ、集客に資する商業環境を整備し、卸売業、小売業の年間販売額の増をめざす。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
年間販売額（卸売業・小売業）	1,495億円	1,495億円	1,510億円

【用語解説】

*岡谷TMO：岡谷TMO（まちづくり推進組織）は、中心市街地商業の活性化、地域コミュニティの活性化に取り組むため、岡谷商工会議所を中心に平成18年5月に発足した。

*ストリートファニチャー：道路上に置かれているベンチ、テーブル、水飲み、照明具、案内板、遊具など歩行者に快適さを提供するもの。

2-2 サービス業の振興

【現況と課題】

サービス業などの第3次産業は、実数、構成比ともに増加傾向にあり、第1次産業や第2次産業とは対照的な推移となっています。サービス経済化の進展により、今後も、サービス需要の増加が見込まれています。

本市産業においても、情報通信関連サービス産業やソフトウェア産業など既存産業の製品開発や経営能力向上に寄与するサービス業の進展は顕著なものになっているため、経済の再活性化を図るうえにおいて産業を支えるサービス業の一層の振興、育成が求められています。

また、近年の少子高齢化による社会情勢の変化により、福祉、健康などさまざまな分野でのサービス需要が見込まれ、市民生活を支えるサービス業の育成も重要になっています。

【資料・データ】

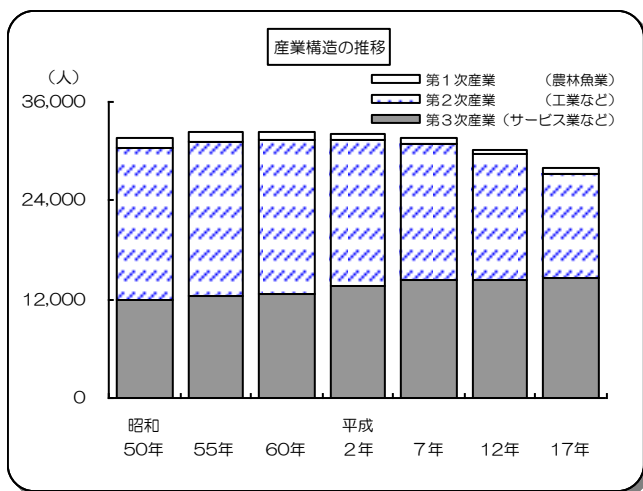
産業構造の推移

(単位：人、%)

区分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第1次産業（農林魚業）	1,187	984	927	799	806	596	620
構成比	3.8	3.1	2.9	2.5	2.5	2.0	2.2
第2次産業（工業など）	18,479	18,863	18,814	17,862	16,586	15,266	12,616
構成比	58.6	58.5	58.1	55.5	52.3	50.5	45.2
第3次産業（サービス業など）	11,874	12,393	12,624	13,517	14,314	14,347	14,692
構成比	37.6	38.4	39.0	42.0	45.1	47.5	52.6
総数	31,540	32,240	32,365	32,178	31,706	30,209	27,928

(資料) 国勢調査

※第3次産業は、その他を含む

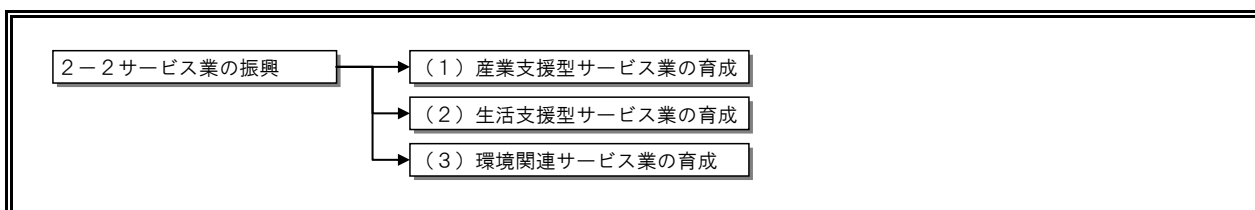


(資料) 国勢調査

※第3次産業は、その他を含む



【施策の体系】



(1) 産業支援型サービス業の育成

高度情報化社会に対応する情報通信関連サービス産業やソフトウェア産業、デザイン産業などの産業支援型サービス産業の誘致、育成に努め、生産の高付加価値化を図ります。

(2) 生活支援型サービス業の育成

健康・福祉関連サービス産業とともに高齢者の信頼にこたえるシルバーサービス産業*への支援、育成に努め、産業活力の高揚を図ります。

(3) 環境関連サービス業の育成

地球規模での温暖化の抑制や環境保全、省エネルギー化に対応するリサイクル、リユース事業などの環境関連サービス業の育成に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：①事業所数

②従業者数（情報通信、医療・福祉、その他サービス）

内容説明：さまざまな分野でのサービス需要に対応するため、サービス業の育成に努める。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成18年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
①事業所数	①615事業所	①615事業所	①650事業所
②従業者数 （情報通信、医療・福祉、その他サービス）	② 4,595人	② 4,595人	② 4,850人

【用語解説】

*シルバーサービス産業：民間事業者などが、ビジネスとして高齢者や障害をもった人の健康や生活のために必要なサービスや商品を提供すること。

2-3 観光の振興

【現況と課題】

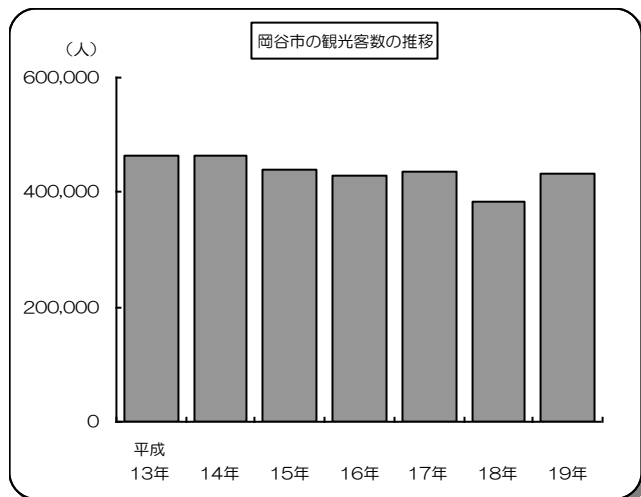
昨今の観光を取り巻く環境は、少子高齢・人口減少社会の本格化、価値観・ライフスタイルの多様化、高速交通網整備、グローバル化の進展などの社会経済状況の変化や成熟化する観光ニーズ、観光地間競争の激化など観光需要が変化しています。

本市には、諏訪湖、塩嶺御野立公園などの自然資源や、鳥居平やまびこ公園、岡谷湖畔公園、やまびこスケートの森など大規模なレクリエーション施設が整備されています。また、カノラホール、イルフ童画館などの特色ある文化施設を有し、多彩な文化イベントが多く開催されています。さらに、岡谷太鼓やうなぎ、シルク、童画などの個性あるものや、近代化産業遺産群などの歴史的な観光資源もあります。岡谷太鼓は、太鼓道場が設置され、太鼓チームの育成などに活用されています。

諏訪地域は、諏訪湖を代表に観光地として全国から多くの人を集めていますが、本市への観光客の入り込みは少なく、観光関連産業もそれほど発達しているとはいえません。

今後は、これらの資源や文化施設を有効に活用しながら、観光の再発見、観光情報の提供、観光需用の変化に対応した新たな観光資源、広域観光ルートの設定、観光人材や観光団体の育成など、観光受け入れ体制の一層の整備と充実を図る必要があります。

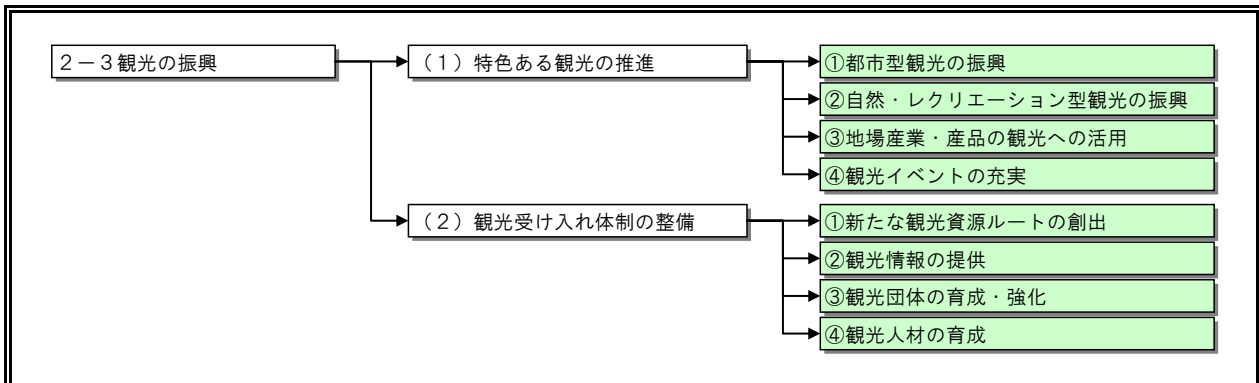
【資料・データ】



(資料) 長野県観光地利用者統計調査



【施策の体系】



(1) 特色ある観光の推進

① 都市型観光の振興

小売店・飲食店などの各種商業施設、カノラホール・イルフ童画館・蚕糸博物館などの文化施設、やまびこスケートの森などのスポーツ関連施設、宿泊施設など、本市に集積する施設機能をさらに活かすような都市型観光の推進を図ります。

② 自然・レクリエーション型観光の振興

諏訪湖、岡谷湖畔公園、鳥居平やまびこ公園、塩嶺御野立公園や地域に密着した特徴ある公園など、本市の恵まれた自然環境を大切にし、景観を活かした自然、レクリエーション型観光の振興を図ります。

③ 地場産業・製品の観光への活用

工業、商業、農林水産業などの既存産業と観光の結びつきを工夫するとともに、うなぎ、シルク、醤油、味噌、酒など、本市の特徴的な産品を観光資源として活用するなど、地場の産業・産品と一体となった個性ある観光振興に努めます。

④ 観光イベントの充実

従来から知名度の高い岡谷太鼓祭りをはじめ、小鳥バス・つつじ祭りなどの由緒あるイベント、うなぎのまち岡谷など地域に根ざした食文化や文化施設などとの連携を図った、観光イベントの充実に努めます。

(2) 観光受け入れ体制の整備

①新たな観光資源ルートの創出

本市の産業や歴史を踏まえた、ものづくり産業観光ルートと近代化産業遺産群を巡る観光ルートなどや市外隣接地域にまたがる自然型観光ルートなど広域観光ルートの確立を図ります。

②観光情報の提供

本市を訪れる観光客に対し、観光ニーズに対応した適切な情報提供を図るため、インターネットの有効活用をはじめ、市内案内情報の整備と充実や観光パンフレット類の充実に努めます。

また、県、県観光協会、諏訪地方観光連盟などと連携を図りながら広域的な観光宣伝と誘客活動を推進します。

③観光団体の育成・強化

岡谷市観光協会などの育成・強化に努めながら観光客受け入れ体制の整備を図ります。

④観光人材の育成

観光客に心のこもったホスピタリティー*を提供するため、ボランティア観光案内人の人材育成に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：観光客数

内容説明：特色ある観光の推進により観光客数を増やす。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
観光客数	432,600人	432,600人	460,000人

【用語解説】

*ホスピタリティー：「おもてなしの心」訪問者を丁重にもてなすこと。またはその精神のこと。



2-4 農林漁業の振興

【現況と課題】

本市は、行政面積の約3分の2が山林であり、平坦部もその多くが住宅や工場などの都市的な土地利用となっているため、農業生産基盤である耕地は、相対的に少ない状況にあります。

農業については、長野県農林業市町村別データによると、農家数は、553戸であり、そのほとんどが耕地面積1ha未満で、年間販売額も僅少で零細な兼業農家となっています。農業者の高齢化・後継者不足により、農家数・耕地面積とも減少し、また有害鳥獣の被害などによる栽培意欲の減退から遊休農地が増加しています。農業生産額は、農業生産力の低下・農産物の価格の低迷などにより、平成2年をピークに減少が続いています。

こうした状況から、中核的担い手の育成や後継者の確保に努め、遊休農地の発生抑制と削減に向けた取り組みを図る必要があります。また、省力型・高付加価値農業を推進するとともに、安全で安心な農産物の安定的な供給をめざし、地域の直売所などを拠点として地産地消を進める必要があります。

林業については、外材供給の変化などに起因する国産材の需要の高まりはあるものの、依然厳しい状況が続いています。

本市の森林面積は5,685haで森林率66.7%であり、民有林の84.0%が針葉樹で、その内カラマツやアカマツが73.3%となっています。

平成18年7月豪雨災害や「長野県森林づくり県民税」の創設にともない、森林に対しては単に木材生産に留まらず、市土の保全、水源かん養、地球温暖化防止のほか、文化、保健にも寄与する多面的機能においても期待されています。

しかし、里山を中心に小面積で未整備である個人有林が多く、整備も進んでいない状況です。

このため、長期的視野に立った「岡谷市森林整備計画」に基づく、適地適木の推進、個人有林の集約化、間伐を中心とした適正な保育管理が必要となっています。また、石油高騰などによる木材の見直しにともなう林産材の供給のため、森林路網の整備、素材搬出のための高性能機械の利用拡大、担い手の創出など、課題への一層の取り組みが必要です。

漁業については、諏訪湖、天竜川などにおいて、コイ・フナ・ワカサギなどの漁獲と養殖が行われています。しかし、需要の伸び悩みや外来魚、魚食性鳥類*による被害により、漁獲量は減少しています。また、漁業従事者は兼業が主であり、高齢化とともに減少しています。

今後は、漁場の浄化や漁業資源の保護・育成を図るなど、漁業環境の保全・整備に努めるとともに、観光との連携により、漁業経営の安定化を図っていくことが必要となっています。



【資料・データ】

第1次産業就業人口（農業・林業・漁業）の推移

（単位：人）

第1次産業	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
農業	747	768	557	584
林業	17	8	23	18
漁業	35	30	16	18
合計	799	806	596	620

（資料）国勢調査

農業生産額・農家数・耕地面積の推移

（単位：百万円、戸、ha）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
農業生産額	1,055	856	590	540
農家数	969	838	673	553
耕地面積	456	348	306	265
うち 田	232	156	117	108
うち 畑	194	164	161	137
うち 果樹	16	16	16	8
うち 牧草地	14	12	12	12

（資料）長野県農林業市町村別データ

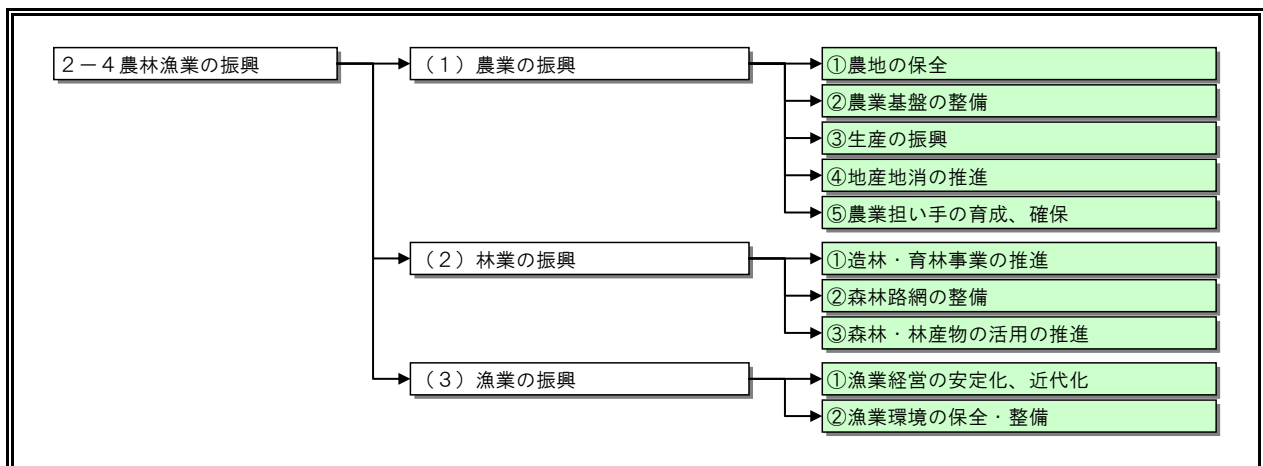
森林資源の現状：保有形態別森林面積

（単位：ha、%）

保有形態	総面積		立木の面積（ha）		人工林率	
	面積A	構成比	計	人工林B	天然林	（B/A）
国有林	303	5.3	303	303	0	100.0
私有林	4,464	78.5	4,401	2,911	1,490	65.2
公有林	918	16.2	819	677	142	73.7
うち 県有林	281	5.0	264	262	2	93.2
うち 市有林	398	7.0	317	224	93	56.3
うち 財産区有林	239	4.2	238	191	47	79.9
総数	5,685	100.0	5,523	3,891	1,632	68.4

（資料）長野県民有林の現況
平成20年4月1日現在

【施策の体系】



(1) 農業の振興

①農地の保全

農業経営基盤強化促進事業に基づき、中核農家の規模拡大、農地の利用集積、新規就農者による土地利用の促進を図ります。また、農業振興地域については整備計画に基づく農用地の維持と効率的な土地利用に努めます。さらに、遊休農地の発生抑制と削減に向けて、新規作物の導入や市民農園などの整備を促進します。

野生鳥獣の被害に伴う栽培意欲の減退による耕作放棄を防ぐため、被害防止対策を支援します。

②農業基盤の整備

老朽化した農業用施設は、引き続き計画的な整備を推進するとともに、利用者との相互理解を図り、適正な維持管理を働きかけます。

③生産の振興

施設園芸を中心に、先進技術や高収益作物・作型の導入による省力型・高付加価値農業を推進するとともに、環境にやさしい農業を促進し、地域の特性を活かした持続的な都市型農業の振興を図ります。

④地産地消の推進

消費者ニーズにあった農作物の生産を促進し、地元で生産された新鮮で安全・安心な農産物の安定的な供給をめざします。農産物直売所などによる農産物の販売を促進するとともに、学校給食などへの利用促進を図り、地産地消を推進します。

⑤農業担い手の育成、確保

Uターン・Iターン*や定年退職者などの新規就農者の掘り起こしを行うとともに、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。認定農業者などの担い手には、農地の利用集積を促進し、生産性を高めるため農業経営基盤強化促進事業を推進します。また、持続的な農業生産を行えるよう、受託営農集団の育成、強化に努め、労働力の確保を図ります。さらに、農業体験などを通じ長期的な農業の担い手の確保に努めます。

(2) 林業の振興

①造林・育林事業の推進

「岡谷市森林整備計画」に基づき、団体有林の計画的な造林、育林を推進するとともに、里山の個人有林の集約化と森林整備に取り組みます。また、松くい虫防除や獣害対策などを実施し、森林の保護に努めます。

②森林路網の整備

木材の有効活用と育林などの作業の軽減化を図るため、林道の維持管理を図るとともに、作業道の開設に取り組み、森林路網の整備を促進します。

③森林・林産物の活用の推進

搬出間伐の推進とともに、間伐材などによる木質バイオマス*の利用促進、きのこなどの特用林産物の生産振興を促進します。また、広葉樹林の造成や、みどりの少年団の育成、市民と森林のふれあいの機会の充実に向けた取り組みなどの公益的機能増進を推進します。



(3) 漁業の振興

① 漁業経営の安定化、近代化

水産業の持つ観光、レクリエーション的機能を活かしながら漁業振興を図ります。また、生産経費・流通経費の削減、特産化を推進し、関係者間の連絡を密にして販売拡大を図ります。

② 漁業環境の保全・整備

漁場となっている諏訪湖・天竜川などの水質保全や水域の美化など浄化対策を推進し、魚介類の生息環境の保全と漁場機能の回復を図ります。また、魚介類の資源の保護、育成のため、種苗放流事業*の推進を図るとともに、ブラックバスなどの外来魚駆除事業を支援します。近年被害が確認された、魚食性鳥類による被害の防止対策について検討を進めます。

【目標指標・数値】

指標名：①遊休農地面積

②民有林年間間伐面積

内容説明：①遊休農地の発生抑制と削減に取り組み、安全で安心な食料の安定的な確保を図る。

②間伐を推進し、治山・水源かん養・二酸化炭素など公益的機能の効用を高める。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
①遊休農地面積	①15.6ha	①15.6ha	① 14.0ha
②民有林年間間伐面積	②59.2ha	②80.0ha	②100.0ha

【用語解説】

*外来魚、魚食性鳥類：外来魚はブラックバスやブルーギルなど海外から移入された魚類の総称、魚食性鳥類はカワウやサギ類などの魚食性の種でワカサギへの影響が問題視されている。

*Uターン・Iターン：Uターンは、地方で生まれ育った人が都心で一度就職した後に再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。Iターンは、生まれ育った故郷以外に就職することで、主に都心で育った人が地方の企業に就職する場合に使用する。

*木質バイオマス：「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼ぶ。その中で、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。

*種苗放流事業：諏訪湖漁業組合が漁業振興のために、ワカサギを主とした各種魚類の卵や稚魚を放流する事業。

政策 3 勤労者対策の推進

3-1 勤労者福祉の充実

【現況と課題】

時代の移り変わりとともに変化するライフスタイルや多様化する価値観の中で、仕事と生活の調和により、やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家族や友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間を持てる、健康で豊かな生活の実現が求められています。

市内産業の中心となる中小企業においては、個々の企業での福利厚生制度の充実に限界があり、勤労者福祉団体などの活用や勤労者福祉制度の充実により、健康で豊かな生活の実現に向け勤労者福祉を推進していく必要があります。

また、自己啓発や多様な余暇活動の実現に向け、勤労者が集い楽しめる場としての施設の整備が公共施設の見直しとともに必要となります。

【資料・データ】

年間総実労働時間の推移

(単位：時間)

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
全国	1,846	1,840	1,829	1,842	1,850
長野県	1,880	1,921	1,892	1,905	1,860

(資料) 厚生労働省、統計室「毎月勤労統計調査」
※事業所規模30人以上

平均月間実労働時間の推移

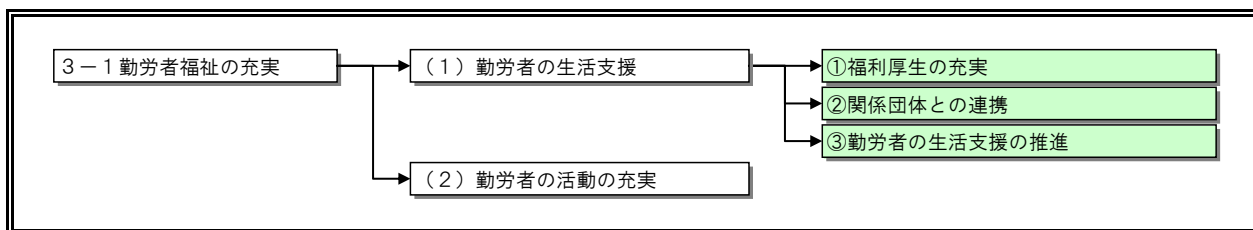
(単位：時間)

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
長野県	181.5	179.6	181.4	180.0	184.1	182.8
うち 所定内	170.5	167.9	169.5	167.2	170.7	169.6
うち 所定外	10.9	11.7	11.9	12.8	13.5	13.1
岡谷市	187.0	185.2	180.7	179.8	189.4	187.4
うち 所定内	174.5	170.0	169.0	166.0	173.8	173.7
うち 所定外	12.5	15.2	11.7	13.8	15.6	13.7

(資料) 長野県賃金実態調査
※調査結果は、年間の平均値ではなく、調査日に該当する月分の集計結果である
※長野県分の集計結果は、推計労働者数をウェイトとする加重平均
※岡谷市分の集計結果は、単純平均



【施策の体系】



(1) 勤労者の生活支援

① 福利厚生 の 充実

各種勤労者福祉制度や（財）諏訪湖勤労者福祉サービスセンター、労働金庫などの関係機関の活用を促進し、福利厚生 の 充実を図ります。

② 関係団体との連携

勤労者福祉推進団体である（財）諏訪湖勤労者福祉サービスセンターの育成・支援を図り、勤労者の生活安定と福祉の向上に努めます。

③ 勤労者の生活支援の推進

勤労者に対する生活資金融資制度などの充実と活用により、生活の安定を図ります。

(2) 勤労者の活動の充実

勤労者の集いの場となる勤労者福祉施設の活性化を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）がとれた働き方の中で、余暇活動の充実などゆとりと豊かさを実感できる生活の実現とともに勤労者の健康増進を図ります。

【目標指標・数値】

指 標 名：勤労者福祉施設の年間利用件数

内容説明：勤労者の活動を充実し、利用件数を増やす。

指 標 名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
勤労者福祉施設の年間利用件数	2,045件	2,050件	2,600件

【用語解説】

*仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしながら、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるという取り組み。

3 - 2 雇用対策の充実

【現況と課題】

団塊の世代*の退職による熟練技術者などの人材不足とともに、製造業の活況による雇用活動活性化、人材確保競争が進んでいます。しかし、都会と地方、大企業と中小企業といった格差が広がる中で、とりわけ若年労働者の確保は売り手市場の現在、地元中小企業にとっては喫緊の課題です。

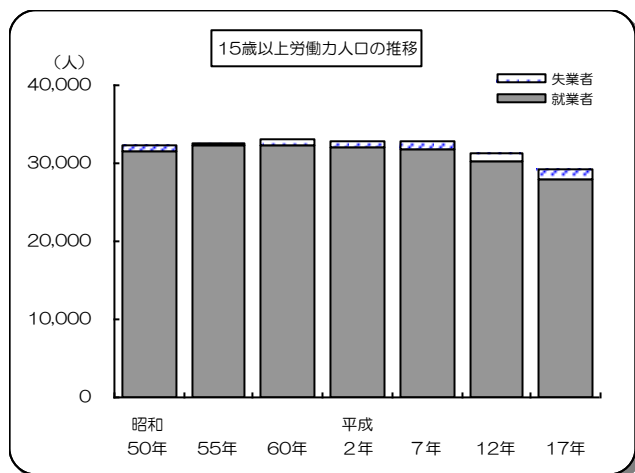
また、労働力人口の減少が予想される中では、女性や高齢者などの意欲と能力が発揮できる雇用環境の整備などにより就業機会の拡充を図り、労働力の確保を進める必要があります。

人材の育成、確保には、地域ぐるみの長期的な取り組みが求められています。「ものづくり」に関心や興味を持てるような体験の場の提供、それを基礎にした産業教育・人材育成を行う必要があります。

短期的には、外国人労働者の受け入れなど、中小企業では窮余の策により人材不足に対応しています。その傾向は、今後も拡大することが予想されます。

継続的な労働人材の確保には、人材は企業で確保し、育成するという考え方のみならず、地域全体で育て、迎え、また育てる大局的な視点が必要です。企業、学校、行政が連携した体制づくりを早急に進めなければなりません。

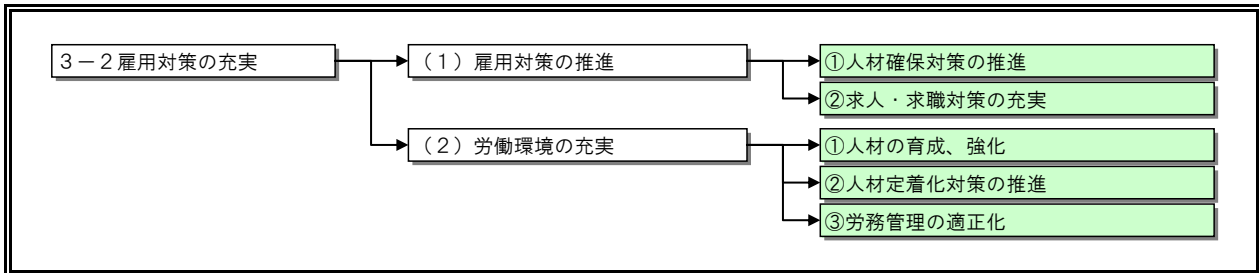
【資料・データ】



(資料) 国勢調査



【施策の体系】



(1) 雇用対策の推進

① 人材確保対策の推進

地元の教育機関などと連携し、インターンシップ*の推進などによる学生・生徒への職業意識の啓発や、市内事業所の紹介・ガイダンスなどを実施し、若手人材を含む高度技能者や技術者のU・I・Jターン*を促進するとともに、外国人技術者などの雇用対策を含め、多様な人材確保に努めます。

② 求人・求職対策の充実

ハローワークなどの関係機関と連携し、求人情報の提供や相談などを行い、求人・求職のミスマッチ解消を図るとともに、仕事と家庭の両立が図れる環境整備や高齢者の雇用環境の整備により、子育て中の女性や高齢者などの就業機会の拡充を推進し、労働力の安定供給、円滑化に努めます。

(2) 労働環境の充実

① 人材の育成、強化

岡谷技術専門校などの職業能力開発機関と連携し、労働者の自発的な職業能力開発を促進し、技能労働者の確保や養成に努めます。

② 人材定着化対策の推進

労働環境の整備改善を推進するとともに、勤労者の住宅の確保や各種助成制度の利用促進を図り、若年労働力の定着などをはじめとする人材の確保に努めます。

③ 労務管理の適正化

適切な労務管理を促し、労働意欲の向上や能力が十分発揮できる環境整備を促進します。また、関係機関などと連携し、労働者の健康確保と快適で安全な職場環境の形成を図り、安全意識の高揚に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：若年就業者数

内容説明：雇用対策の推進と労働環境の充実により若年就業者を増やす。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成21年度	終了時目標 平成25年度
若年就業者数	195人 (4月時点)	200人 (4月時点)	230人 (4月時点)

【用語解説】

*団塊の世代：昭和22年（1947年）～24年（1949年）生まれのベビーブーム世代のこと。

*インターンシップ：学生が在学中に一定期間企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度のこと。

*U・I・Jターン：Uターンは、地方で生まれ育った人が都心で一度就職した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。Iターンは、生まれ育った故郷以外に就職することで、主に都心で育った人が地方の企業に就職する場合に使用する。Jターンは、地方で生まれ育った人が一度都心で働き、その後また故郷と違う別の地方に就職すること。

基本目標 2

ともに支えあい、健やかに暮らせるまち

■□■□■ 4 保 健 ・ 医 療 の 充 実 ■□■□■

- 1 健康づくりの推進
- 2 予防対策の推進
- 3 母子保健の充実
- 4 医療体制の充実

■□■□■ 5 子 育 て 支 援 ■□■□■

- 1 子育て支援の充実

■□■□■ 6 福 祉 の 充 実 ■□■□■

- 1 地域福祉の推進
- 2 障害者（児）福祉の推進
- 3 高齢者福祉の推進
- 4 社会保障の円滑な運営



政策 4 保健・医療の充実

4-1 健康づくりの推進

【現況と課題】

平成20年4月1日における岡谷市の人口動態は、人口53,527人、年齢構成は年少人口(0～14歳)7,428人(13.9%)、生産年齢人口(15～64歳)31,813人(59.4%)、老年人口(65歳以上)14,286人(26.7%)です。少子高齢化は今後もさらに進み、出生数の減少と死亡者数の増加などにより、人口の減少は顕著になるものと考えられます。

こうした状況の中で、健康づくりについては、世代間の新たな協力と支援関係の創出、地域での支えあい、自主的な健康管理が一層重要となっています。

また、平成18年の岡谷市の総死亡者数528人に占める死因別死亡率は、第1位悪性新生物(がん)30.7%(162人)、第2位心疾患19.7%(104人)、第3位脳血管疾患13.4%(71人)、で三大生活習慣病の総死亡率に占める割合は63.8%です。

食生活や運動不足に起因する糖尿病をはじめとする生活習慣病、メタボリックシンドローム*の該当者が急増し、医療費の増大も大きな社会問題となっています。

山梨大学との包括協定に基づく地域保健事業に関する共同研究として平成19年度に策定した、市民の総合的な健康づくりの指針である「岡谷市健康増進計画(後期計画)」では、「身体活動*・運動」と「栄養・食生活」を優先課題と位置づけ、生活習慣病に起因する疾病を克服するため、全力をあげて保健活動に取り組み、効果的に疾病を予防し病態を改善できるよう、生活習慣の改善に継続して取り組む必要があります。

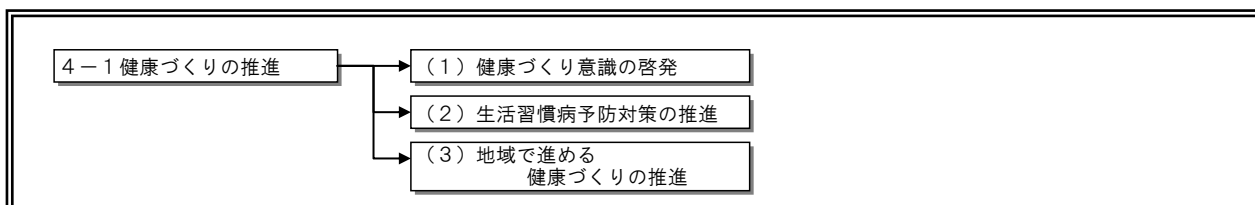
【資料・データ】

生活習慣病等による死亡者数の推移

(単位：人、%)

死 因	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
三大生活習慣病	311	274	319	325	350	337
うち 悪性新生物	136	119	136	165	161	162
	28.5	26.6	26.5	32.1	28.1	30.7
うち 脳血管疾患	86	86	71	78	102	71
	18.0	19.2	13.8	15.2	17.8	13.4
うち 心疾患	89	69	112	82	87	104
	18.6	15.4	21.8	16.0	15.2	19.7
その他	167	174	194	189	223	191
	34.9	38.8	37.8	36.8	38.9	36.2
死亡者総数	478	448	513	514	573	528

(資料) 長野県衛生年報
各年1月～12月累計

**【施策の体系】****(1) 健康づくり意識の啓発**

市民一人ひとりが日常生活の中で健康づくりに積極的、自発的に取り組めるよう、各種保健事業や広報活動、イベント活動などあらゆる機会を活用して、「自分の健康は自分でつくり守る」という市民の健康づくりの意識の醸成を図ります。

(2) 生活習慣病予防対策の推進

循環器疾患、がん、脳血管疾患、糖尿病やメタボリックシンドロームなどの生活習慣病予防に向けた運動・食事に関する取り組みを、「岡谷市健康増進計画（後期計画）」に基づき、岡谷市健康づくり推進協議会をはじめ、(社)岡谷市医師会、岡谷市保健委員連合会*、岡谷市食生活改善推進協議会*など関係団体と連携し実施します。

(3) 地域で進める健康づくりの推進

市民一人ひとりが元気でいきいきと暮らせるよう各地区ごとに地域健康ふれあい集会*を実施し、地域に根ざした住民主体の身体活動・運動や栄養・食生活について学ぶなど、食生活改善推進協議会や社会福祉協議会、各区の関係団体などと連携を図りながら、地域での健康づくり活動を推進します。

【目標指標・数値】

指標名：①小学生、中学生の朝食を食べない人の割合

②定期的に運動をしている人（運動習慣者）の割合

内容説明：①正しい食習慣を啓発し、朝食を食べない人の割合を低くする。

②40～74歳までの成人男女、週2回以上の軽く汗をかく運動を1回30分以上、1年以上継続している者の割合を高くする。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
①小学生、中学生の朝食を食べない人の割合	①小学生 2.0% 中学生 6.0%	①小学生 1.6% 中学生 4.8%	①小学生 0.0% 中学生 0.0%
②定期的に運動をしている人（運動習慣者）の割合	② 男22.4% 女15.3%	② 男23.0% 女16.0%	② 男33.0% 女26.0%

【用語解説】

*メタボリックシンドローム：〔代謝症候群の意〕肥満・高血糖・高中性脂肪血症・高コレステロール血症・高血圧の危険因子が重なった状態。複合することによって糖尿病・心筋梗塞（こうそく）・脳卒中等の発症リスクが高まる。高カロリー・高脂肪の食事と運動不足が原因。

*身体活動：日常生活において体を動かす、労働や家事などの生活活動と体力の維持や向上を目的とした運動を含む。

*岡谷市保健委員連合会：岡谷市内各地区保健委員により組織され、地域住民の健康づくりの輪を広げるために活動をしている組織。

*岡谷市食生活改善推進協議会：みずからの健康づくりと食に対する知識の高揚を図り、地域の食生活改善を推進し、市民の健康の維持増進を図るための自主活動のほか、岡谷市で行っている各種事業に協力しているボランティア団体。市が開催する栄養教室修了者の食生活改善推進員で構成されている。

*地域健康ふれあい集会：各地区の保健委員会が行う健康づくりのための講演会や研修会。



4 - 2 予防対策の推進

【現況と課題】

がんによる死亡者数は増加の傾向ですが、各種検診の受診率は国や県の「がん対策推進基本計画*」で示す受診目標値より低い状況にあります。がんの早期発見・早期治療のためにも、がん検診の受診率の向上を図ることが重要です。

また、がんは喫煙・食生活・運動などの生活習慣に関係しています。生活習慣の改善が、がんの罹患率*の減少には効果的なため、みずからが疾病予防をしていくという意識の啓発と正しい情報の提供が必要です。

感染症対策については、各種予防接種により疾病の発生と蔓延予防をすることが重要です。正しい知識の普及、啓発に努め、接種率の向上を図り、保健所や関係機関と連携し、接種しやすい体制づくりを諏訪6市町村で推進していく必要があります。

また、新型インフルエンザなどについては、国や県などと連携して、危機管理体制も含めての対応が求められています。

【資料・データ】

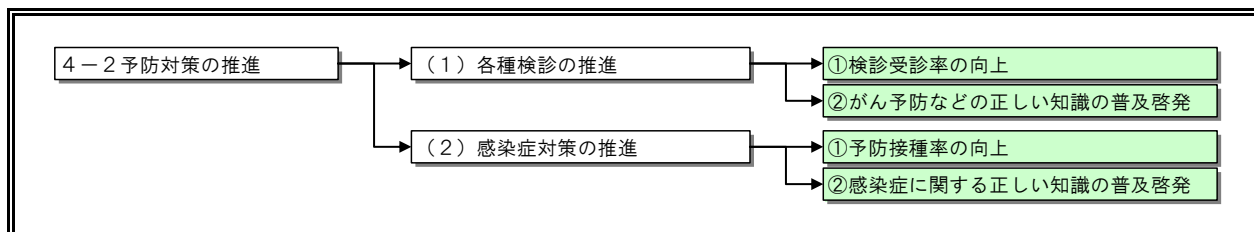
各種健康診査の受診率の推移

(単位：%)

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
胃がん検診	14.7	14.1	16.9	16.6	17.4
大腸がん検診	15.6	15.2	20.0	20.3	22.6
肺がん検診	20.6	20.5	22.6	24.4	26.0
乳がん検診（視触診含む）	11.2	10.3	14.7	16.6	19.6
子宮がん検診	9.1	8.6	14.7	14.0	15.4
成人歯科健診	7.7	6.5	5.6	6.1	6.0
緑内障検診	22.1	23.3	24.5	25.2	27.1

各年度末現在

【施策の体系】





(1) 各種検診の推進

①検診受診率の向上

病気の早期発見・早期治療につながるように、各種がん検診などの受診勧奨に努めます。

②がん予防などの正しい知識の普及啓発

がんなどの予防に対する知識や意識の向上のため、情報の提供に努めます。

(2) 感染症対策の推進

①予防接種率の向上

地域全体の免疫水準を維持し感染症の流行抑制につなげるため、予防接種率の向上を図ります。

②感染症に関する正しい知識の普及啓発

感染症予防の重要性や正しい情報を県の関係機関と連携して提供し、知識の啓発に努めます。

また、新型インフルエンザなどについても、国や県などと連携して情報の収集に努め、危機管理も含めた蔓延予防のための体制づくりを検討します。

【目標指標・数値】

指標名：①がん検診の受診率

②高齢者の予防接種率

内容説明：①がん予防などの正しい知識の普及啓発に努め、受診率の向上を図る。

(検診受診者÷対象者×100)

②予防接種率の向上により感染症対策を推進する。

(高齢者のインフルエンザ実施者数÷対象者数×100)

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
①がん検診の受診率	① 胃17.4%	① 胃18.0%	① 胃50.0%
	大腸22.6%	大腸25.0%	大腸50.0%
	肺26.0%	肺28.0%	肺50.0%
	乳19.6%	乳20.0%	乳50.0%
	子宮15.4%	子宮16.0%	子宮50.0%
②高齢者の予防接種率	② 61.2%	② 65.0%	② 70.0%

【用語解説】

*がん対策推進基本計画：がん対策基本法に基づき、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本を定めた5カ年の計画（計画期間：平成20年度～平成24年度）。

*罹患率：一定期間に発生したがんの新患者数の人口に対する比率。

一年間の届出患者数÷人口×10万人

4-3 母子保健の充実

【現況と課題】

少子化・核家族化の進行や、夫婦共働き家庭の増加、価値観の変化、ライフスタイル*の変化など、子どもを産み育てる環境は大きく変化しています。晩婚化などにより出産年齢も高くなるとともに、子どもは少なく産んで大切に育てたいという傾向があります。

また、近隣との人間関係の希薄化が進み、子育て中の親が子育てや育児について気軽に相談できる相手が地域にいないなど、家庭や地域における子育て機能の低下が問題になっています。

また、性情報の氾濫の中で、母性を守るための正しい性教育の必要性もあります。

このような中、思春期*から妊娠・出産・新生児期*・乳幼児期*を通して、親の育児不安の軽減を図るとともに、児童虐待防止策や子育て支援対策との連携を図りながら安心して子どもを産み育てられる環境整備が求められています。

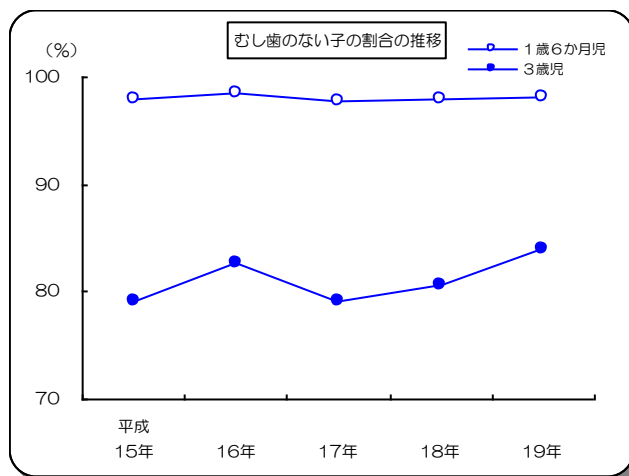
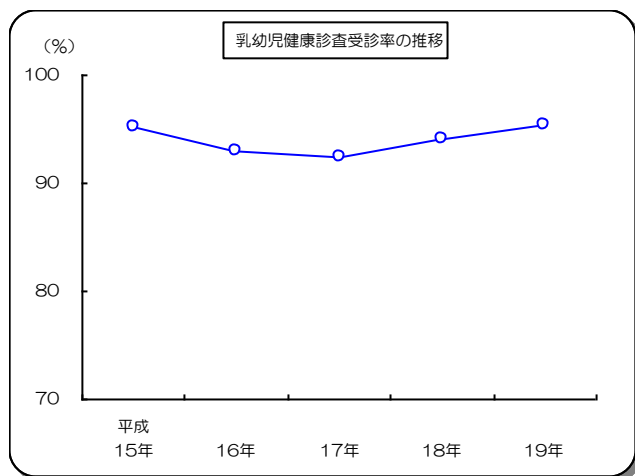
出産が安心して迎えらるよう、妊婦の健康診査を医療機関に委託して行い、疾病などの異常の早期発見と予防に努めています。

乳幼児の健全な発達を促すため、節目の時期に乳幼児健康診査*を行い、疾病または異常の早期発見に努めるとともに、各期に応じた適切な保健指導を行っています。各健診の受診率はほぼ95%以上で定着していますが、健診未受診者の対応が課題となっています。

また、乳幼児健診後の発達・発育面でのフォローや、育児不安を抱える母子に対しての個別フォロー体制など、まゆみ園(通園訓練施設*)や保育園・幼稚園との連携の強化が課題です。

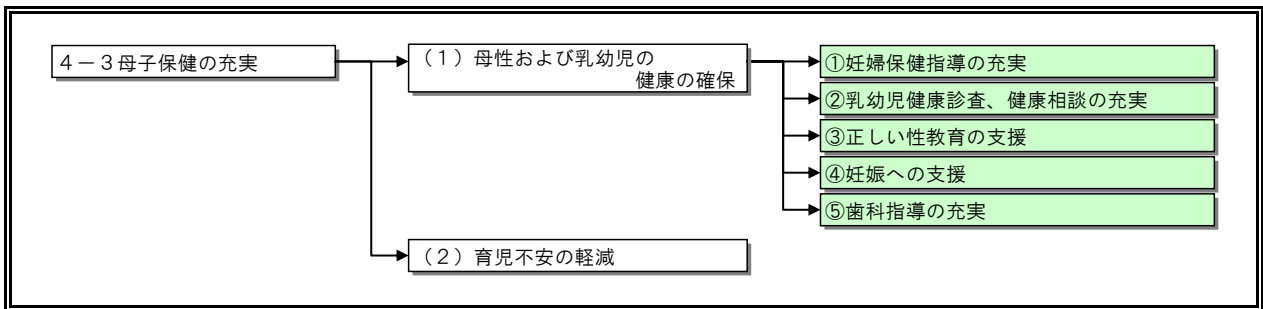
歯科指導では、むし歯予防に積極的に取り組んでいます。平成18年度の3歳児のむし歯のない子の割合は、岡谷市は80.6%で県平均74.4%と比べても高い水準です。一定の成果は上がっていますが、幼児期、学童期にはむし歯が増える傾向があり、保育園・幼稚園・小中学校との連携を強化し推進していく必要があります。

【資料・データ】





【施策の体系】



(1) 母性および乳幼児の健康の確保

①妊婦保健指導の充実

安心して子どもを産み、健やかに育児ができる環境づくりの一環として、母子健康手帳交付時にあわせて妊娠中の保健などのアドバイスを行うとともに、妊婦一般健康診査受診票を交付し疾病などの異常の早期発見と予防に努めます。また、妊婦や夫を対象としたパパママ教室*を開催し妊婦保健指導の一層の推進に努めます。

②乳幼児健康診査、健康相談の充実

乳幼児の健やかな発育を促すため、乳幼児健康診査、離乳食教室*、2歳にこにこ教室*などの健康教育・育児・母乳・歯科・栄養・心理などに関する健康相談を充実し、乳幼児の疾患や異常の早期発見に努めます。

③正しい性教育の支援

教育機関との連携を図り、健康に関する教育の中に思春期を対象とした性、結婚、妊娠、出産、育児を含めた母性・父性の育成のため正しい性教育の充実を支援します。

④妊娠への支援

不妊治療助成事業の実施により、経済的負担の軽減を図るとともに、不妊に対する相談体制の充実を努めます。

⑤歯科指導の充実

歯は健康の入り口として大切なことから、乳幼児健診をはじめ、妊婦などへの歯科指導の充実を図ります。

(2) 育児不安の軽減

保健師・助産師などが家庭を訪問し、妊産婦および乳幼児の健康管理と母親の育児不安の軽減に努め、育児支援の充実を図ります。

また、産後ママサポート事業*ではヘルパー・助産師などの家事援助や育児支援を通し、母親の精神的負担や身体的負担の軽減に努めるとともに、乳幼児健康診査、相談などあらゆる母子保健事業の機会を通して、母親の健康維持や虐待防止、孤立した育児の防止や子育てに対しての不安の軽減に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：①乳幼児健康診査(3～4カ月児健診、9～10カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診)の受診率

②1歳6カ月児(ア)と3歳児(イ)のむし歯のない子の割合

内容説明：①乳幼児の健全な発達を促すため受診率の向上を図る。

②歯科指導の充実により乳幼児の健康を確保する。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
①乳幼児健康診査の受診率 (3～4カ月児・9～10カ月児 ・1歳6カ月児・3歳児)健診	① 95.3%	① 100.0%	① 100.0%
②むし歯のない子の割合 (ア)1歳6カ月児 (イ)3歳児	② (ア)98.1% (イ)84.0%	② (ア)98.5% (イ)84.0%	② (ア)99.0% (イ)85.0%

**【用語解説】**

- *ライフスタイル：生活様式。個々の生き方。
- *思春期：12歳～成人。
- *新生児期：出生後28日を経過しない乳児をいう。
- *乳幼児期：出生～7歳未満(就学まで)。(乳児期：出生～1歳未満。幼児期：1歳～7歳未満。)
- *乳幼児健康診査：3～4カ月児健診、9～10カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診を実施。
- *通園訓練施設：基本的生活習慣の自立、身体機能の発達、豊かな情緒の育成を必要とする乳幼児と保護者が一緒に通園し、訓練する施設。
- *パパママ教室：妊婦・その夫に対して丈夫な赤ちゃんを産み育てるための保健指導、妊娠中の健康の保持、子どもを健やかに育てていけるよう、母親同士の交流と、父親としての役割を学ぶ教室。
- *離乳食教室：離乳食の実習や各期に応じた指導を行いバランスのとれた食習慣の形成を図る。母親同士のふれあいの場とする教室。
- *2歳児にこにこ教室：2歳児を対象に、育児、栄養、心理相談と親子での遊び体験およびむし歯予防の実践の教室。
- *産後ママサポート事業：出産後、乳児の世話をする者がいない育児、家事援助などを必要とする家庭にヘルパーや助産師などを派遣し育児、家事援助を行い、産婦の精神的、身体的負担の軽減を図る事業。

4－4 医療体制の充実

【現況と課題】

高齢化の進行や医療技術の進歩、住民意識の変化や医療を取り巻く環境が大きく変わる中、だれもが安心して医療を受けることができる環境整備が求められています。

地域医療は、重要な課題である救急医療*、災害時医療*、周産期医療*、小児医療などについても、医療体制の充実により安心して医療を受けられるようにすることが必要です。

救急医療体制は、医師会、歯科医師会などの協力により休日急病当番医制度、小児夜間急病センター*などの初期救急医療*体制がとられ、救急医療を担う第二次救急医療*は広域市町村や医療機関などとの協力による病院群輪番制*があり、さらに第三次救急医療*までの体制がとられています。この医療体制確保のため第二次救急医療、第三次救急医療への運営支援が必要となっています。

また、休日や夜間に緊急性のない軽症患者の安易な受診が増加しており、本来救急患者や重症患者を診療しなければならない病院が対応に追われ、医師の負担が過重になり、医師確保の困難さを増す要因のひとつとなっています。

医療体制の維持、充実を図るため、医療機関の初期救急医療、第二次救急医療などの機能が分化し効果的に機能するよう、病診連携を推進することが必要です。加えて、住民に緊急性のない安易な受診を控えることとかかりつけ医を持つように周知啓発することも必要です。

このような状況の中で、本市の医療体制の中心的役割を担う岡谷市病院事業は、市立岡谷病院と健康保険岡谷塩嶺病院が地域医療の充実と経営の健全化を図るため、「地方公営企業法*」の全部適用を受けて、平成18年4月に経営統合を行いました。

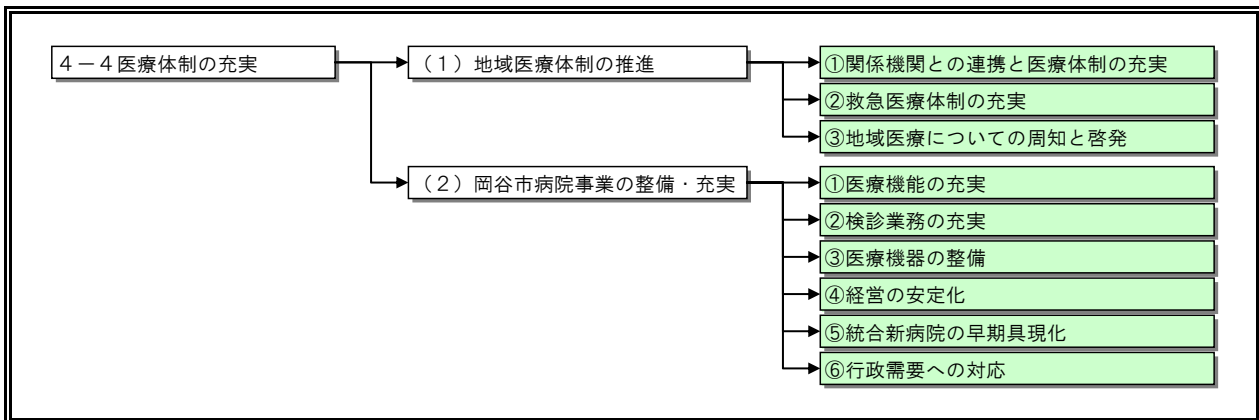
しかしながら、今日の病院運営を取り巻く環境は、全国的な医師、看護師不足、さらには診療報酬のマイナス改定などにより大変厳しくなっており、医師、看護師不足の解消や病院経営の健全化は緊急の課題となっています。

また、これからの地域に必要な医療を継続的に安定して提供していくためには、両病院の特徴ある医療資源の効率的な運用を図ることが急務であり、「経営の統合」、「診療科目の統合と機能分担」に続く、「施設の統合」は実現しなければならない大きな課題です。

今後も医療が多様化・高度化する中で、病院事業として病診連携、病病連携を積極的に推進する必要があります。



【施策の体系】



(1) 地域医療体制の推進

①関係機関との連携と医療体制の充実

救急時や災害時などに住民が安心して医療を受けられるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会など関係機関との連携を図ります。また、住民に適正な受診を促すことにより、初期救急医療、第二次救急医療、第三次救急医療といった医療機関の機能が分化した効果的な地域医療体制の充実を図ります。

②救急医療体制の充実

休日の初期救急医療については、岡谷・下諏訪休日急病当番医、休日当番歯科医、休日当番薬局などを実施し、夜間については、かかりつけ医を基本として、病院群輪番病院での診療を実施し、休日・夜間緊急医案内サービス*により情報提供しています。また、小児については、「長野県小児救急電話相談*」が実施され、夜間の初期救急医療については「諏訪地区小児夜間急病センター*」により診療を実施しています。住民ニーズを踏まえつつ、これらの体制の充実を図ります。

③地域医療についての周知と啓発

病気や医療に関し何でも相談できる身近なかかりつけ医を持つことの必要性を啓発するとともに、救急医療体制を周知することにより適正な受診を促し、緊急性のない安易な受診を減らし医師の負担軽減を図ります。また、住民が自分自身で地域医療を守るという意識の醸成を図ります。

休日や夜間の診療体制について、広報、ホームページ、各種教室などさまざまな手法、機会において周知し啓発を図ります。

献血については、保健所、日本赤十字社など関係機関と連携し、献血事業の普及、促進に努めます。

(2) 岡谷市病院事業の整備・充実

①医療機能の充実

市民をはじめ地域住民に密着した地域医療として、周産期医療、小児医療および救急医療の充実を図るとともに、高度医療などの充実に積極的に取り組みます。特に、両病院の機能を活用した循環器・呼吸器センターと生活習慣病・糖尿病センターの充実を図ります。

また、健全な医療機能を維持していくために必要な医療スタッフの確保に努め、医療機能の充実を図るとともに、病院事業が地域医療圏において担うべき役割を明確にし、地域の診療所や医療機関と連携を図り、地域完結型の医療をめざします。

②検診業務の充実

地域住民の健康の保持、増進および疾病の早期発見のため、巡回健診*、特定健診、生活習慣病健診など各種検診*業務の充実を図ります。

③医療機器の整備

各種疾病に対応し的確な医療を行うため、機器の整備、管理に努めながら、必要な高度医療機器の導入と既設機器の更新を図ります。

④経営の安定化

健全な経営基盤の確立のため、収益確保に向けた診療体制の整備を図るとともに、業務内容の見直しによる経費の削減を行い、将来にわたる経営の安定化に努めます。

⑤統合新病院の早期具現化

地域医療を守るための市民病院の存続を基本とし、両病院の特性を活かした魅力ある統合新病院をめざして、諸課題の解決に努め、基本構想の策定を進めるなど、早期の具現化を図ります。

⑥行政需要への対応

市民病院として、保健、福祉からの行政需要に対応するよう努めます。

**【用語解説】**

- *救急医療：疾病、外傷、中毒などに対して、緊急の対応や処置が必要な者に行われる医療。
- *災害時医療：大きな災害(風水害、地震など)発生時における災害時に適した医療。限られた医療スタッフや医薬品などを最大限に活用し、可能な限り多数を救命する医療。
- *周産期医療：周産期とは妊娠後期から出産後の新生児早期までのお産にまつわる時期をいい、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して、母子の健康を守る医療。
- *小児夜間急病センター：夜間の初期救急で小児科を専門に対応する医療施設。
- *初期救急医療：入院治療の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な急病患者への医療。
- *第二次救急医療：入院治療を必要とする重症救急患者に対応する医療。
- *病院群輪番制：地域内の病院群が共同して輪番制により休日・夜間における重症救急患者の入院治療を行う体制。
- *第三次救急医療：第二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要な特殊疾病患者や重篤救急患者への医療。
- *地方公営企業法：地方公共団体の経営する企業の組織、財務およびこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準、企業の経営に関する事務を処理する一部事務組合および広域連合に関する特例並びに企業の財政の再建に関する措置を定めた法律。昭和27年8月1日施行。
- *休日・夜間緊急医案内サービス：長野県が実施している長野県広域災害・救急医療情報システム（インターネットを利用して救急・災害・周産期医療に関する情報、医療機関、薬局等に関する情報を収集し、県民、医療機関、消防機関などに必要な情報を提供する。）による休日・夜間に緊急医として診療を行っている医療機関を案内するサービス。
- *長野県小児救急電話相談：長野県が実施している小児科の救急電話相談サービス。子どもの夜間のけがや急病の際、対処に戸惑うときや医療機関を受診すべきか判断が難しいときに、応急対処の方法や受診の可否について助言する。
- *諏訪地区小児夜間急病センター：諏訪広域連合が、諏訪地域三医師会の協力を得て設置した夜間の初期救急で小児科を専門に対応する医療施設。
- *健診：健康診査の略 心身の異常にかかわらず、疾患の予防・早期発見のために医師が診断すること。
- *検診：特定の病気にかかっているかどうかを知るために診察すること。

政策5 子育て支援

5-1 子育て支援の充実

【現況と課題】

夫婦共働き家庭やひとり親家庭の増加、核家族化による家庭の子育て力の低下、地域社会との関わりあいの希薄化といった社会状況の変化の中で、子育てに対する課題は、多様化、深刻化しています。

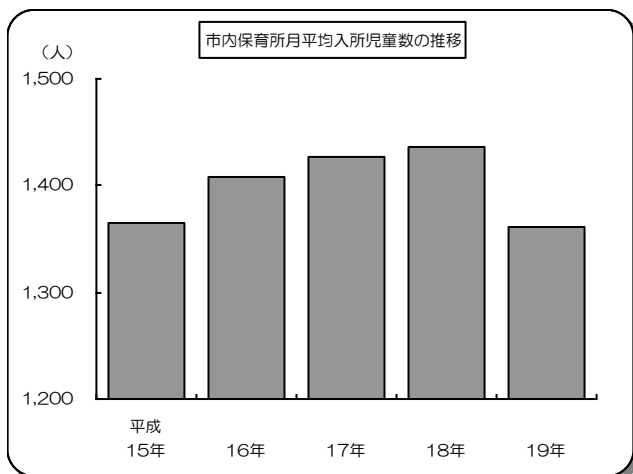
子育て中の家庭やこれから子育てをしようとする人たちの多くは、育児と仕事の両立、子育ての方法、子育て費用など多くの悩みや心配を抱えています。

こうした子育てへの不安感は、地域や市民生活を含めた多方面に影響を及ぼすことになるものと懸念されています。

子どもを安心して産み育てられるよう、保育園を中心とした多様な保育サービスや子育て支援のための相談体制の充実、子育て支援の拠点づくりを行うとともに、社会全体の関心を喚起して子育て支援の風土づくりを進めていくことが必要です。

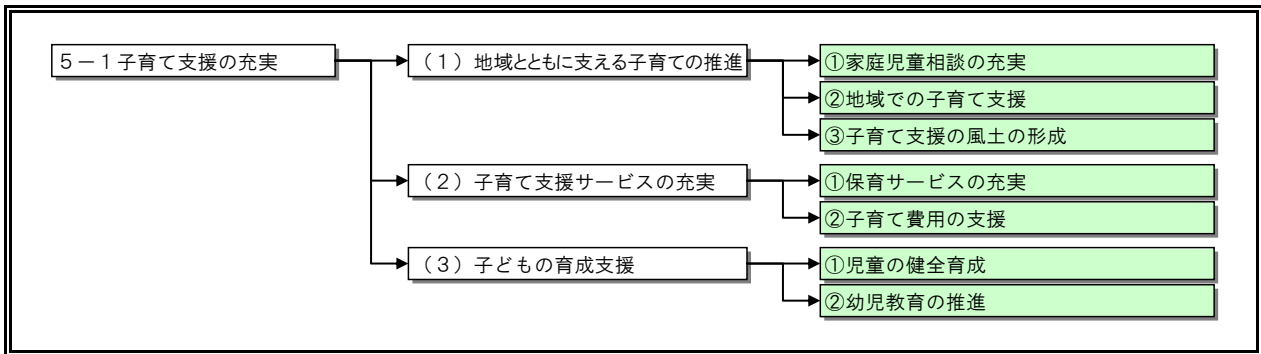
また、子どもたちが、幼児期を安心して過ごせる環境の整備や幼児教育の推進を図る必要があります。

【資料・データ】





【施策の体系】



(1) 地域とともに支える子育ての推進

①家庭児童相談の充実

家庭の問題や子育ての問題について、児童相談所や学校などの関係機関や民生児童委員などの地域関係者の協力や連携を得ながら、相談や指導・助言を行って、児童の健全育成や子育て支援を推進します。

また、子どもの発育や発音などを早期に指導できるまゆみ園やことばの教室の充実に努めます。

②地域での子育て支援

ア. 子育て情報の提供

子育て支援マップなどにより、地域の子育て支援事業や家庭教育の情報など子育て支援情報の提供を行います。

イ. 地域での子育て支援の充実

保育園で行う子育て支援センター*事業の拡充に努め、保育に関する専門性を有する保育園職員が、地域で子育て中の保護者の支援を行います。

こどものくにでは、子どもたちへの遊びの提供のほか、親同士の交流を促し、子育てについての相談や情報提供に努めます。

ウ. 子育て支援ネットワークの充実

育児相互援助事業（ファミリーサポートセンター*事業）を推進して、子育ての手助けの相互援助活動の支援を行います。

また、地域サポートセンター*や地域子育てミニ集会での事業を支援して、地域での子どもや保護者の交流やネットワークづくりを促進します。

③子育て支援の風土の形成

育児に関する知識や技術、親としてのあり方などの学習活動を通して、家庭教育力の向上に努めます。

また、生涯学習や啓発活動により、子どもの権利の尊重や男女共同参画の意識の醸成を進め、市民みんなが子育てや子どもの健全育成を支援する子育て支援の風土の形成に努めます。

(2) 子育て支援サービスの充実

①保育サービスの充実

育児と就労の両立を支援するため、長時間保育、休日保育などの特別保育や緊急時などに対応する一時保育の充実に努めます。

また、食育の推進や子どもの健康・安全、発達過程に即した適切な保育など保育内容の充実に努めるとともに、「岡谷市保育園運営計画」に基づき、保育園の整備や効率的な運営を検討します。

保育園職員については、質の高い保育や保護者に対する支援の充実のため、研修などを通して、資質の向上に努めます。

②子育て費用の支援

乳幼児医療費給付など、子育ての経費負担の軽減に努めます。

(3) 子どもの育成支援

①児童の健全育成

児童相談所、児童委員をはじめ福祉、保健、医療、教育などの関係機関や地域との連携を強化して、児童虐待の防止や早期発見に努めます。

子どもの遊び場づくりの促進や遊び場の安全確保に努めます。

②幼児教育の推進

幼児教育の推進のため、私立幼稚園の運営を支援するとともに、児童の幼稚園への就園を奨励します。

また、一貫性のある子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、幼稚園、保育園、小学校の連携強化を図ります。



【目標指標・数値】

指標名：子育て支援センターの延べ利用者数

内容説明：子育てをしている親の負担感などが、支援サービスを受けることにより軽減される。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
子育て支援センターの延べ利用者数	7,685人	7,700人	10,000人

【用語解説】

*子育て支援センター：保育園を利用して、子育てに関する相談や情報提供、親子の交流事業などを行う地域の子育て支援の拠点。現在、あやめ、みなと、川岸、ひまわり保育園に設置。

*ファミリーサポートセンター：育児などの援助を行いたい人と援助を受けたい人が会員となって、一時的な子どもの預かりを有料で行うシステム。センターでは会員の仲介を行い、既存の保育サービスでは対応できない保育ニーズに対応する。

*地域サポートセンター：区内の各種団体やボランティアなど多くの地域住民が集まり、地域の課題に取り組み、地域の行事や活動などを自主的に助け合いながら行う地域コミュニティ活動の拠点。

政策 6 福祉の充実

6-1 地域福祉の推進

【現況と課題】

個人が地域で尊厳をもって自立して生活していくことができるよう、市民みずからが自立する「自助」と自助を地域で支える「共助」と、自助を保障し共助を生かす「公助」がそれぞれ役割を担い、相互に連携し、融合した地域コミュニティをつくることが求められています。

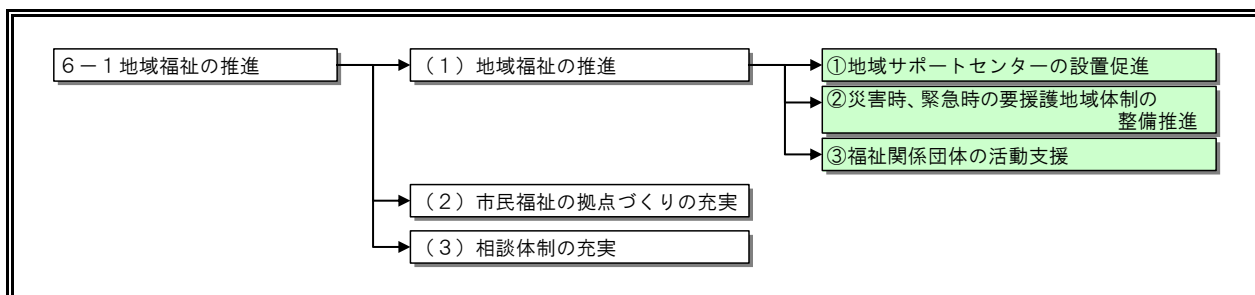
地域と行政が役割分担を明確にし、相互に連携協働する中で、高齢者、障害者、児童などについて、それぞれの法律に定められた各種計画に基づく各種のサービスが提供され、利用できる環境づくりを進めるとともに、地域においては、日常的な市民の心のふれあいやケアの重要性が増しています。

そのため、地域の各種団体やボランティアなどが広く参加し、市民みずからが主体となる地域サポートセンターなどの地域福祉の拠点づくりとその活用を図るほか、災害時、緊急時の対応といった環境整備に取り組む必要があります。

また、地域福祉活動を充実するために、市全域はもちろんのこと、各区においても岡谷市社会福祉協議会など関係団体との協働をより一層強化することが必要です。

さらに、めまぐるしい環境の変化と多様な価値観の現代社会では、さまざまなトラブルなどに悩む市民も増加しています。その支援として、各種の相談体制の整備、充実を図る必要があります。

【施策の体系】





(1) 地域福祉の推進

①地域サポートセンターの設置促進

各区をはじめ社会福祉協議会など関係団体との協力、協働関係の一層の強化を図る中で、障害者や高齢者など福祉という枠にとらわれず、住民みずからが主体となり参加する、地域サポートセンターの設置による地域福祉の拠点づくりとその活用を促進します。

②災害時、緊急時の要援護地域体制の整備推進

災害時、緊急時に、高齢者や障害者など災害弱者の援護や支援をはじめ、住民が共に助けあい、支えあう地域体制の整備を推進します。

③福祉関係団体の活動支援

地域福祉の推進には、福祉関係団体などの人材と活動が必要不可欠です。福祉関係団体がより充実した活動が展開できるよう支援します。

また、人権擁護委員活動を支援するとともに、人権を守る啓発の推進に努めます。

(2) 市民福祉の拠点づくりの充実

岡谷健康福祉施設ロマネットは利用者の健康と憩い、コミュニケーションの場として、また、おかや総合福祉センター諏訪湖ハイツは、子どもから高齢者まで市民だれもが集い、交流し、利用できる生涯学習機能も備えた施設として利活用されるよう、施設管理に努めます。

(3) 相談体制の充実

日常的な相談から、ときには専門的なアドバイスや法律的な指導が必要となる相談まで、市民の悩みごとや抱えている問題の解決を支援できるよう、関係機関や専門家の協力を得て相談事業を実施します。

また、多様な相談ニーズに対応できるよう、関係機関や関係団体が実施する各種相談事業の紹介、案内についても配慮していきます。

【目標指標・数値】

指標名：地域サポートセンター設置数

内容説明：地域サポートセンターの設置促進により地域福祉の推進を図る。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成21年度	終了時目標 平成25年度
地域サポートセンター設置数	9区 (3月時点)	10区 (4月時点)	21区 (3月時点)

6-2 障害者（児）福祉の推進

【現況と課題】

障害者*を取り巻く環境は、障害の重度化および重複化、高齢化の傾向にあるとともに、精神障害者の増加、核家族化の進展による家庭での介護や支援機能の低下が進むなど、大きく変化してきています。

平成15年度から導入された支援費制度により、それまでの措置制度から障害者みずからの契約により福祉サービスを利用する制度として利用拡大が図られました。しかしながら、市町村間のサービス水準の格差が大きかったこと、精神障害者が制度の対象になっていなかったことなどの問題点に加え、今後の障害者施策の新たな課題として地域生活への移行、就労支援の対応が求められました。

こうした中、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、身体、知的、精神の3障害共通のルール、プロセスのもとにサービスが提供されるようになり、障害者のニーズ把握に基づいたサービス提供を行うよう、数値目標を定めた「岡谷市障害福祉計画*」の策定が義務づけられました。今後は、その人にあったサービスが利用できるよう環境整備が必要であり、大きな課題となっています。

また、平成17年に「発達障害者支援法*」が施行され、発達障害について早期発見、早期支援を行うことの必要性が示されましたが、十分な対応ができていない状況です。

発達障害については、保健所、保育園、教育機関などと連携し、トータルで支援する仕組みづくりが必要であり、発達障害の多様化への対応は難しい課題となっています。

今後、障害者の地域生活への移行が進む中で、偏見や差別などに対する障害者の権利擁護の重要性が増してくるとともに、災害時、緊急時の援護体制づくりが緊急の課題となっています。



【資料・データ】

障害者（児）数の推移

①等級別身体障害者手帳所持状況

（単位：人）

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
1 級	559	551	475	487	512
2 級	327	331	285	276	284
3 級	426	419	409	398	396
4 級	410	431	424	459	485
5 級	141	140	128	129	134
6 級	119	113	99	100	97
合 計	1,982	1,985	1,820	1,849	1,908

各年度末現在

②療育手帳所持状況

（単位：人）

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
重度	93	96	98	102	105
中度	99	105	100	106	108
軽度	48	51	57	59	64
合 計	240	252	255	267	277

各年度末現在

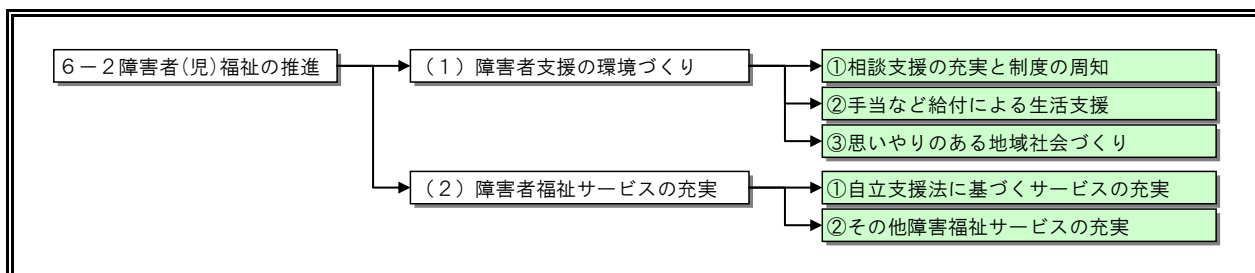
③精神障害者保健福祉手帳所持状況

（単位：人）

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
1 級	54	60	69	112	125
2 級	58	67	78	72	63
3 級	13	15	14	10	14
合 計	125	142	161	194	202

各年度末現在

【施策の体系】



(1) 障害者支援の環境づくり

① 相談支援の充実と制度の周知

障害のある人などからの相談に対し、一人ひとりの障害の状況などに応じた助言、その他障害福祉サービスの利用に関する支援および地域生活に必要な相談支援の充実と制度の周知に努めます。

また、障害者手帳や証明書などの交付についても、個人情報保護に十分配慮しながら、的確、適正に行います。

② 手当など給付による生活支援

特別障害者手当などの給付により、生活支援を実施します。

③ 思いやりのある地域社会づくり

障害者の一人ひとりが、意向や状況に応じた地域活動や余暇活動などに積極的な参加ができるよう環境づくりを行うとともに、障害および障害者についての正しい認識の普及啓発や子どもの頃からの福祉学習の推進に努めます。

また、障害者の地域生活を支援するため、市民、地域、行政、関係機関などが連携し、必要な支援体制の整備を進めます。

(2) 障害者福祉サービスの充実

① 自立支援法に基づくサービスの充実

「障害者自立支援法」に基づき、障害程度区分の認定によりサービス支給量を決定するとともに、障害者が地域で生活するために必要な場や日中活動の場の確保を行い、障害者の地域生活の支援、就労支援などの充実に努めます。

ひだまりの家（地域活動支援センター*）については、給付事業への移行を検討します。

また、障害者の人権を尊重し、尊厳を保持するため、関係機関、関係団体と協力しながら権利擁護体制を整備するとともに、成年後見制度*の活用促進や虐待の早期発見・早期防止に努めます。



②その他障害福祉サービスの充実

障害者自立支援法以外の各種障害福祉サービス事業を行い、障害者の地域生活を支援します。

【目標指標・数値】

指標名：福祉施設入所者の地域生活移行者数の割合

内容説明：障害者の生活の場を施設から地域へ移行させていくという障害者自立支援法の趣旨に基づき、福祉施設から一般住居（グループホーム*、ケアホーム*などを含む）に移行した人の割合を高くする。

（年度内の地域生活移行者合計数÷平成17年10月（障害者自立支援法に基づく計画策定の基準日）の施設入所者数）

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成21年度	終了時目標 平成25年度
福祉施設入所者の地域生活移行者数の割合	8.6% (3月時点)	10.0% (4月時点)	22.9% (3月時点)

【用語解説】

- *障害者：障害者自立支援法に定義される「障害児」を含む。
- *岡谷市障害福祉計画：障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業のサービス提供の基本的な理念、サービス提供体制整備の基本的考え方、サービス提供体制確保のための方策、目標、必要なサービス量の見込み、地域生活支援事業の実施内容などを市が定めた3カ年の計画（計画期間：平成21年～平成23年）。
- *発達障害者支援法：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害を持つ者の援助などについて定めた法律。平成17年4月1日施行。
- *地域活動支援センター：創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設。
- *成年後見制度：認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方を、法律面や生活面で援助し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度。
- *グループホーム：夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設。
- *ケアホーム：夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行う施設。

6-3 高齢者福祉の推進

【現況と課題】

人口の急速な高齢化が進展する中で、明るく活力ある超高齢社会の構築に向けて、高齢者福祉施策は、従来の措置という考え方から、高齢者が地域で尊厳を持って自立した生活ができるよう支援する方向へと変わり、さらにめざすべき方向も従来の「健康な65歳」から「活動的な85歳」へと見直しをされています。

また、平成17年度の介護保険制度改正においては、予防重視型のシステムに転換し、高齢者みずからの自助努力を基本としながら地域福祉の多様なつながりの中で高齢者を支えていくことをめざしています。

本市の65歳以上の人口は、14,286人(平成20年4月1日現在)と総人口の26.7%を占めており、4人に1人が高齢者という状況です。また、75歳以上の高齢者が総人口に占める割合(後期高齢化率)の増加や団塊の世代の高齢化など、今後人口構造の急激な変化が見込まれています。さらに平成30年には3人に1人が高齢者ということが予測されています。

これにともない、援護を要する寝たきりや認知症*の高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみで生活している世帯など、これまで以上に増加するものと見込まれ、介護保険制度を含め、高齢者福祉施策の充実はその必要性を増しています。

このようなことから、高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業が重要視され、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見、防止などが課題となっています。

また、団塊の世代が地域活動にかかわる新たな人材として、生きがいを持って地域社会や生涯学習の活動の場に参画できる環境づくりを推進する必要があります。

平成12年4月にスタートした介護保険制度については、財政基盤の安定と効率化のため、平成15年4月から広域化され、諏訪広域連合で運営されています。保険者である諏訪広域連合と連携し、効果的な介護予防事業を展開するとともに、「地域包括支援センター」の機能強化を図り、安定的な運営と良質な介護サービスの提供が受けられる環境整備に努める必要があります。

このほか、高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって安心して暮らしていくためには、高齢者の身体の状態や生活スタイルにあわせた居住環境の整備が求められるとともに、市民、地域、行政、関係機関がそれぞれの役割を自覚し連携を図るなど、地域ケア体制*の構築が課題となっています。



【資料・データ】

①65歳以上人口および高齢化率の推移

(単位：人、%)

区 分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
65 歳以上人口	12, 875	13, 132	13, 606	13, 940	14, 286
高齢化率	23. 3	23. 9	25. 0	25. 9	26. 7
総人口	55, 354	54, 982	54, 376	53, 897	53, 527

(資料) 長野県毎月人口異動調査
各年4月1日現在

<参考>

(単位：人、%)

区 分	人口	65 歳以上人口	高齢化率
長野県	2, 174, 163	548, 768	25. 2
岡谷市	53, 527	14, 286	26. 7
全国	127, 730, 000	27, 890, 000	21. 8

(資料) 長野県毎月人口異動調査
平成20年4月1日現在

②ひとり暮らし高齢者数、高齢者のみの世帯数の推移

(単位：人、世帯)

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
ひとり暮らし高齢者数	1, 352	1, 368	1, 408	1, 441	1, 507
高齢者のみ世帯数	—	1, 774	1, 877	1, 853	1, 940

※住民基本台帳上ではなく、生活実態としてひとり暮らしの方および高齢者のみで生活している世帯
各年11月末現在

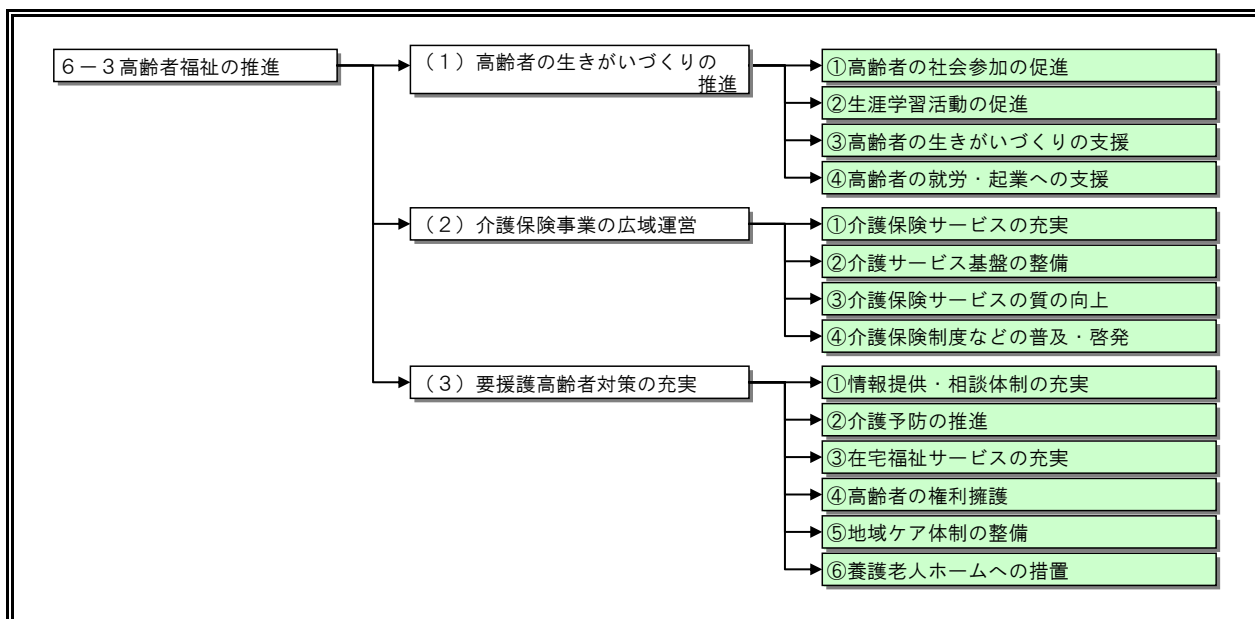
③要介護・要支援認定者数および要介護認定率の推移

(単位：人、%)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
要介護・要支援認定者数	1, 721	1, 860	1, 951	1, 936	1, 890
うち 第1号被保険者	1, 663	1, 808	1, 897	1, 875	1, 828
うち 第2号被保険者	58	52	54	61	62
要介護認定率	12. 84	13. 69	14. 00	13. 52	12. 88

※要介護認定率は、第1号被保険者(65歳以上の方)における認定者の出現率
各年度末現在

【施策の体系】



(1) 高齢者の生きがいがづくりの推進

① 高齢者の社会参加の促進

高齢者も社会の担い手であることを市民共通の認識となるよう啓発するとともに、高齢者ボランティアの充実など元気な高齢者が地域のさまざまな活動を通じて社会貢献ができる土壌づくりに努めます。

② 生涯学習活動の促進

高齢者の蓄積したノウハウや持てる力を地域に還元する仕組みづくりに向け、生涯学習の充実を図るとともに、高齢者がともに学ぶ活動の輪を広げていくようリーダーの育成に努めます。

③ 高齢者の生きがいがづくりの支援

各地区の公会所などを活用し、地域の支えあいを基本に実施している「生きがいデイサービス事業」の拡充に努め、家に閉じこもりがちな高齢者の心身のリフレッシュを図り、生きがいがづくりを推進します。

また、高齢者クラブの育成を図り、高齢者相互のコミュニケーション、健康づくり、世代間交流などの活動への支援に努めます。

④ 高齢者の就労・起業への支援

いくつになっても働ける社会をめざし、団塊の世代や高齢者の再就職、起業に係る支援策の利用促進が図られるよう、情報提供、相談の充実に努めます。

また、シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、高齢者の健康やニーズに応じたさまざまな就業機会を提供します。



(2) 介護保険事業の広域運営

介護保険については、保険者である諏訪広域連合と連携し、安定的な運営に努め、介護保険事業を推進します。

①介護保険サービスの充実

介護保険の各種申請受付、介護認定訪問調査、介護保険料の徴収などの業務を行うとともに、効果的な介護予防事業など介護保険サービスの充実を図ります。

②介護サービス基盤の整備

療養病床の対応を考慮する中で、「諏訪広域連合介護保険事業計画*」に基づき、必要な介護保険の基盤整備を推進します。

③介護保険サービスの質の向上

介護給付適正化事業に取り組むとともに、介護相談専門員*を介護保険施設などへ派遣し、施設との橋渡し役として利用者の不満や相談に応じるなど改善に努めます。

また、介護保険サービス事業者に対し、制度に関する情報提供や事業者間の情報交換の場を提供し、適切なサービスの提供と質の向上を図ります。

④介護保険制度などの普及・啓発

市民にわかりやすい言葉、わかりやすい方法を工夫する中で、必要に応じ介護保険制度の内容がわかる冊子やパンフレットを作成するとともに、65歳到達者説明会や出前講座、広報おかや、ホームページ、行政チャンネルなどあらゆる機会をとらえて、介護保険制度などの周知、啓発に努めます。

(3) 要援護高齢者対策の充実

①情報提供・相談体制の充実

「地域包括支援センター」が中心となり、高齢者や家族、また、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや心配ごとなど総合的な相談に応じるとともに支援を行います。

また、高齢者が安心して暮らすことができるよう情報提供に努めます。

②介護予防の推進

介護保険の非該当者から要介護認定*者まで一貫性、連続性のある介護予防システムを確立するとともに、介護予防のマネジメント機能の強化に努めます。

また、高齢者に対して、みずから生活機能の維持・向上に努めるよう、介護予防の必要性を啓発します。

③在宅福祉サービスの充実

高齢者が在宅で尊厳を持って自立した生活を送れるよう、地域の支えあいの中での見守りや協力支援体制の充実を図るとともに、介護保険サービスと介護保険以外の一般福祉サービスを調整しながら、必要な人に必要なサービスを提供できる体制を整備します。

また、ひとり暮らしなどの援護が必要な高齢者が在宅で安心して生活ができるよう各種生活支援事業を実施するとともに、身体状況や生活スタイルにあわせた居住環境づくりを進めるほか、家庭介護者の負担を軽減し在宅での介護を続けることができるよう支援します。

④高齢者の権利擁護

高齢者の人格を尊重し、尊厳を保持するため、関係機関、関係団体との連携により権利擁護体制を整備するとともに、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見、防止に努めます。

⑤地域ケア体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみで生活している世帯など援護が必要な高齢者の状況を把握する中で、市民、地域、行政、関係機関が連携し、必要な援助や緊急時の対応など地域ケア体制の整備を推進します。

また、療養病床の動向を見る中で、医療依存度が高い患者が適切な医療サービスを受けることができるよう、病院と調整を図りながら必要な支援を検討します。

⑥養護老人ホームへの措置

在宅生活ができない高齢者に安定した居住と生活の場を提供するため、養護老人ホームの措置を適切に行います。



【目標指標・数値】

指標名：要介護認定率

内容説明：介護サービスを必要とする高齢者の割合。

(第1号被保険者における要介護認定者数÷65歳以上人口×100)

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
要介護認定率	12.88%	13.00%	13.00%

【用語解説】

- * 認知症：脳に障害が起こることによって知的機能が低下し、日常生活を送ることが困難になる病気。
- * 地域ケア体制：福祉サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行う体制。
- * 諏訪広域連合介護保険事業計画：介護保険法に基づき、保険者が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するために保険者が定める3カ年の計画（計画期間：平成21年度～平成23年度）。
- * 介護相談専門員：介護保険施設などを訪問し、利用者の橋渡し役として苦情や相談に応じる一定の研修を受けた者。
- * 要介護認定：日常生活において介護や支援をどの程度必要とするのかを判定し、その度合いを認定すること。要支援1～2、要介護1～5、非該当の8区分。

6－4 社会保障の円滑な運営

【現況と課題】

国民健康保険事業の運営では、適正な保険税率と歳入の確保による安定した事業運営が求められます。

県下各市の中で一番高い一人当たりの医療費については、山梨大学との包括協定に基づく共同研究による医療費分析などにより、特に糖尿病や高血圧性疾患などが原因となって医療費を高くしていることがわかりました。そのため、効果的な保健指導により医療費の抑制を図ることが必要です。

長寿医療〔後期高齢者医療〕制度*は、保険者である長野県後期高齢者医療広域連合と連携して、安定した保険運営ができるようにしていくことが必要です。

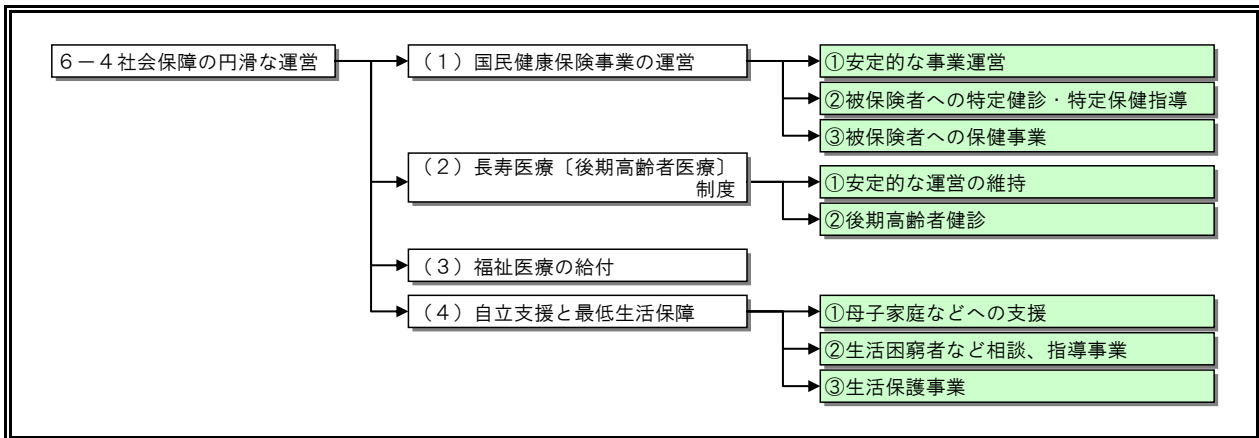
福祉医療の給付は、重度心身障害者、乳幼児等、母子家庭等の給付状況について、生活実態に即した医療給付になるよう、適正な福祉医療給付制度の運営が必要です。

生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的として制定された制度です。

今後とも、保護を必要とする世帯の生活向上のため、被保護世帯の実態に即応した適切な保護行政を推進するとともに、生活保護の対象とならない世帯に対しても、関係機関、関係団体との協力体制の中で、自助努力を促すとともに自立に向けた相談指導に努める必要があります。



【施策の体系】



(1) 国民健康保険事業の運営

① 安定的な事業運営

安定した事業運営のため、適正な保険税率による賦課と収納率の向上により、歳入の確保に努めるとともに、被保険者の適正な資格管理と医療費の適正化に努めます。

② 被保険者への特定健診・特定保健指導

被保険者に特定健診や特定保健指導を実施して、生活習慣病の予防に取り組み、医療費の抑制を図ります。

③ 被保険者への保健事業

医療費の分析結果から、岡谷市の国民健康保険の被保険者に必要となる糖尿病や高血圧性疾患を予防するための保健事業を実施して、健康増進を図ります。

(2) 長寿医療〔後期高齢者医療〕制度

① 安定的な運営の維持

長野県後期高齢者医療広域連合との業務分担に従い、被保険者の適正な資格管理と、保険料収納率の向上により、安定した事業運営に努めます。

② 後期高齢者健診

長寿医療〔後期高齢者医療〕の被保険者に健診を実施して、生活習慣病などの予防を図ります。

(3) 福祉医療の給付

重度心身障害者や乳幼児等、母子家庭等の医療費の自己負担に対し、福祉医療費の給付を行います。

(4) 自立支援と最低生活保障

①母子家庭などへの支援

いろいろな悩みや不安を抱えながら生活している母子家庭などに対し、相談や自立に向けての給付などの支援を行います。

②生活困窮者など相談、指導事業

市民の相談内容に応じて適切な助言、指導を行い、生活援護の制度や施策を活用し、自立を助長します。

③生活保護事業

保護を必要とする状態にある者に対し、「生活保護法*」の定めるところにより、保護を決定しかつ実施します。

【目標指標・数値】

指標名：国保被保険者特定健康診査の受診率

内容説明：生活習慣病の予防に取り組み、医療費の抑制を図るため、特定健診の受診率を高くする。

(特定健康診査の受診者数÷対象者数×100)

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
国保被保険者特定健康診査の受診率	17.1%	35.0%	65.0%

【用語解説】

*長寿医療〔後期高齢者医療〕制度：75歳以上の高齢者などを対象とする、他の健康保険とは独立した医療制度。平成20年4月1日施行。

*生活保護法：国が生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、その自立を助長する法律。昭和25年5月4日施行。

基本目標 3

自然環境と暮らしが調和した、 安全・安心なまち

■□■□■ 7 環境保全の推進 ■□■□■

- 1 地球環境対策の推進
- 2 自然環境の保全
- 3 生活環境対策の推進

■□■□■ 8 循環型社会の構築 ■□■□■

- 1 廃棄物対策の推進
- 2 環境衛生対策の推進

■□■□■ 9 安全・安心な暮らしの確保 ■□■□■

- 1 危機・防災・減災対策の推進
- 2 治山・治水事業の推進
- 3 生活安全対策の推進
- 4 消防・救急体制の充実
- 5 上下水道の整備・維持



政策 7 環境保全の推進

7-1 地球環境対策の推進

【現況と課題】

近年、地球の温暖化、オゾン層*の破壊など地球環境の問題について人々の関心が一層高まるとともに、地球規模での環境異変や自然の生態系への影響が深刻さを増してきています。

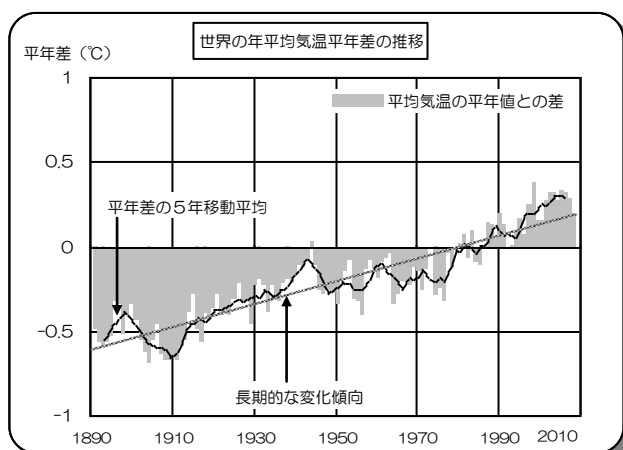
このような地球環境問題は、私たちの日常生活や事業活動が深く関わっており、その解決に向けて、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムから環境への負荷の少ない低炭素社会*への転換を図っていくことが求められています。

また、有限な地球環境資源のもと、持続可能な社会の仕組みを構築することが強く求められていることから、私たちの暮らしの中においても、地球温暖化対策や省資源、省エネルギーへの取り組みが急務となっています。

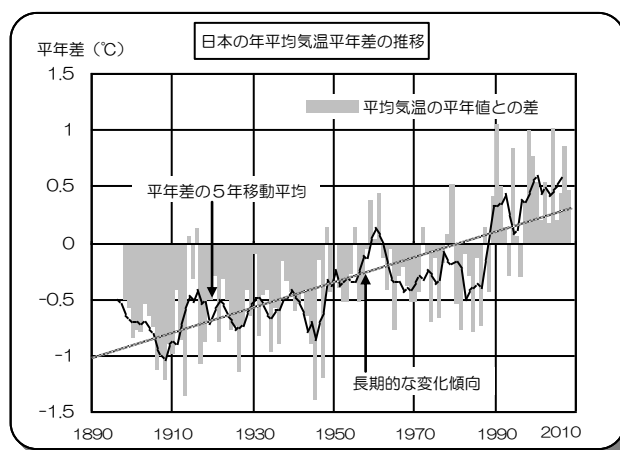
本市は、「岡谷市環境基本計画*」に基づき、さまざまな環境にやさしい取り組みの啓発や自然エネルギーの利用促進などを図っていますが、より一層、国、県、関係団体などと密接な連携を図りながら、市民、事業者などと協働し、地球環境にやさしいまちづくりの取り組みを進めていくことが必要です。

【資料・データ】

世界の平均気温の変化
(1891～2008年)



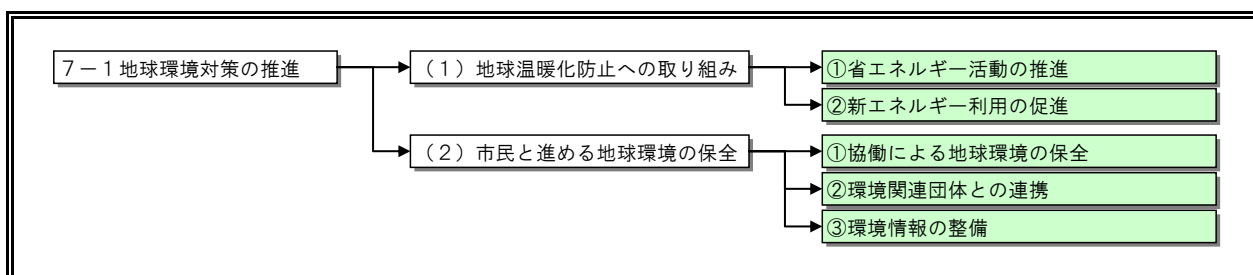
日本の平均気温の変化
(1898～2008年)



(資料)：気象庁「気温・降水量の長期変化傾向」
※平年値は1971～2000年の30年平均値



【施策の体系】



(1) 地球温暖化防止への取り組み

①省エネルギー活動の推進

温室効果ガスの排出を抑制するため、アイドリングストップや公共交通機関の利用、電気機器の適正な管理、ハイブリッドカーなどの低公害車の普及を啓発し、省エネルギーの推進を図ります。

②新エネルギー利用の促進

太陽光発電、太陽熱利用など新エネルギーの普及啓発を推進します。

また、新エネルギー、省エネルギー設備の公共施設への導入の検討や、バイオマスエネルギー*の利用を検討します。

(2) 市民と進める地球環境の保全

①協働による地球環境の保全

日常の暮らしの中での取り組みが、地球環境保全に大きくつながることから、「岡谷市環境基本計画」に基づき、市民、事業者などと協働で実施する「緑のカーテン*事業」などの取り組みを推進します。

②環境関連団体との連携

環境市民会議おかや*などの市民団体や、美しい環境づくり諏訪地域推進会議など各種団体と連携し、環境保全に関する講演会やイベントの開催など環境保全活動を推進します。

③環境情報の整備

地球環境に関するさまざまな情報の収集とその体系的な整備を図るとともに、広報活動の充実に一層努めます。

【目標指標・数値】

指標名：緑のカーテン参加数

内容説明：緑のカーテン事業を通し、市民、事業所などとの協働により、日常の暮らしの中から地球環境の保全に取り組む。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
緑のカーテン参加数	11件	27件	300件

【用語解説】

- *オゾン層：オゾン(ozone)とは、酸素原子3個からなる物質で、地表から10～50キロメートル上空の成層圏に集まっているこの層をオゾン層と呼び、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して地球の生物を守っている。
- *低炭素社会：地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出の少ない社会のこと。
- *岡谷市環境基本計画：環境基本条例第7条の規定に基づき、条例に定められた基本理念の実現に向け、各種の環境施策を総合的かつ計画的に推進するために市が定める10カ年の計画（計画期間：平成12年～平成21年）。
- *バイオマスエネルギー：バイオマスとは生物資源（バイオ/bio）の量（マス/mass）をあらわし、エネルギー源として再利用できる動植物から生まれた有機性の資源のこと。（例）ストーブ用のペレット、食用廃油を原料とするバイオディーゼル油。
- *緑のカーテン：アサガオやキュウリなどのツル性植物で窓辺をおおうと、夏の強い日差しをさえぎり部屋の中を涼しくすることができる。緑の光合成により二酸化炭素を吸収するので、地球温暖化防止にも役立つ。
- *環境市民会議おかや：市内の19団体と個人で構成され、市民・事業者・市が相互に連携協力し、豊かな環境づくりと、地球環境の推進、廃棄物の3R推進により環境への負荷の少ない循環型社会の構築をめざし、さまざまな活動をしている。



7-2 自然環境の保全

【現況と課題】

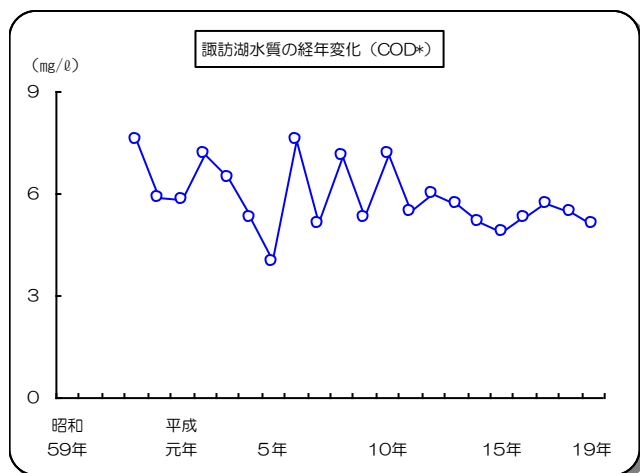
本市は、周囲を山地、丘陵と諏訪湖に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれたまちで、私たちの生活に潤いとやすらぎをあたえ、市民共有の貴重な財産となっています。

身近な自然や貴重な自然を守り、自然と共生する中で、多様性に富んだ豊かな自然環境を将来に引き継ぐことが求められています。

このため、身近な里山の保全や、アレチウリなど特定外来生物の駆除による在来生物の保全、保護活動とともに、ビオトープ*や親水エリアの整備など、身近な自然を再生し、生物や自然に親しむ場の確保を進めることが必要となっています。

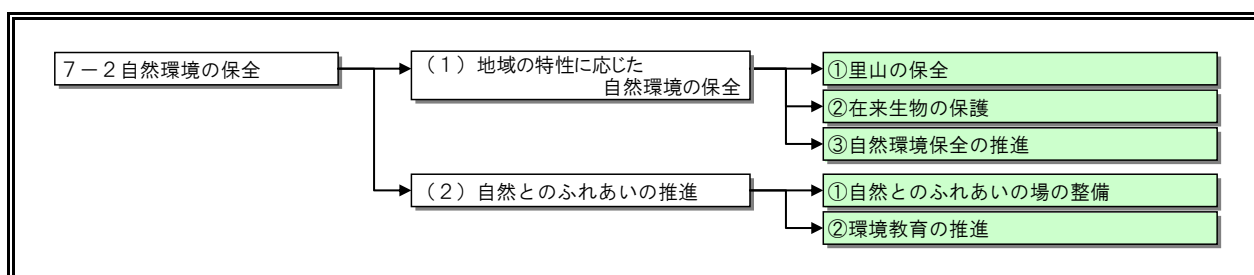
このような自然環境保全活動を進めることにより、自然への関心や理解を深め、自然に配慮した行動をとる人材の育成と、自然とのふれあいの場や学ぶ機会を提供し、環境教育や自然と共生するまちづくりを進めていくことが必要です。

【資料・データ】





【施策の体系】



(1) 地域の特性に応じた自然環境の保全

① 里山の保全

里山の保全再生を図り、多様な生物が生息することのできる豊かな自然環境保全を推進します。

② 在来生物の保護

アレチウリやブラックバスなどの特定外来生物の駆除活動を行い、在来生物の保護を図ります。

③ 自然環境保全の推進

市民、事業者、諏訪湖浄化対策連絡協議会など各種団体と協働し、アダプトプログラム*を進め、諏訪湖および河川一斉清掃、諏訪湖浮遊物除去事業などを行い、自然環境の保全に努めます。

(2) 自然とのふれあいの推進

① 自然とのふれあいの場の整備

ビオトープや親水エリアの整備など身近な自然を再生し、生物や自然に親しむ場の整備を進め、日常生活における自然とのふれあいを推進します。

② 環境教育の推進

こどもエコクラブ*や環境セミナーなど、自然体験、自然学習の機会を創出し、自然への関心や理解を深めるよう努めます。

【目標指標・数値】

指標名：こどもエコクラブ登録数

内容説明：こどもエコクラブの登録・運営を支援し、環境教育の推進を図る。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
こどもエコクラブ登録数	1団体	2団体	33団体

【用語解説】

- *ビオトープ：「生物」を意味するbioと「場所」を意味するtoposの合成語（ドイツ語）で、「生物の生息に適した場所」を意味する。植生豊かな水辺や雑木林などは、多様な生物が生息・生育できるビオトープといえる。また、開発事業などに際して積極的に維持、回復、創出が図られる野生生物の生息・生育環境という意味で用いられることもある。
- *COD：Chemical Oxygen Demandの略で、化学的酸素要求量を意味する。湖沼などの有機物による汚濁の程度を示す指標として用いられ、水中の有機物を酸化剤で化学的に分解（酸化）するとき消費される酸素の量として表され、数値が大きいほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。
- *アダプトプログラム：アダプト(adopt)とは「養子にする」という意味で、河川、道路、公園など公共の場所の一定範囲の美化活動を、住民、団体、企業などが里親となって、親が子をはぐくむように取り組む体制のことをいう。
- *こどもエコクラブ：こどもエコクラブは、2人以上のメンバー（幼児から高校生まで）と活動を支える1人以上の大人で構成される。環境省では、平成7年度から「こどもエコクラブ事業」を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援する。



7-3 生活環境対策の推進

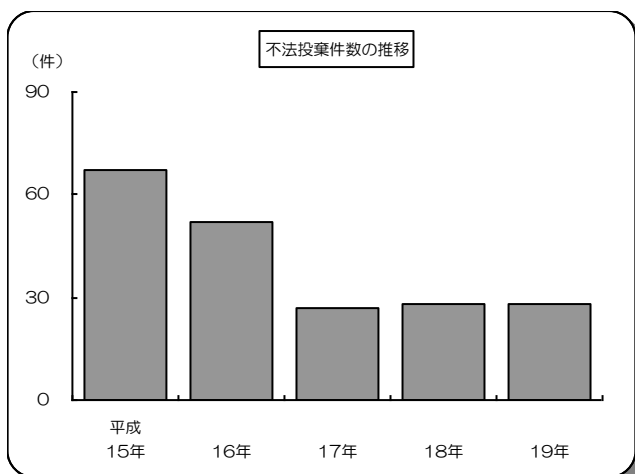
【現況と課題】

今日の生活環境に関する公害問題は、従来の産業型公害から都市型・生活型公害へと移行しています。

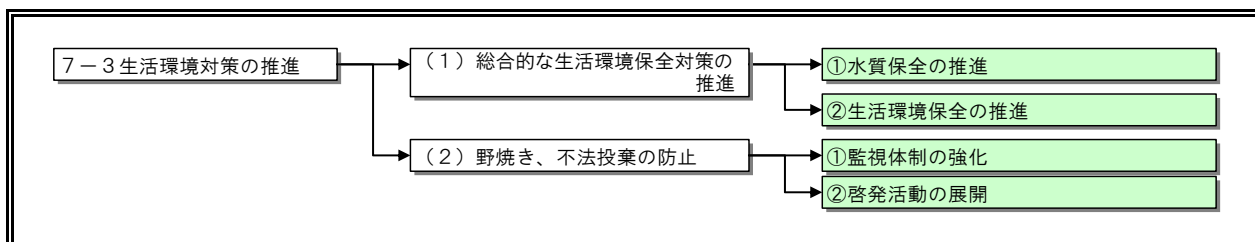
大気汚染、水質汚濁などの公害防止については、監視体制の強化を図るとともに、関係法令や適切な環境情報の提供に努めることが大切になっているため、関係機関と密接な連携により、迅速・的確に解決することが求められています。

また、野焼きや不法投棄など、日常生活に起因する事柄について、環境への影響を広く知ってもらい、防止に努める必要があります。

【資料・データ】



【施策の体系】





(1) 総合的な生活環境保全対策の推進

①水質保全の推進

河川水質調査、地下水モニタリング調査、地下水追跡調査などにより状況把握を行い、水質保全に努めます。

②生活環境保全の推進

主要道路自動車騒音測定、公害苦情調査などにより状況を把握し、生活環境の保全に努めます。

(2) 野焼き、不法投棄の防止

①監視体制の強化

不法投棄の防止を図るため、県および近隣市町村などと連携しパトロールの実施や不法投棄防止看板の設置など監視体制の強化に努めます。

②啓発活動の展開

野焼きや不法投棄の防止について、あらゆる機会を通して積極的な啓発活動を行い、モラルの向上に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：水質調査河川のBOD*最高値

内容説明：水質調査実施河川の内、BODの最も高い河川の数値により、生活環境汚染の状況を把握する。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
水質調査河川のBOD最高値	2.7mg/l	1.6mg/l	1.5mg/l以下

【用語解説】

*BOD：Biochemical Oxygen Demandの略で、生物化学的酸素要求量を意味する。河川水などの有機物による汚濁の程度を示す指標として用いられ、水中の微生物が有機物を分解するときに消費される酸素の量として表され、数値が大きいかほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

政策 8 循環型社会の構築

8 - 1 廃棄物対策の推進

【現況と課題】

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、物質的な豊かさを享受する一方で、廃棄物の増加にともない、最終処分場のひっ迫や不法投棄など、さまざまな環境問題、社会問題を生じさせています。

また、生活環境の保全および資源の有効活用の観点から、循環型社会の構築に向けて、廃棄物の減量化を促進するとともに、安全かつ適正に廃棄物を処理する体制の整備が課題となっています。

本市のごみ排出量は、近年増加傾向にありましたが、市民の環境への関心が高まり、ごみ減量意識が高揚されたことから、微減傾向に転じ、今後さらなるごみ減量への取り組みが必要となっています。

また、ごみ減量の有効な施策である家庭ごみなどの有料化は、負担の公平性からも導入に向けての検討が必要です。

さらに、環境に負荷の少ない、持続可能な循環型社会の構築をめざすため市民、事業者、行政が協働し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用に取り組んでいます。この取り組みをさらに進めるため、それぞれの役割と責任による分別排出、分別収集、再資源化の徹底など、市民への意識啓発活動を充実させていく必要があります。

昭和61年に建設された清掃工場は、ごみ質の多様化と国の厳しい排出基準に対応するため、平成13年にダイオキシン類削減対策整備にともなう大規模な改造を実施しましたが、建設後22年が経過し施設は老朽化してきているため処理能力は低下し、維持管理や修繕にかかる費用は年々増加しています。

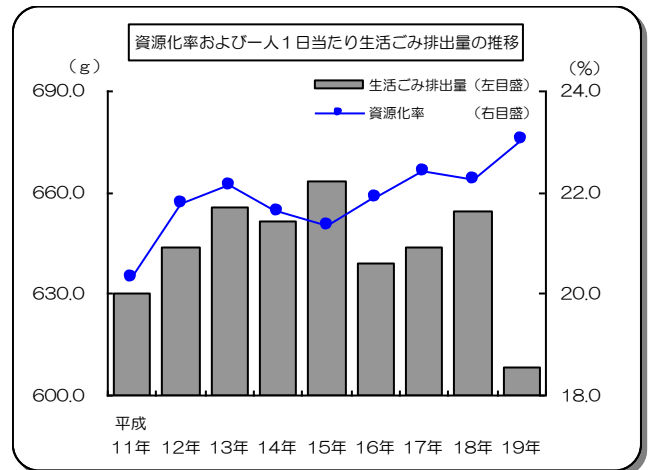
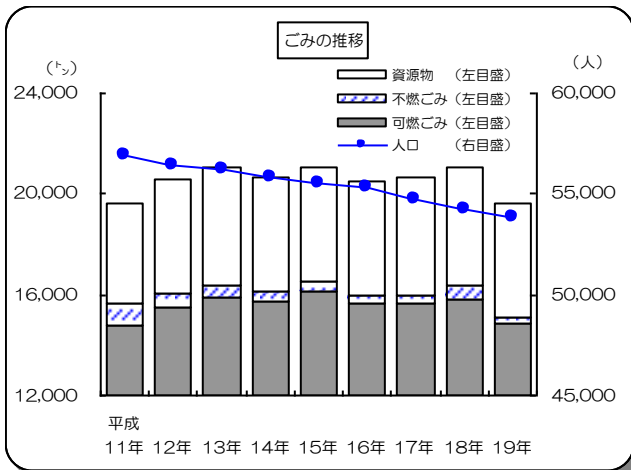
また、樋沢最終処分場は、平成12年に再構築整備工事を実施し、遮水機能の強化対策を行うとともに、新たな埋立容量61,100^mを確保しましたが、平成27年には、埋立により計画容量が満杯となる見込みです。

適切な維持管理と、環境基準の遵守に取り組むとともに、ごみ減量を促進し、両施設の延命を図っていく必要があります。

さらに、清掃工場の老朽化を受け、諏訪湖周3市町それぞれで行っている廃棄物処理を見直し、24時間連続運転や余熱利用、コスト削減などを検討する中で、湖周3市町の「ごみ処理基本計画*」に基づき、広域施設整備に取り組んでいく必要があります。

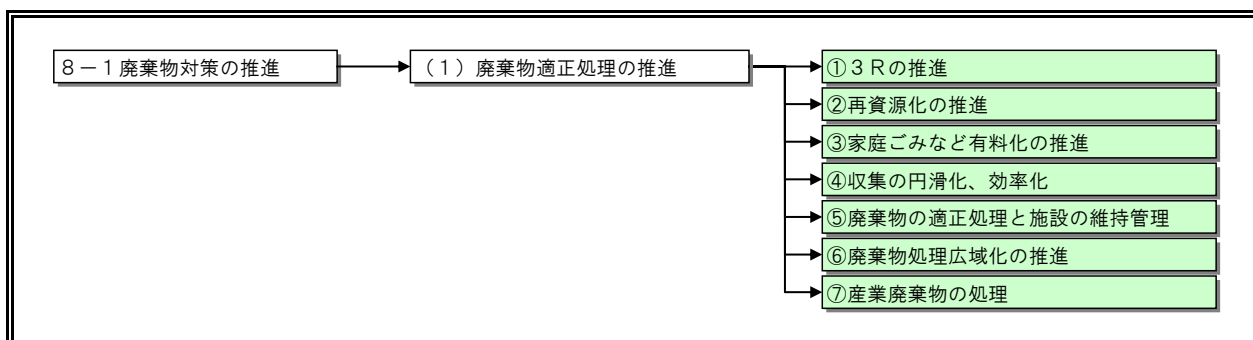


【資料・データ】



※資源化率＝総ごみ量に占める資源物の割合
 ※一人1日当たりの生活ごみ排出量＝（家庭系可燃ごみ＋家庭系不燃ごみ）／人口／365日

【施策の体系】



(1) 廃棄物適正処理の推進

① 3Rの推進

持続可能な循環型社会の構築のため、市民、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割分担を明確にしながら、リデュース(Reduceごみの発生抑制)、リユース(Reuse再使用)、リサイクル(Recycle再生利用)に積極的に取り組むとともに、市民への啓発活動を充実させます。

② 再資源化の推進

廃棄物の減量とリサイクルを進めるため、容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施します。

③ 家庭ごみなど有料化の推進

ごみの排出量に応じたごみ処理手数料を徴収することにより、ごみ減量やリサイクルへの意識を高め、ごみの発生抑制に努めるとともに負担の公平性を確保します。

④ 収集の円滑化、効率化

ごみ収集については、指定ごみ袋の使用により収集の円滑化、効率化を進めます。

⑤ 廃棄物の適正処理と施設の維持管理

廃棄物の処理および清掃に関する法律などに基づき、廃棄物の適正処理および処理施設の計画的な維持管理を図り、周辺環境の保全に努めるとともに、樋沢最終処分場の延命の検討を進めます。

⑥ 廃棄物処理広域化の推進

廃棄物処理の広域化により、ダイオキシン類などの削減が図られるとともに、経済性、効率性などの面からもメリットがあり、湖周3市町の「ごみ処理基本計画」に基づき、広域施設整備を推進します。

⑦ 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の適正処理とともに、技術開発や資源の有効利用による排出抑制が図られるよう、国、県による指導、規制を働きかけていきます。



【目標指標・数値】

指標名：①可燃ごみ量の推移

②一人1日当たりの生活ごみ排出量（家庭系可燃ごみ+家庭系不燃ごみ）÷人口÷365日）

③資源化率（総ごみ量に占める資源物の割合）

内容説明：ごみの排出抑制と資源化の推進により、ごみ減量を図る。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成21年度	終了時目標 平成25年度
①可燃ごみ量の推移	①14,856 t	①14,354 t	①10,967 t
②一人1日当たりの生活ごみ排出量	② 608 g	② 596 g	② 448 g
③資源化率	③ 23.07%	③ 23.32% (4月時点)	③ 41.06%

【用語解説】

*ごみ処理基本計画：諏訪湖周3市町（諏訪市、下諏訪町、岡谷市）の広域ごみ処理施設整備に先立ち、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの排出の抑制およびごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めた15カ年の計画（計画期間：平成16年～平成30年）。

8－2 環境衛生対策の推進

【現況と課題】

環境衛生に関する諸施設のうち、火葬場については、湖北行政事務組合火葬場として、下諏訪町とともに管理運営をする中で、昭和15年に建設された施設の老朽化にともない、平成21年度完成予定で、現地建て替え事業を行っています。今後は、施設管理、業務体制の検討が必要です。

霊園については、昭和45年に内山霊園を開設し、適正な維持管理と順次造成整備を実施してきました。今後も適正な維持管理を引き続き行っていく必要があります。

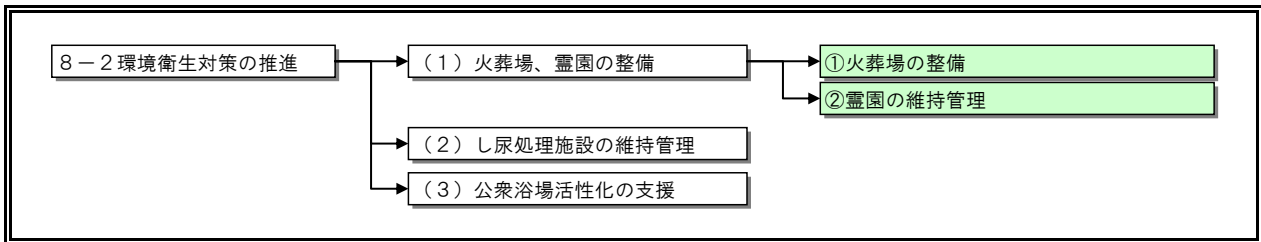
し尿処理については、現在、下水道網の整備が進む中で、し尿汲み取りを必要とする家庭は減少し、その場所も市内に散在していますが、引き続き汲み取り業務が必要です。

し尿の処理は、湖北行政事務組合の湖北衛生センターにおいて行っており、処理能力は日量100kℓで標準脱窒素処理方式と高度処理方式を採用しています。なお、し尿処理量は減少していますが、引き続き適正な維持管理を進める必要があります。

公衆浴場は、市民に入浴の機会を提供することにより、衛生的で快適な生活を確保することに貢献するものでありますが、年々利用者数の減少により公衆浴場の経営は悪化し存続が困難な状況となっています。しかし、市民の公衆浴場利用の機会の確保に努める必要があります。



【施策の体系】



(1) 火葬場、霊園の整備

① 火葬場の整備

湖北行政事務組合における火葬業務の円滑な執行に努めるとともに、老朽化した現火葬場の建替え整備を行います。

新火葬場の施設管理、業務体制については、使用者の利便性を図り、効率的な運営に努めます。

② 霊園の維持管理

内山霊園の適切な維持管理を引き続き行っていきます。

(2) し尿処理施設の維持管理

湖北行政事務組合における、し尿処理施設の適正な維持管理を引き続き保持するとともに、処理量の減少を踏まえ、今後、施設については、より広域的なあり方も含め研究を進めます。

(3) 公衆浴場活性化の支援

公衆浴場の確保のため、経営の安定化および活性化の支援を行います。

政策 9 安全・安心な暮らしの確保

9-1 危機・防災・減災対策の推進

【現況と課題】

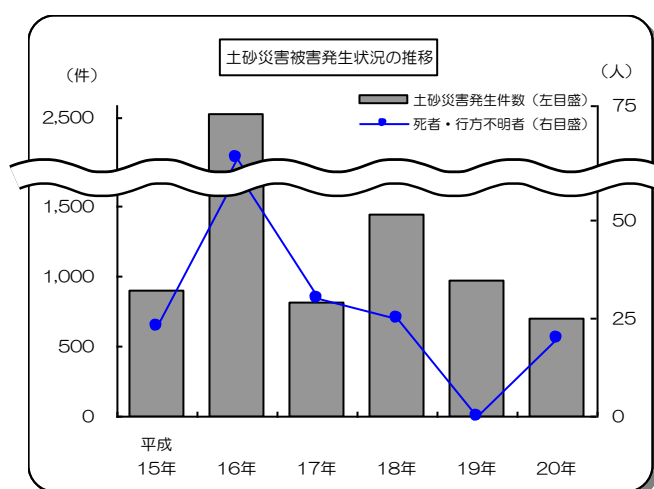
本市は、これまで比較的台風や集中豪雨による災害の少ない安全なまちといわれてきましたが、平成18年7月豪雨災害により8名の犠牲者と多くの建物などへの甚大な被害を経験し、自然災害への認識が改められ、さまざまな取り組みを実施しています。被災した流域にはえん堤が設置され安全対策が進んでいますが、この経験を後世に伝えるとともに、市内全ての危険溪流や急傾斜地では、なお一層の災害に対する注意が必要です。

また、社会情勢の多様化にともない増加することが予想される、事件事故や、新型インフルエンザ、テロなど市民生活に重大な影響を及ぼす多種多様な危機事象や緊急事態に適切に対応する必要があります。

さらに、その発生が危惧されている東海地震や、糸魚川静岡構造線などの活断層上の大地震を想定した実践的な訓練の実施や、防災拠点、避難所および公共施設などの耐震化を促進するとともに、民間建物であるホテルなどの特定建築物*や住宅についても耐震化の促進に努める必要があります。

このように、地震を含めた自然災害、人為的な災害など、大規模災害が発生した場合には行政だけではその対応に限界があり、市民の危機、防災、減災に対する意識を高め、地域防災力の強化を図り、行政、地域、市民がそれぞれの立場で責任を果たしながら密接に連携を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進することが大切です。

【資料・データ】



(資料) 国土交通省砂防部「最近の土砂災害発生状況」

住宅の耐震診断件数

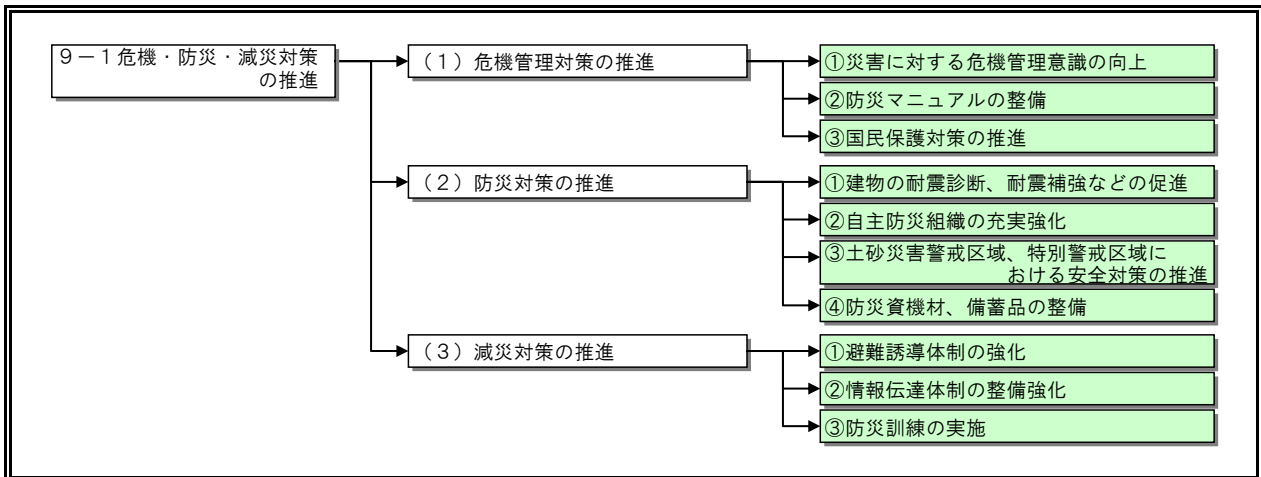
(単位：人、%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
精密耐震	120	60	34	25	20
簡易耐震	—	—	40	40	30
合計	120	60	74	65	50

※平成15、16年度は、精密耐震診断のみ



【施策の体系】



(1) 危機管理対策の推進

① 災害に対する危機管理意識の向上

地震、風水害などの自然災害や予期しない大規模事故などは、いつどこで私たちの身の回りに発生するかわかりません。常に災害に対する危機意識を持つことができるよう啓発に取り組みます。

② 防災マニュアルの整備

「岡谷市地域防災計画*」、「岡谷市水防計画*」の定期的な見直しを図るとともに「岡谷市危機管理指針*」に基づく危機事象への対応や、「岡谷市除雪マニュアル*」などの点検を進め、災害時における関係機関との円滑な連絡、対応、復旧などの遂行を図ります。また、「岡谷市防災ガイドブック」による避難所、災害危険箇所などの周知を図ります。

③ 国民保護対策の推進

「岡谷市国民保護計画*」に基づき、市民の生命および財産を守り、市民の保護を図ります。

(2) 防災対策の推進

①建物の耐震診断、耐震補強などの促進

建物倒壊による死傷者や火災などの被害の減少、また、災害時の緊急輸送に対する道路の確保のため耐震診断や耐震補強などの実施を促進します。

②自主防災組織の充実強化

「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、自主防災組織連絡協議会を中心に防災訓練、研修会などへの取り組みや、防災資機材などの整備を支援し、地域防災力の強化を促進します。

③土砂災害警戒区域、特別警戒区域における安全対策の推進

土石流およびがけ崩れに対する土砂災害警戒区域、特別警戒区域における安全対策について、関係機関などへ働きかけをするとともに、対象地域の住民への周知を進め防災対策を推進します。

④防災資機材、備蓄品の整備

防災資機材を整備し、市内に効率的に配備することにより、災害時に速やかに対応できる体制の強化を図ります。

また、避難所などで使用する医薬品の備蓄を計画的に実施します。

(3) 減災対策の推進

①避難誘導體制の強化

減災の最も効果的な手段は、早期における避難行動といわれているため、災害時要援護者を含め避難体制、避難誘導體制の整備に取り組みます。また、土砂災害警戒区域および特別警戒区域内における警戒避難体制の強化を推進します。

②情報伝達体制の整備強化

市民への緊密な情報提供や、災害時における避難準備情報、避難勧告などの緊急情報を確実に伝達するため、防災ラジオ、防災メール、シルキーチャンネルなどの利用促進を図り、防災行政無線の更新を計画的に進めながら、全国瞬時警報システムの導入についても検討します。

③防災訓練の実施

土砂災害、水防および地震災害を想定した訓練を行政、関係機関、住民が一体となって行い、被害の軽減を図ります。



【目標指標・数値】

指標名：①防災訓練参加者数

②住宅耐震診断累計件数

③市有施設のうち災害拠点施設など*の耐震化

内容説明：①土砂災害訓練および防災訓練により危機管理意識の向上と被害の軽減を図る。

②建物倒壊による死傷者等を防ぐため耐震診断件数を上げる。

③避難体制の整備の促進を図る。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
①防災訓練参加者数	①5,800人	①6,000人	①8,700人
②住宅耐震診断累計件数	② 369件 (平成15~19年度累計)	② 430件	② 710件
③市有施設のうち災害拠点施設などの耐震化	③ 86.1% (③3月時点)	③ 87.5%	③ 93.1%

【用語解説】

*特定建築物：耐震改修促進法に定義付けられているもの。病院、集会場、百貨店、ホテル、事務所などで、階数3以上かつ1,000㎡以上など多数の者が利用する一定規模以上の建築物。規模については建築物の用途により定められている。

*岡谷市地域防災計画：災害対策基本法および岡谷市防災会議条例に基づき、災害から市民の生命、身体および財産を保護することを目的とし、岡谷市防災会議により作成された計画。

*岡谷市水防計画：水防法の規定に基づき、長野県知事から指定された指定水防管理団体である岡谷市が、市域内の洪水などの水災を警戒、防御し、または被害を軽減するため、水防に関する必要事項を定めた計画。

*岡谷市危機管理指針：危機管理の基本的事項を定め、総合的な危機管理体制の整備を推進することにより、危機による市民の生命、身体および財産への被害の最小化を図り、市民が安全で安心して暮らすことができるまちをつくるための方針を示したものの。

*岡谷市除雪マニュアル：雪害に対し、市民、業者、関係機関で情報の共有を図り、除雪に対する役割分担を明確にし、道路交通の円滑化と安全を確保するためのマニュアル。

*岡谷市国民保護計画：武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律に基づき、武力攻撃などから市民の生命、身体および財産を保護することを目的とした計画。

*市有施設のうち災害拠点施設など：本庁舎、支所庁舎、消防署、小中学校、体育館、病院、社会福祉施設など。

9 - 2 治山・治水事業の推進

【現況と課題】

本市は諏訪湖の西岸に面し、湖と四季を彩る山々に囲まれた風光明媚な都市である一方で、行政面積の約3分の2を占める山林に囲まれた地勢となっています。この山間の上流から市街地に向けて土砂災害警戒区域などに指定された溪流などは110カ所に上り、そこからの流出水は市街地の排水とともに河川、水路などを通じ諏訪湖および天竜川に流入しています。

こうした状況から大雨や洪水により、土砂災害などの自然災害や市街地の冠水などによる被害が常に起こりやすい現状にあります。平成18年7月豪雨災害では市内各地に土石流が発生し市民の生命、財産、公共施設などに甚大な被害をもたらしましたが、こうした災害が二度と起きないように国、県、市それぞれの役割分担のもと、治山、治水事業を積極的に推進し、市民の安全・安心を確保していかなければなりません。

治山事業は森林の公益的機能を発揮する効果を有することから、土砂の流出や崩壊を抑制する山地災害抑制機能を有しています。危険な地形や土質を有する箇所保安林指定を進めるとともに、引き続き保安林の災害復旧および予防施設の整備や適正な保育を促進することにより、災害に強い森林づくりに取り組む必要があります。

治水事業は砂防、河川、水路改修など多岐にわたる事業であり、洪水による被害、土石流、急傾斜地崩壊などを防ぐため積極的に取り組む必要があります。

近年市街地周辺の開発の進展により、市内中小河川の溢水による市街地の浸水被害が見られるようになり、その対策が緊急の課題となっています。



【施策の体系】



(1) 治山事業の促進

現保安林においては、県や森林所有者に適正な保育などの事業を働きかけるとともに、治山事業主体である県と連携を密にし、山地災害の危険箇所の把握と保安林指定を進め、事業の早期実施に向け働きかけます。

(2) 治水事業の推進

治水対策の充実を図るため、関係機関と災害危険箇所の定期的な調査、巡視を実施するとともに天竜川、大川などの河川改修、砂防、急傾斜崩壊防止などの事業を促進します。河川改修の実施にあたっては、自然生態に配慮し地域景観に調和した工法を検討します。

また市内の中小河川、水路などについて改修整備に取り組みます。さらに、雨水の流出抑制のため、雨水貯留浸透施設の普及、大規模開発における構造物の規制、誘導を検討します。

【目標指標・数値】

指標名：市内の普通河川整備の延長

(天竜川、横河川、大川、塚間川、十四瀬川を除く普通河川総延長43,600m)

内容説明：洪水、土石流等を未然に防ぐため整備を図る。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
市内の普通河川整備の延長	23,420m	23,530m	24,620m

9 - 3 生活安全対策の推進

【現況と課題】

最近の交通事故の傾向は、死亡事故の過半数以上を高齢者で占めており、子どもが巻き込まれるケースも後を絶たない状況であり、飲酒運転による事故死者が厳罰後も減少していない状況です。岡谷市内においては、追突事故と出会頭事故が人身事故の半数以上を占めています。一方、交通渋滞や混雑の影響によって市街地の生活道路まで車が進入するようになり、市民の生活空間にまで交通事故の危険性が高まっています。

本市は、県下に先駆け女性交通指導員を配置し、街頭での交通指導や各年齢段階に応じた安全教育を推進するとともに、交通安全施設の整備を進め、交通安全意識の高揚に取り組んできましたが、今後も事故防止のための総合的な施策の推進を図っていく必要があります。

本市の犯罪件数は、近年横ばい傾向にあります。犯罪そのものは多様化しています。この背景には、大人のみならず、青少年の問題行動や、未成年の飲酒や喫煙などが依然として多く低年齢化しています。また、インターネットを利用した悪質な犯罪や、架空請求・不当請求、マルチ商法、振り込め詐欺など、新たな犯罪も進行していることも原因として挙げられます。

こうした中で、警察を中心に岡谷市防犯協会連合会と連携し、防犯体制の整備と、青少年の非行防止を含む地域ぐるみの防犯活動を進めています。今後も市民、関係機関などの連携により、一層の防犯体制の整備充実を図るとともに、犯罪を未然に防ぐための地域環境の整備、安全・安心に対する意識の高揚、啓発の推進が必要となっています。

また、市内にある空き家の中には老朽化が著しいものもあり、周辺環境への影響や道路に近い場合は通行者への影響も考えられます。

消費生活の安定と向上については、消費生活の多様化・高度化の中で、食品偽装、不正表示、製品トラブル、また、輸入食品などにおいて国民の安全・安心を損なうようなトラブルが急増しています。さらに、販売競争の激化にともなう誇大広告、宣伝や、複雑化している契約などの中で、架空請求・不当請求、訪問販売、キャッチセールス、催眠商法、送り付け商法など、さまざまな消費者をめぐるトラブルや問題が生じています。

このような消費者問題への対応は、消費者、事業者、地域、行政が一体となって取り組んでいくことが必要ですが、とりわけ消費者みずからが時代に即応した確かな眼でものを見分けることができ、みずからの力で自主的、合理的な消費生活の実現をめざして行動することが一層重要となっています。「自立する消費者」の育成を図るため、関係機関との連携を深めながら、消費生活に関する知識や情報の提供を推進するとともに、消費生活相談の体制を整える必要があります。



【資料・データ】

交通事故の推移

(単位：人・件)

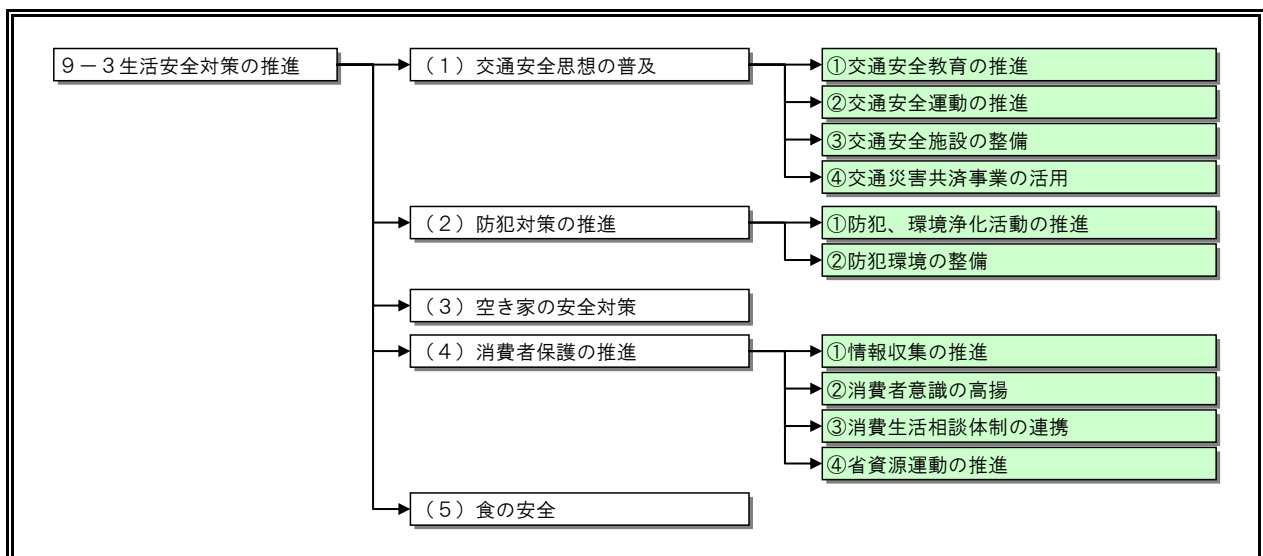
区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
人身事故	330	351	347	315	264
死者	3	3	2	1	2
傷者	418	433	440	415	321
物損事故	1,285	1,318	1,357	1,230	1,166

犯罪件数の推移（刑法犯）

(単位：件)

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
凶悪犯	2	1	1	2	2
粗暴犯	17	13	13	19	27
窃盗犯	525	648	509	361	320
知能犯	25	32	28	22	21
風俗犯	2	2	1	1	2
その他	98	104	121	97	112
合計	669	800	673	502	484

【施策の体系】



(1) 交通安全思想の普及

①交通安全教育の推進

幼児から高齢者まで、組織的、体系的な教育や、各段階に応じた適切な学習会の充実を図ります。

②交通安全運動の推進

交通安全思想の徹底を図るため、市民総参加の交通安全運動を推進するとともに、警察、交通安全協会や各種団体との連携強化を図ります。また、毎月、無事故無違反デーを設定し、運転者の交通ルールと交通マナーの実践、習慣化に努め、円滑な交通と安全確保のため、交通安全関係団体とともにパトロールを実施し、歩行者保護や高齢者など交通弱者に配慮した安全な環境づくりを推進します。

③交通安全施設の整備

安全で円滑な道路交通の確保を図るため、交通安全施設の点検を行い、道路標識、防護柵、道路反射鏡、道路照明灯などの新設、更新整備を計画的に実施します。また、交通事故多発箇所については、交通安全施設の改良、点検、整備を図り、安全の確保に取り組みます。

④交通災害共済事業の活用

交通事故など不測の事態にそなえて、市民に対し、長野県交通共済事業制度の周知と加入促進を図ります。

(2) 防犯対策の推進

①防犯、環境浄化活動の推進

岡谷市防犯協会連合会、警察などの関係機関、団体などと連携を図りながら、パトロールなどの防犯活動を推進するとともに、青少年の非行防止、暴力団追放、放置自転車追放などの環境浄化活動を推進します。

②防犯環境の整備

犯罪、事故などが発生しにくい地域環境の整備を市民とともに推進します。また、通学路、住宅地などにおける防犯灯の整備を促進し、犯罪の未然防止に努めます。

(3) 空き家の安全対策

老朽化が進み、地域住民の生活安全面で問題があると判断される空き家については、所有者に対し家屋の解体もしくは補修について指導します。



(4) 消費者保護の推進

①情報収集の推進

「国民生活センター」や「長野県消費生活センター」、各種消費者団体との連携による情報収集を推進します。

②消費者意識の高揚

消費者グループの育成に努め、消費者の自主的な運営を促進するための支援を行います。また、商品やサービスに関する情報提供と知識の普及を図るため、各種広報、メディアの活用を推進します。

③消費生活相談体制の連携

消費生活に関する相談については、「国民生活センター」「長野県消費生活センター」からの情報提供を受けながら、被害防止と早期解決に努めます。

④省資源運動の推進

消費者みずからが再生商品を利用したり、買い物袋を持参するなど、日常生活における省資源意識の徹底と定着化を促進するため、消費者団体と連携し、広く市民への周知に努めます。また、廃品の再利用、物を無駄にしないリサイクル活動など、地球にやさしい各種の実践活動の促進に努めます。

(5) 食の安全

諏訪保健所や長野県消費生活センター等関係機関との連携による情報収集体制により、食品の安全に関する必要な情報を市民へ提供し、啓発に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：交通事故人身事故件数および減少率

内容説明：交通安全運動の推進により交通事故件数を減らす。

- ・件数は目標設定年過去5年間の平均件数

- ・減少率

(目標指標設定年過去5年間の平均件数÷基準件数※×100) - 100

※基準件数は人身事故件数321件(平成15年～平成19年5年間平均件数)

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度 件数 321件	開始時現状 平成20年度 件数 305件 減少率 5%減少	終了時目標 平成25年度 件数 272件 減少率15%減少
交通事故人身事故件数および減少率			

9-4 消防・救急体制の充実

【現況と課題】

近年、火災や自然災害など不測の事態は年々増加し、大規模かつ複雑化の傾向にあります。

また、少子高齢化社会の進展にともなう家族構成の変化などにより、救急要請の需要も高まる一方です。こうした状況の中、災害に迅速かつ的確に対処し、被害を最小限に食い止める総合的なシステムの強化が求められています。

現在の消防体制は、諏訪地域6市町村による広域消防に移行していますが、今後さらに多くの市民ニーズにこたえ、想定される大きな災害にも十分対処できる、より強固な消防体制の確立を目的に、消防無線デジタル化や、指令センターの共同運用などを含む消防広域化が進められています。

また、それにとともなう施設や装備などのハード面の充実とともに、消防業務、救急救助業務の高度化に対処すべく、各種専門教育による職員の資質向上を継続することも重要です。

市民の生命や財産をあらゆる災害から守ることを使命としている岡谷市消防団についても、団員の安定的な確保や活動のしやすさ、やりがいを感じる環境づくりに積極的に取り組む必要があります。

また、市民の防火、防災意識の高揚を図り、市民と一体感を持ちながら施策を展開し、「災害に強い安全・安心なまちづくり」を進めることが重要です。

【資料・データ】

消防水利の状況

(単位：基)

防火水槽	300	消火栓	885
20m ³ 級	142	口径150mm未満	585
40m ³ 以上	158	口径150mm以上	300

平成20年4月現在

火災発生件数の推移

(単位：件)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
建物	16	11	11	11	12	5
林野	0	0	0	3	1	0
車両	4	5	3	6	8	3
その他	2	6	3	6	7	3
合計	22	22	17	26	28	11



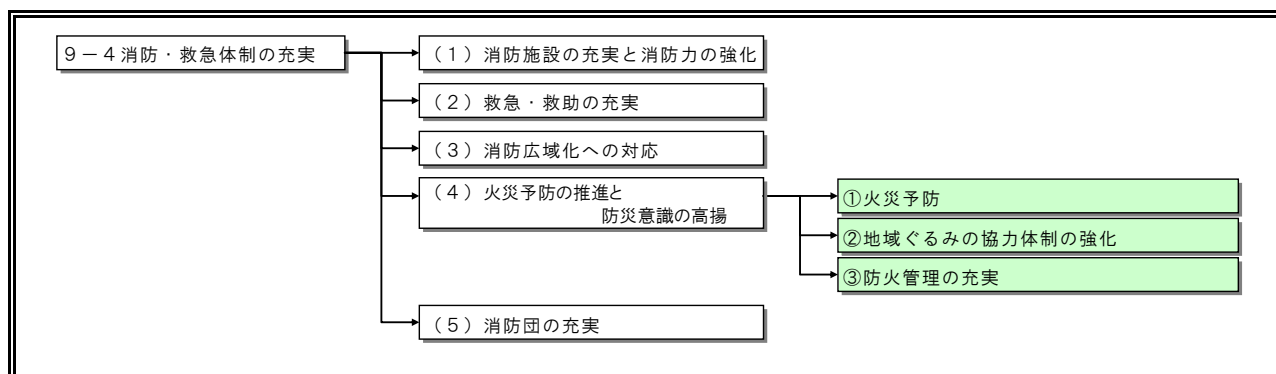
消防団の状況

(単位：人、台)

区分	管轄区域	組織および団員定数								消防ポンプ車	小型動力ポンプ	資機材搬送車
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計			
消防団本部	岡谷市一円	1	1	1	2	2	10	22	39			
第1分団	今井			1	1	1	5	27	35	1	2	
第2分団	新屋敷・間下			1	1	1	5	27	35	1	2	
第3分団	岡谷			1	1	1	5	27	35	1	1	
第4分団	下浜・小尾口			1	1	1	5	27	35	1	2	
第5分団	上浜・小口			1	1	1	7	35	45	1	1	
第6分団	小井川・西堀			1	1	1	8	44	55	1	4	
第7分団	湊			1	1	1	8	44	55	1	4	1
第8分団	三沢・橋原			1	1	1	7	35	45	1	4	1
第9分団	新倉・駒沢・鮎沢			1	1	1	10	57	70	1		※4
第10分団	中屋・中村・横川			1	1	1	8	49	60	1	2	1
第11分団	東堀			1	1	1	6	31	40	1	4	
合計		1	1	12	13	13	84	425	549	11	30	3

※小型動力ポンプ積載車1台を含む
平成20年8月現在

【施策の体系】



(1) 消防施設の充実と消防力の強化

消防施設の充実については、防災の拠点である新消防庁舎建設の推進、消防無線のデジタル化、消防屯所などの改修、整備を進めます。消防活動の基本となる消防自動車や消防用活動資機材を、計画的に更新します。また、消防水利については、耐震性貯水槽および消火栓の新設、改良を計画的に推進し消防力の強化を図ります。

(2) 救急・救助の充実

救急体制の充実については、高規格救急車、高度救命処置用資器材などの装備の充実、並びに救急隊員の技能向上、認定救命士の養成を進めます。

また、市民に対してAED*の使用を含めた、応急手当の普及啓発を継続し、救急隊員、医師、市民が一体となった救急救命活動により、救命率の向上に努めます。

救助体制の充実については、複雑多様化する災害に対応するため、救助隊員の教育訓練に努めるとともに、救助用資機材の高度化を推進します。

(3) 消防広域化への対応

災害が大規模かつ複雑化する中で、災害発生時における初期体制の強化を図り、統一的な指揮下での効率的な運用を行うために、さらに大きな枠組みの中で消防の広域化が進められています。

本市は、「長野県消防広域化推進計画」を視野に入れながら、体制づくりに努めます。

(4) 火災予防の推進と防災意識の高揚

①火災予防

火災予防を各家庭に深く浸透させるため、防火思想の普及啓発、広報活動の推進に努めるとともに、婦人防火クラブの育成を図ります。

②地域ぐるみの協力体制の強化

大規模災害発生時における被害を軽減させるため、地域住民に「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本に、自主防災組織などに対する消防訓練指導を通じて隣近所が互いに助け合う体制づくりを推進します。

③防火管理の充実

火災を未然に防止するため、防火対象物、危険物施設への立入検査を実施するとともに、管理監督者に対する保安教育を推進します。

また、一般住宅に対しては住宅防火診断を行い、特に高齢者世帯の防火対策の強化に努めます。



(5) 消防団の充実

消防団員は、地域防災のリーダーとして市民の信頼にこたえられるよう、資質の向上に努めるとともに、平成18年7月豪雨災害を教訓にさらなる体制の充実強化や、地域ぐるみの防火、防災体制の確立を図るため、「機能別消防団員」や「消防団協力事業所表示制度」を推進し、地域、事業所などが一体となって、消防団員が入団しやすく、活動しやすい環境づくりに努めます。

また、消防団の機動力、輸送力の充実を図るため、全分団に資機材搬送車を配備します。

【目標指標・数値】

指標名：①消防団員の出勤率

②消防訓練指導回数

③消防水利施設の整備

内容説明：①消防団員の出勤率を高め、地域ぐるみの防火体制の確立を図る。

②婦人防火クラブ、自主防災組織の育成を通じて、家庭での防火意識の高揚を図るとともに、高齢者世帯での火災予防を重視し、地域高齢者クラブ等への防火指導を推進する。

③消防水利、消防施設、消防資機材の充実を図る。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成21年度	終了時目標 平成25年度
①消防団員の出勤率	①55%	①55%	①55%以上
②消防訓練指導回数	②18件	②20件	②30件
③消防水利施設の整備	③防火水槽300基 消火栓 885基 (③3月時点)	③防火水槽300基 消火栓 890基 (③4月時点)	③防火水槽307基 消火栓 930基 (③3月時点)

【用語解説】

*AED：Automated External Defibrillatorの略、自動体外式除細動器。心臓の心室細動の際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器のこと。救助者は傷病者の胸に電極パッドを装着し、音声指示に従って器械を取り扱うだけで、医学的知識がなくても器械が自動的に除細動の適応か否かを判断してくれる。

9-5 上下水道の整備・維持

【現況と課題】

水道事業を取り巻く環境は、ライフスタイルの変化や環境、資源保全に配慮した節水型社会の到来にともない、量から質へと大きく変化し、「安全でおいしい水」への関心が高まっています。また、災害などの緊急時においても「安定した水の供給」が求められています。

本市における給水区域内の水道普及率は100%に達し、水道事業は市民生活、企業活動に欠かすことのできないものとなっている一方で、今後の水需要予測は企業の節水対策などにより少しずつ減少傾向を示しています。

現在、水道事業の水源は約8割を地下水に依存しており、地下水位の低下と汚染については常に配慮を必要としています。さらに水量確保と水質保全については、万全の維持管理体制が必要となっています。

水道施設については、引き続き老朽施設の計画的な改良、更新に努めるとともに、地震などの災害、異常発生時における水確保および安定供給を図るため、災害に強く効率的な水道施設の整備と、危機管理体制の強化が求められています。

また、施設の適切な維持管理と効率的な運用とともに、水道料金の適時見直しを図り、経営の健全化に努めることが必要となっています。

下水道事業は、諏訪6市町村と立科町からなる諏訪湖流域関連公共下水道となっています。

諏訪湖流域下水道は、終末処理場と各関連公共下水道からの汚水を受けて終末処理場まで流下させる流域幹線管渠からなる施設で、長野県により管理、運営が行われています。平成19年度末の普及率は97.9%となり、終末処理場および流域幹線の整備を促進するとともに、適切な維持管理を進めています。

昭和49年度に事業着手した公共下水道は、市民生活や企業活動にともない発生した汚水を、流域幹線へ接続し排除する市が建設、維持管理を行う管渠施設*で、平成19年度末の普及率は99.3%となっています。現在は、平成23年度までの事業計画に基づき整備を進めていますが、24年度以降については必要に応じて計画を見直す必要があります。

排水設備については、平成19年度末の接続率が97.0%となっていますが、地形的条件により接続が困難な未整備箇所の整備が課題となっています。

維持管理業務については、管渠施設の定期的清掃点検および破損箇所の計画的修繕、台帳整備、特定事業所などへの立ち入り検査を継続して実施しています。

接続率の一層の向上を図り、事業の進捗状況を勘案しながら、下水道使用料の適時見直しに努めるとともに、経営の健全化に取り組むことが必要となっています。

温泉事業は、平成2年4月から給湯を開始し、現在は諏訪湖ハイツ、市民総合体育館、健康福祉施設ロマネットなどに給湯しています。

また、温泉スタンドについては、家庭でも気軽に温泉を味わえることもあり、利用の継続が求められています。引き続き施設の適切な維持管理に努めていくことが必要となっています。



【資料・データ】

上水道の計画

区分	既認可計画	現状	平成 25 年度
行政区域内人口 (人)	62,900	54,873	53,417
給水人口 (人)	62,900	54,703	53,241
1 日配水能力 (m ³)	35,000	32,250	32,250
1 日最大配水量 (m ³)	35,000	26,254	25,124
1 人 1 日最大配水量 (ℓ)	558	480	472

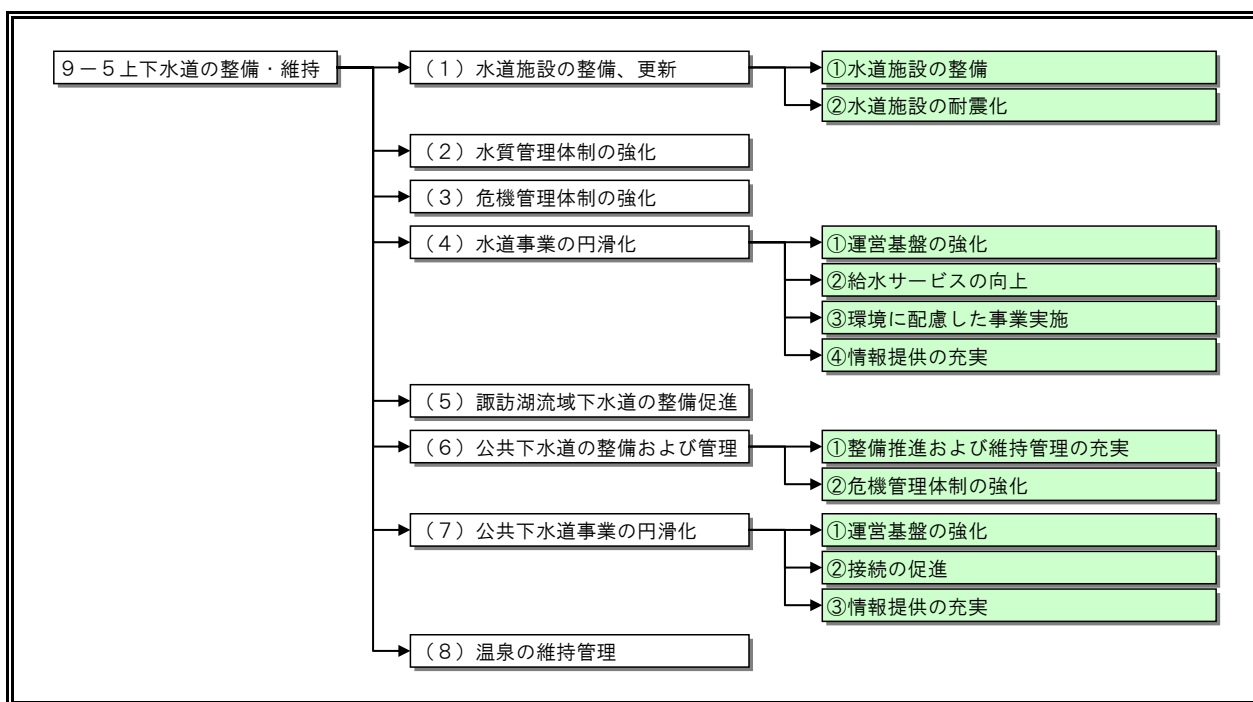
(資料) 岡谷市水道事業基本計画

公共下水道の計画

区分	全体計画
計画年次	昭和 49 年度～平成 23 年度
計画面積 (ha)	1,636
計画人口 (人)	59,500
計画汚水量 (日最大 m ³)	43,750
施設 (m)	313,940
枝線管渠 (m)	279,980
幹線管渠 (m)	33,960
中継ポンプ場	1 カ所 (三沢)

(資料) 岡谷市公共下水道事業計画

【施策の体系】



(1) 水道施設の整備、更新

①水道施設の整備

将来の水需要への対応、地震災害など異常時の安定供給に向けた配水池などの整備を図るとともに、配水区域の再編成について研究を進めます。

②水道施設の耐震化

老朽管更新、管径見直しなどの管網整備を計画的に進め、耐震性の高い管種などの採用に努めます。

(2) 水質管理体制の強化

水源周辺環境の保全と水質検査による管理の強化に努め、より安全で良質な水の供給を図ります。

(3) 危機管理体制の強化

地震災害、水質汚染事故などにおける早期の復旧と応急給水の体制を確保するために、危機管理体制の強化を図ります。また、各種の情報管理システムの整備を行い、維持管理の向上と緊急時の迅速な対応への活用に努めます。

(4) 水道事業の円滑化

①運営基盤の強化

長期的な更新計画と財政収支の見直しを行い、水道料金の適時見直しと財源確保に努め、運営基盤の強化を図ります。また、業務の効率化による経費の節減を図り、経営の健全化に努めます。

②給水サービスの向上

情報管理システムの導入により、より迅速な窓口サービスの提供を図るとともに、利用者サービスの向上に努めます。

③環境に配慮した事業実施

環境配慮の観点から、小井川浄水場に排泥処理施設を設置するとともに、計画的な漏水調査を進め有収率の向上に努めます。また、省エネルギー対策としてエネルギー使用抑制の研究を進めます。

④情報提供の充実

ホームページを充実、活用して情報の発信を継続して行います。また、各種イベントを通じて、水道への理解と関心を深めてもらえるように努めます。



(5) 諏訪湖流域下水道の整備促進

流域幹線および終末処理場の計画的整備や適切な維持管理を促進します。下水道汚泥・沈砂については溶融結晶化生成物の有効活用を促進します。

(6) 公共下水道の整備および管理

①整備推進および維持管理の充実

公共下水道計画区域内の可住地の整備についてはほぼ完了したため、今後は宅地造成や道路築造にともない新たに整備が必要となった箇所などについて、整備を推進します。

維持管理としては、下水道管路点検を定期的に行い状況の把握に努めるとともに、情報管理システムの導入により迅速な対応を進めます。

②危機管理体制の強化

耐震性の高い管種などの採用を継続するとともに、災害時などにおける迅速な対応と早期復旧を図るため、危機管理体制の強化を図ります。

(7) 公共下水道事業の円滑化

①運営基盤の強化

長期的な更新計画と財政収支の見直しを行い、下水道使用料の適時見直しと財源確保に努め、運営基盤の強化を図ります。また、業務の効率化による経費の節減を図り、経営の健全化に努めます。

②接続の促進

公共用水域の水質を保全し経営の健全化を確保するため、供用開始区域内の全居住家屋の接続を促進します。

③情報提供の充実

ホームページを充実、活用して情報の発信を継続して行い、早期接続と排水設備の適切な利用促進に努めます。

(8) 温泉の維持管理

市民に潤いとやすらぎを与える貴重な温泉を有効活用するため、温泉ポンプの定期的な交換など、給湯施設の計画的な維持管理を図ります。

【目標指標・数値】

- 指標名：①水道水の水質基準適合率
 ②経常収支比率（水道事業）
 ③下水道普及率
 ④経常収支比率（下水道事業）

内容説明：①安全で良質な水の供給（水道法に基づく水質基準に適合する割合を表したもので、100%未満になれば、水源の使用を中止する必要がある）

②、④企業の健全性をみる指標で高いほど良く、100%未満は経常損失が生じていることを意味する。

③下水道の普及割合で、下水道に接続し使用している人口の割合を表したもの。
 （供用開始区域内人口÷計画区域内人口）

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
①水道水の水質基準適合率	①100.00%	①100.00%	①100.00%
②経常収支比率（水道事業）	②109.00%	②105.00%	②107.00%
③下水道普及率	③99.30%	③99.32%	③99.35%
④経常収支比率（下水道事業）	④103.40%	④104.00%	④105.00%

【用語解説】

*管渠施設(かんきょせつ)：下水を集めて処理場まで流すもので、管渠、マンホール、ます、取付け管などで構成されている。

基本目標 4

生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち

■□■□■ 10 生涯学習の推進 ■□■□■

- 1 学校教育の充実
- 2 青少年の健全育成
- 3 社会教育の充実

■□■□■ 11 文化・スポーツの振興 ■□■□■

- 1 文化・芸術の振興
- 2 文化財の保護・活用
- 3 スポーツの振興

■□■□■ 12 国際理解の醸成 ■□■□■

- 1 多文化共生の推進



10-1 学校教育の充実

【現況と課題】

学校教育は、未来を担う子どもたちを育成する場として、知識の習得と豊かな人間性を育てるために重要な役割を担っており、子どもたちが新しい時代を切り拓く創造性豊かで、人として自立できる力を身に付けていけるよう、教育内容、施設や設備の充実、教育環境の整備などに努めていく必要があります。

特に、教育施設の整備については、耐震補強などが必要とされる小中学校の改築、改修を年次的に実施するとともに、教育内容に応じた教育機材、教材などの整備充実を図る必要があります。

いじめについては、ますます潜在化・陰湿化しており、不登校児童数も依然として高水準にあるため、市内各校の実態把握に努めるとともに、情報共有を行いつつ、カウンセラーの一層の活用など、各学校における教育相談体制をさらに充実し、いじめ、不登校を解消することが求められています。

食育については、児童・生徒が健全な食習慣や食に関する正しい知識と実践力を身に付けることができるよう、学校給食や総合的な学習の時間を活用する必要があります。

また、児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、地域住民などと協力し、安全を見守る体制を整備するとともに、学校施設については生涯学習の支援拠点として開放をすすめ、地域に根ざした児童・生徒の育つ学校づくりを地域と連携してさらに推進していく必要があります。

平成21年度から移行措置も含めてスタートする新学習指導要領については、改訂の趣旨を十分理解し学習指導が的確に実施できる体制を整えることが必要です。



【資料・データ】

小学校の児童・生徒・学級数の推移

(単位：校、学級、人)

区 分	学校数	普通学級		特別支援学級		合 計	
		学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
平成 11 年	8	102	3,130	9	14	111	3,144
平成 12 年	8	102	3,072	9	15	111	3,087
平成 13 年	8	99	3,063	9	19	108	3,082
平成 14 年	8	102	3,059	10	25	112	3,084
平成 15 年	8	103	3,025	10	24	113	3,049
平成 16 年	8	104	3,068	11	28	115	3,096
平成 17 年	8	108	3,068	11	29	119	3,097
平成 18 年	8	112	3,072	12	33	124	3,105
平成 19 年	8	114	3,074	14	38	128	3,112
平成 20 年	8	113	3,054	14	39	127	3,093

(資料) 学校基本調査

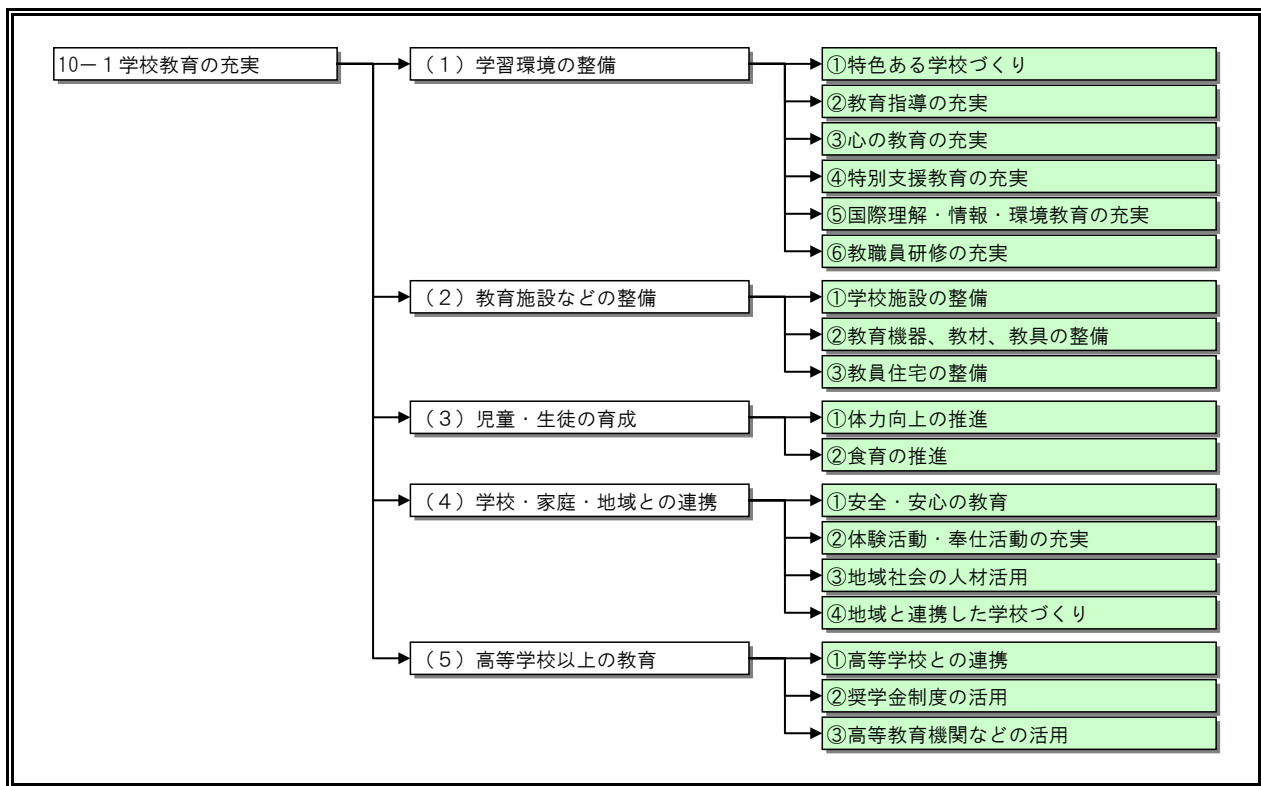
中学校の児童・生徒・学級数の推移

(単位：校、学級、人)

区 分	学校数	普通学級		特別支援学級		合 計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
平成 11 年	4	52	1,795	6	13	58	1,808
平成 12 年	4	48	1,680	7	21	55	1,701
平成 13 年	4	46	1,613	7	22	53	1,635
平成 14 年	4	44	1,541	6	16	50	1,557
平成 15 年	4	43	1,519	7	10	50	1,529
平成 16 年	4	43	1,495	7	13	50	1,508
平成 17 年	4	41	1,496	7	20	48	1,516
平成 18 年	4	41	1,470	7	16	48	1,486
平成 19 年	4	41	1,485	8	22	49	1,507
平成 20 年	4	41	1,473	8	22	49	1,495

(資料) 学校基本調査

【施策の体系】



(1) 学習環境の整備

①特色ある学校づくり

学校では、今までの伝統や地域の特色を生かした教育課程を編成し、児童・生徒の個性の伸長と基礎的、基本的な学力の定着を図り、みずから学び考える力を育てます。

②教育指導の充実

各教科の学習内容を研究、吟味し、個々の児童・生徒の個人差に応じた、きめ細かな指導を行うとともに、総合的な学習、各種学校行事、特別活動などを通じて総合的な学力の向上に努めます。

③心の教育の充実

児童・生徒一人ひとりに対して、道徳の授業等を通じて心の教育を総合的に推進します。特にいじめや不登校、問題行動などにおける児童・生徒の悩み、不安、ストレスなどに対応するために、関係機関などと連携し人権感覚の育成と各種相談、カウンセラー体制の充実に努めます。



④特別支援教育の充実

何らかの支援を必要とする児童・生徒がそれぞれの教育ニーズに応じた適切な教育を行うことができるよう、学校や保育園、幼稚園などとの連絡を密にするとともに、保護者や関係機関などの意見も聴取しながら、きめ細かな対応や支援に努めます。

⑤国際理解・情報・環境教育の充実

国際化の進展や高度情報化による多種多様なニーズに対応した教育を（財）岡谷市国際交流協会などと連携を図りながら推進します。また、地球規模での環境問題についても、重要性の理解を深める教育の推進を積極的に図ります。

⑥教職員研修の充実

未来を担う児童・生徒の「生きる力」をはぐくむため、教職員に対する研修機会を確保するとともにその環境を整備し、教職員の資質向上に努めます。

（2）教育施設などの整備

①学校施設の整備

耐震診断結果を踏まえ、計画的に学校施設の整備を推進します。また、学校施設や設備の定期的な点検を実施し、適正な維持管理に努めます。

②教育機器、教材、教具の整備

教育内容に応じた教育機器、教材、教具を整備し充実を図ります。

③教員住宅の整備

「岡谷市教員住宅管理運営計画*」に基づき、教員住宅の環境整備に努めます。

（3）児童・生徒の育成

①体力向上の推進

体育授業の充実を図るとともに、体育行事や運動部活動などを通じて身体を動かすことの楽しさやスポーツする喜びを体験する中で、児童・生徒の体力向上の推進を図ります。

②食育の推進

生活リズムの向上とともに、バランスのとれた望ましい食習慣や知識の習得と総合的な学習や諸行事による体験学習により、食育の推進を図ります。

(4) 学校・家庭・地域との連携

①安全・安心の教育

児童・生徒に対して生命尊重、人間尊重の教育を徹底するとともに、地域ぐるみで子どもを見守り、育てていく環境づくりを促進します。

②体験活動・奉仕活動の充実

職業体験や奉仕活動を通じて、豊かな心やふれあいを地域に学び、家庭や地域の願い、思いに対応した教育活動の推進を図ります。

③地域社会の人材活用

学校が家庭や地域と連携を図り、学校外の専門的な知識を持つ人材を活用し、教育活動の支援体制を構築します。

④地域と連携した学校づくり

地域住民との交流や生涯学習の支援拠点としての施設の開放を進めるとともに、広く学校運営に関する意見の聴取をするなど、地域と連携した学校づくりを推進します。

(5) 高等学校以上の教育

①高等学校との連携

高等学校との連携を密にし、生徒にとって魅力ある教育内容が編成される学校づくりを働きかけます。

②奨学金制度の活用

学ぶ意欲ある生徒、学生のために奨学金貸付制度を活用し、次世代を担う人材育成に努めます。

③高等教育機関などの活用

大学などの専門的知識を有する機関を活用し、本市の教育・文化・産業の振興を図ります。



【目標指標・数値】

- 指標名：①市内小学校の不登校児童数
 ②市内中学校の不登校生徒数
 ③小中学校施設の耐震化事業実施による耐震化率

内容説明：①②数値が高くなることは、義務教育を受けることのできない児童数、生徒数の増を意味する。

③小中学校の全棟数のうち耐震性のある棟数の割合を高くする。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
①市内小学校の不登校児童数	① 13人	① 12人	① 10人
②市内中学校の不登校生徒数	② 72人	② 70人	② 65人
③小中学校施設の耐震化事業実施による耐震化率	③82.7% (③3月時点)	③84.0% (③3月時点)	③90.7% (③3月時点)

【用語解説】

*岡谷市教員住宅管理運営計画：教員住宅の現状や教職員の要望等を踏まえて、今後の計画的な維持管理と不用な教員住宅の処分を含めた管理運営の計画（計画期間：平成19年～平成23年）。

(参考)

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{昭和57年以降に建設された棟数} + \text{昭和56年以前に建設された棟のうち耐震性のある棟数}}{\text{全棟数}} \times 100$$

10-2 青少年の健全育成

【現況と課題】

近年の青少年を取り巻く環境は、目まぐるしく変容し、青少年の意識や行動においても大きな影響を与えています。核家族化や少子化、都市化の進展など社会環境の変化や家庭における教育力の低下、地域における連帯感の希薄化により、従来果たしてきた育成機能を充分発揮することが困難になりつつあります。また、いじめや不登校の増加、青少年による凶悪事件の多発など深刻な状況となってきました。

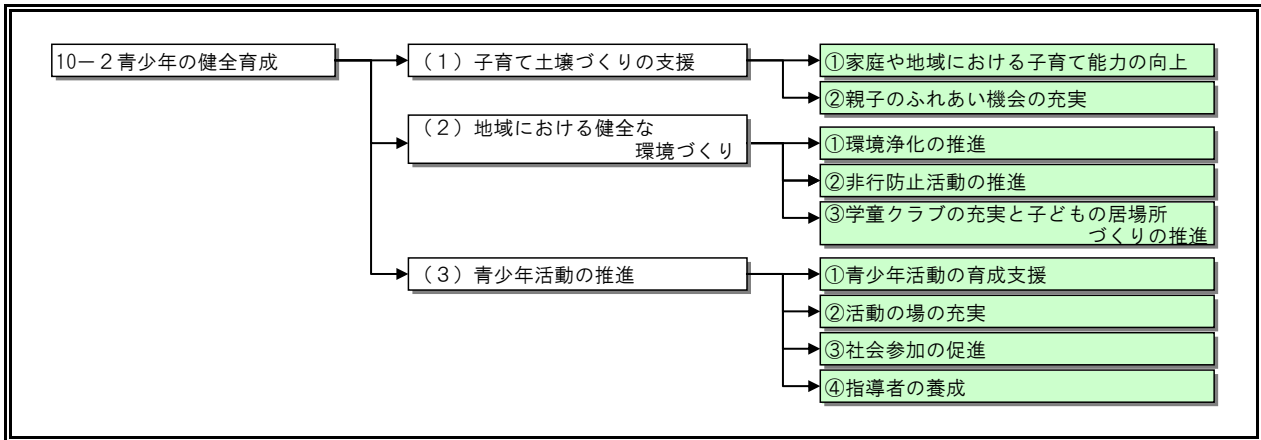
このような青少年を取り巻く問題は、社会のさまざまな要因が相互にからみあっていることから、青少年の健全育成と自立支援に関しては、家庭、学校、地域が連携し、奉仕活動をはじめ、自主的、自発的な地域活動の参画を促し、心豊かに成長できるよう努めていく必要があります。

また、健全育成のための環境整備として、子どもたちが安心して過ごすことができる放課後の居場所づくりに関してもその充実に努めるほか、青少年の非行防止活動については、関係機関が連携し、指導、支援していくなど積極的な推進が求められています。

未来を担う青少年が自主性と社会性を備え、心身ともに健全に成長するよう、家庭、学校、地域などが連携して取り組むことが必要です。



【施策の体系】



(1) 子育て土壌づくりの支援

① 家庭や地域における子育て能力の向上

子どもの健全育成における家庭や地域の役割について、「おかや子育て憲章*」の理念に基づき、保護者の意識啓発や地域ぐるみの子育て意識の啓発を図ります。

② 親子のふれあい機会の充実

親子のための講座の開催や親子での読書会などの親子活動を通して親子の絆を深め、また、人として思いやる心を育てるよう努めます。

(2) 地域における健全な環境づくり

① 環境浄化の推進

家庭、学校、地域の連携のもとに、青少年に悪影響を及ぼすインターネットによる有害サイトや有害図書、映像などの排除に努め、有害環境の浄化を推進します。

② 非行防止活動の推進

家庭、学校教育現場、地域社会、関係機関、育成団体との連携のもとに、児童生徒の校外生活における問題行動の早期発見と非行の未然防止に努め、育成啓発活動を推進します。

③ 学童クラブの充実と子どもの居場所づくりの推進

学童クラブの施設整備や環境整備を行い充実した運営に努めます。また、子どもたちが、安全に安心して過ごせる居場所づくりの推進に努めます。

(3) 青少年活動の推進

①青少年活動の育成支援

地域の子ども会やスポーツ少年団など、各種青少年団体、グループによる自主的活動の支援、育成を推進します。

②活動の場の充実

野外活動、自然体験、職業体験学習などの校外活動を促進するとともに、青少年活動の拠点施設を活用し、研修、スポーツやレクリエーションなどの青少年活動が展開できる場の充実に努めます。

③社会参加の促進

地域の行事や奉仕活動など地域活動への青少年の自主的、自発的な参加を促進します。

④指導者の養成

青少年の健全育成を図るため、地域活動における指導者としてふさわしい資質の向上を支援することにより、その養成を図ります。

【目標指標・数値】

指標名：野外体験活動等の参加者数

内容説明：野外活動やスポーツ大会等、各事業の内容を充実し、多くの参加者を募る。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成21年度	終了時目標 平成25年度
①わんぱくアドベンチャー	① 72人	① 75人	① 80人
②なつやすみわんぱく村	② 41人		
③少年スポーツ大会	③254人	③255人	③260人
④通学合宿	④ 75人	④120人（2回）	④126人（2回）

【用語解説】

*おかや子育て憲章：（憲章本文）わたくしたち岡谷市民は、未来を担う子どもたちの健全な成長を願い、子どもの心の自立を支えるため、市民総参加による子育てのまちづくりを進めます。

わたくしたちは、

- 明るく元気で健やかな子どもに育てます。
- 命を大切にし、感謝の心と思いやりのある子どもに育てます。
- みずから求め、粘り強くやり抜く子どもに育てます。
- 行動に責任を持ち、ひとり立ちのできる子どもに育てます。
- 力を合わせて人のために尽くし、郷土を愛する子どもに育てます。

平成14年4月1日制定



10-3 社会教育の充実

【現況と課題】

ライフスタイルの変化や女性の社会参加、団塊の世代の退職など、社会環境の変化を背景に、生涯にわたって学習することへの意欲やニーズはますます高まってきており、多くの市民が生涯学習活動センターや公民館、図書館などの学習施設を利用した生涯学習活動に取り組んでいます。

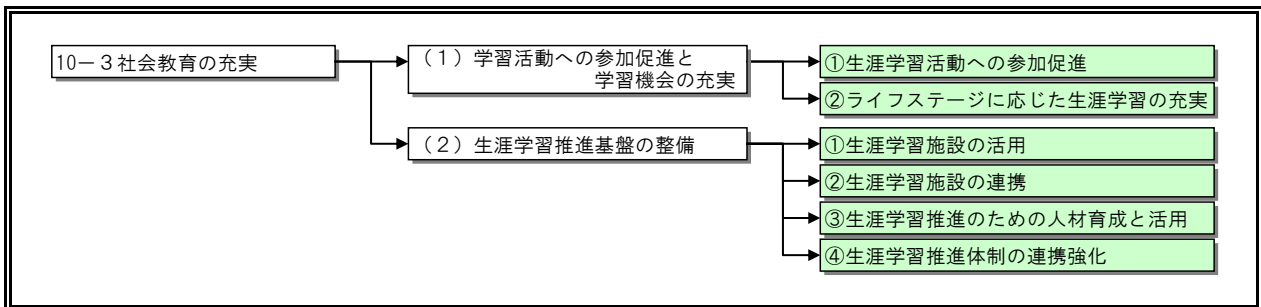
このため、市民の学習意欲に的確に応えられるよう多様な学習機会の提供を図るほか、指導者となる人材の確保、養成に努めていく必要があります。

特に、今後は団塊の世代によるボランティア活動や生涯学習活動の増加が見込まれるため、社会参加と生きがいの推進に対して様々な支援が必要となっています。

生涯を通じて学ぶことができるよう楽しみながら参加し、みずからを高めることができる環境づくりや学習機会のより一層の充実、学習ニーズへの対応を図ることにより、生涯学習活動への自主的な参加を促進していく必要があります。



【施策の体系】



(1) 学習活動への参加促進と学習機会の充実

①生涯学習活動への参加促進

ア. 生涯学習活動への参加促進

広報おかや、シルキーチャンネル、インターネットなどの活用を図ることにより、市民の学習意欲の啓発に努めます。

イ. 学習促進運動の展開

生涯学習館ほか施設の情報を積極的に提供するとともに、気軽に参加できる環境づくりに努めます。

②ライフステージに応じた生涯学習の充実

ア. 家庭教育の充実

乳幼児の基本的な生活習慣や精神的、身体的発達の基礎づくりを学ぶ機会や家庭教育学級の充実に努めます。また、「おかや子育て憲章」の理念の普及を図るとともに親子のふれあいの機会を充実し、家庭教育の活性化に努めます。

イ. 青少年学習活動の支援

青少年の学習、社会活動への参加を促進するため、活動場所や指導者の充実に努めます。また、自主活動の活性化のために、青少年関係団体の育成や支援に努めます。

ウ. 成人学習活動の推進

学術、文化、地域など多様で高度な学習課題に対応するため、市民大学や各種の教養講座の充実に努めるとともに、自主的な学習活動を推進するため、学習情報の提供に努めます。

エ. 高齢者学習活動の充実

平均寿命の伸長により、ますます高齢化社会が進む中、高齢者が元気で生きがいのある生活を送れるよう、健康、芸術、教養、趣味などの幅広い分野に対応できる学習、実践機会の拡充、世代間交流の推進に努めます。

(2) 生涯学習推進基盤の整備

①生涯学習施設の活用

ア. 生涯学習館、公民館の活用

生涯学習館については、生涯学習の拠点として市民の自主的な学習活動が展開できるようそのニーズを把握し、各公民館と連携を図りながら事業の企画・実施に反映するよう努めます。

イ. 図書館の活用

図書館においては、多様な市民の学習意欲に応えるため、広域図書館ネットワークシステムの拡充、学校図書館、保育園・幼稚園、各公民館との連携に努めます。

ウ. 蚕糸博物館・美術考古館の活用

蚕糸博物館・美術考古館においては、学術的、歴史的、芸術的な部分の学習ニーズに応えるため所蔵品や展示品の観覧、体験学習の場となっていますが、生涯学習推進の観点からその内容の充実に努めます。

②生涯学習施設の連携

生涯学習館を中心として、市内の生涯学習関連施設の連携を図るとともに、施設の適切な管理と市民本位の施設運営に努めます。

③生涯学習推進のための人材育成と活用

ア. 指導者の養成とボランティアの活用

生涯学習を積極的に進めるための指導者となる人材の確保、養成に努めるとともに、学習ボランティアの活用に努めます。

イ. 学習グループ、団体の育成

自主的な学習グループ、団体の育成を支援するとともに、学習グループリーダーの養成に努めます。

④生涯学習推進体制の連携強化

ア. 各部局の連携強化

「岡谷市生涯学習推進計画*」、「岡谷市子ども読書活動推進計画*」などを基に、関係部局の連携を強化し、生涯学習の推進に取り組みます。

イ. 生涯学習推進計画の見直し

生涯学習を取り巻く環境の変化に対応するため、「第4次岡谷市生涯学習推進計画」の策定に取り組みます。



【目標指標・数値】

指標名：①生涯学習館、公民館の利用者数

②市立岡谷図書館の貸出冊数

内容説明：①生涯学習の拠点として利用促進を図る。

②学習意欲に応えるため、年間の総貸出冊数を増やし、図書館の利用促進を図る。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
①生涯学習館、公民館の利用者数	①247,176人	①248,000人	①249,000人
②市立岡谷図書館の貸出冊数	②351,119冊	②352,000冊	②355,000冊

【用語解説】

*岡谷市生涯学習推進計画：本市の生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、基本理念、基本目標、主要施策などを定め、長期的な視野に立って取り組むための基本的な計画。

第3次計画は平成21年度をもって終了となり、第4次岡谷市生涯学習推進計画は第4次岡谷市総合計画に基づき平成21年度中に策定。

*岡谷市子ども読書活動推進計画：子どもの自主的な読書活動を推進するとともに、社会全体での取り組みや子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備に努め、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図る計画（平成20策定、計画期間：平成21年～平成25年）。

政策11 文化・スポーツの振興

11-1 文化・芸術の振興

【現況と課題】

本市では、カノラホール、イルフ童画館、蚕糸博物館、美術考古館など芸術文化施設を整備し、芸術文化活動また地域の歴史を学ぶ場や機会の充実を行ってきました。

今後も引き続き芸術や地域の伝統文化、歴史などに市民が身近に接し、特色ある芸術文化活動を活発に行うことができるよう環境の整備を図る必要があります。

カノラホールは、“優れた芸術鑑賞の場”、“新しい文化の創造の場”、“次代を担う人材の育成の場”として地域文化の中心的役割を果たすべく、施設の管理および自主事業の充実に努めています。

自主事業においては、ジャンル、対象年齢層などのバランスを十分に考慮する中で、世界の一流音楽家からも高い評価を受けるホールの音響特性を最大限に活かした事業を柱として行う必要があります。

なお、建設後20年以上経過していることから、その文化水準を維持するための施設の整備が必要となっています。

イルフ童画館は、童画に関する情報を発信する基地として、世代を超えた多くの人々に文化的交流の場を提供するなど、次代を受け継ぐ童画家や個性豊かな芸術文化の育成、支援を図る必要があります。

武井武雄作品や製作資料が寄贈されたことにより、童画に関する情報を発信する基地としての役割がますます高まっています。今後も「童画のまちづくり」を推進し、特色ある芸術文化の育成、支援を図る必要があります。

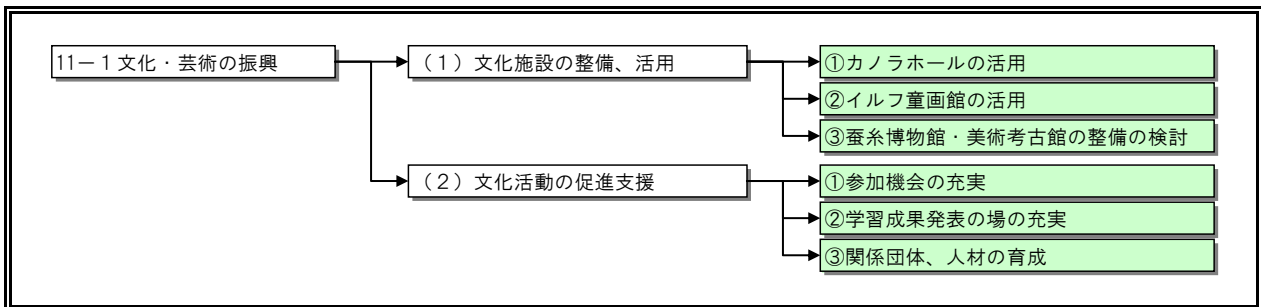
蚕糸博物館は、シルク岡谷とうたわれた岡谷製糸業に関係ある機械器具類や記録資料類を収蔵展示し、平成19年には、経済産業省より地域史や産業史を物語る近代化産業遺産群として認定されています。

また、併設されている美術考古館は、絵画、彫刻、陶芸などの郷土の優れた美術作品と市内遺跡から発掘された貴重な土器類などを収蔵展示し、地域の芸術文化の振興に努めていますが、施設の老朽化と機能の不足などの問題を抱えています。

今後は、日本の製糸業における礎を築いた岡谷の製糸技術の歴史を保存、継承し、まちづくりに活かしていくため、また、郷土の芸術文化を育むため、新しい蚕糸博物館、美術考古館の整備が課題となっています。



【施策の体系】



(1) 文化施設の整備、活用

①カノラホールの活用

カノラホールは、舞台芸術文化の拠点としてオペラ、バレエ、オーケストラなど優れた舞台芸術作品鑑賞の機会充実を図るほか、特色ある独自の芸術作品の企画、制作などを推進するとともに、次代を担う人材、リーダーの育成、市民参加型事業の支援などを推進します。

また、市民の集会、行事、発表の場としても一層の活用を図るとともに、適切な管理、運営に努めます。

計画的、効果的に施設の整備を進めます。

②イルフ童画館の活用

イルフ童画館は、武井武雄作品を中心に童画作品の充実を図るほか、所蔵する武井武雄・モーリスセンダックの作品や世界の童画企画展を開催するとともに、童画に関する特色ある市民参加型事業を展開するなど「童画のまちづくり」を推進します。

また、次代を担う若手童画家の発掘と支援、育成のため、日本童画大賞(イルフビエンナーレ)を開催します。

イルフ童画館において武井武雄の生んだ童画文化の研究をより深め、活用を図ります。

③蚕糸博物館・美術考古館の整備の検討

蚕糸博物館、美術考古館は、紀要の発行、体験学習会などを実施し、また、地域の特性を活かした特別展の開催や芸術作品の収集、公開、展示の実施により芸術文化に接する機会の充実を図りながら、生涯学習やまちづくりに活かしていくための移転、整備に努めます。

(2) 文化活動の促進支援

①参加機会の充実

各種の文化講座の開設や学習情報の提供を進めるなどして、市民が気軽に文化活動に参加できる場や機会の拡充に努めます。

②学習成果発表の場の充実

市民文化活動の日ごろの学習成果を発表する場の拡充に努めるとともに、市広報などを通じて活動内容の紹介を行うなど、活動の一層の促進を図ります。

③関係団体、人材の育成

市民文化活動の推進を図るため、各種の文化団体、グループの育成や指導者の養成に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：①蚕糸博物館・美術考古館入館者数

②カノラホール入場者数

③イルフ童画館入館者数

内容説明：①シルク岡谷とうたわれた独自の産業文化と郷土の美術作品を公開し、文化向上・継承を促進する。

②舞台芸術作品鑑賞と市民の発表の場として利用促進する。

③童画のまちづくりを推進するため利用促進する。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
①蚕糸博物館・美術考古館入館者数	① 6,978人	① 8,000人	① 10,000人
②カノラホール入場者数	②122,506人	②122,506人	②128,600人
③イルフ童画館入館者数	③ 25,238人	③ 25,238人	③ 28,000人



11-2 文化財の保護・活用

【現況と課題】

本市は、日本の中央に位置し、東西文化の接点にあたり、原始時代から人々が定着し、文化や産業が発展してきました。縄文時代では和田峠周辺の黒曜石原産地をひかえ石器作りも盛んであり、弥生時代には橋原遺跡などで稲作や畑作農業も発展してきました。また、奈良、平安時代には、都との交流も活発になり、岡屋牧*や諏訪郡衙*が置かれ、諏訪や信濃の中核的役割を果たしています。

江戸時代になると、綿作り、綿打、小倉織、生糸製造など手工業が発展し、明治から昭和の初期にかけては近代製糸産業の一大中心地として日本の生糸輸出を牽引し、シルク岡谷の名は世界に轟きました。

戦後は製糸産業を基盤として精密業が発達し、新産業都市の指定を受けるなど精密工業が隆盛を極め、その後の技術革新により、スマートデバイスの産地形成に向けて発展を続けています。

市内には、こうした歴史の過程を物語る数多くの遺産が継承されています。国指定史跡である縄文時代の梨久保遺跡をはじめ本市の製糸業の隆盛をものがたる遺産であり、国の重要文化財に指定されている旧林家住宅や国の登録有形文化財である旧山一林組製糸事務所、県宝である旧渡辺家住宅などが残されています。

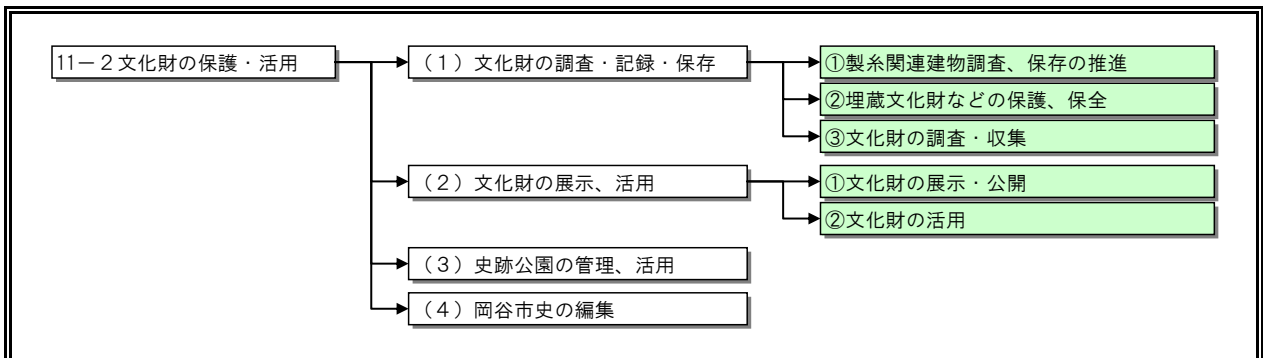
特に、平成19年には、経済産業省により、地域活性化の有益な「種」となり得るものとして近代化産業遺産群に、市内15件の製糸に関わる産業遺産が認定されています。

こうした本市の文化や産業の発展の礎となった遺産を保存し、記録にとどめ、後世に伝えるとともに、地域に愛着と誇りを持つことができるよう生涯学習やまちづくりに活用していくことが大切です。

このため、これらの遺産などを保護する意識を醸成し、保護活動を推進していく必要があります。



【施策の体系】



(1) 文化財の調査・記録・保存

①製糸関連建物調査、保存の推進

本市発展の基礎となり、日本の近代化を導いた製糸業に関する建物について生涯学習やまちづくりに資するようその調査や記録、保存に努めます。

②埋蔵文化財などの保護、保全

公共事業や住宅建設などの開発に伴う遺跡調査を実施し、出土品の保護に努めます。

また、指定されている史跡については引き続き保全に努めるとともに、民俗資料、古文書史料などの郷土史関係資料の調査、収集に努めます。

③文化財の調査・収集

郷土の歴史や文化財の調査、収集、研究、記録に努めるとともに、文化財ボランティアの育成を図り、文化財の保存に努めます。

(2) 文化財の展示、活用

①文化財の展示・公開

市内各遺跡の出土品や民俗資料など収集、保管した文化財の展示公開に取り組みます。

②文化財の活用

文化財の活用に資する取り組みを推進します。特に、「近代化産業遺産群」については、その保存と活用を検討し、まちづくりに活かす取り組みを進めます。

(3) 史跡公園の管理、活用

国指定の史跡梨久保遺跡については、郷土の歴史と自然をテーマとする史跡公園として活用を図ります。

(4) 岡谷市史の編集

郷土の歴史と文化に関する資料の収集、記録および調査研究に努めるとともに、引き続き市民参加による市史の編集を検討し、本市の歴史の記録、保存に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：文化財ボランティア活動参加数

内容説明：ボランティア参加者数を増やし、文化財の保護・活用を図る。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
文化財ボランティア活動参加数	45人	50人	70人

【用語解説】

*岡屋牧（おかのやのまき）：牧とは馬を飼育する牧場のことであり、岡屋牧は現在の岡谷市内に置かれていた。

*諏訪郡衙（すわぐんが）：郡衙とは、今の役所や役場のことであり、西暦700年代から900年代の奈良・平安時代に諏訪地方の政治の拠点であった諏訪郡衙は、現在の岡谷市長地にあったことが確認されている。



11-3 スポーツの振興

【現況と課題】

健康志向の高まりにより、市民一人ひとりが豊かなライフスタイルを構築し、より一層健康で活力ある人生を送ろうとする意識が高まっています。このような中、スポーツの果たす役割は大変大きくなってきています。

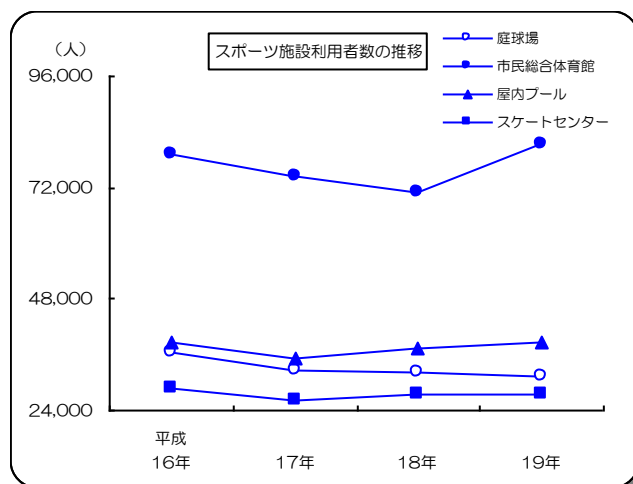
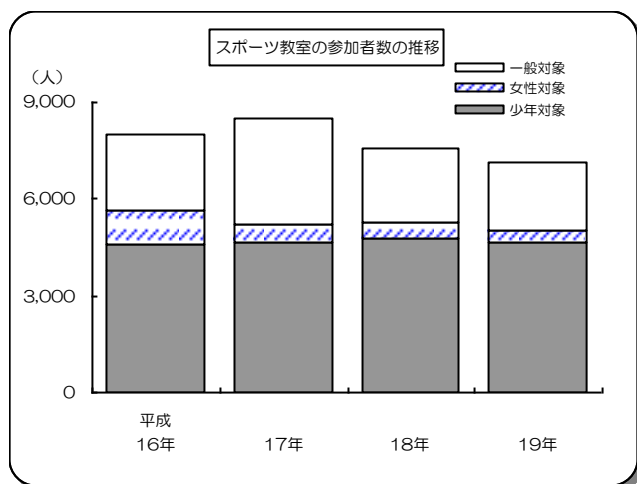
このため、市民だれもが、「する・みる・ささえる」などの多様なかかわりの中で、生涯にわたってスポーツに親しむための環境づくりが求められています。

岡谷市のスポーツ施設は、市民総合体育館、市民水泳プール、市営庭球場、市営岡谷球場などがあり、各種大会、スポーツ教室などやそれぞれのライフスタイルに応じた活用がされ、市民のスポーツ活動の拠点となっています。

今後は、これらの施設の整備をさらに進めるとともに、適切な維持管理と運営を図り、「市民ひとり1スポーツ」実現のため、市民スポーツのより一層の振興に努めていく必要があります。

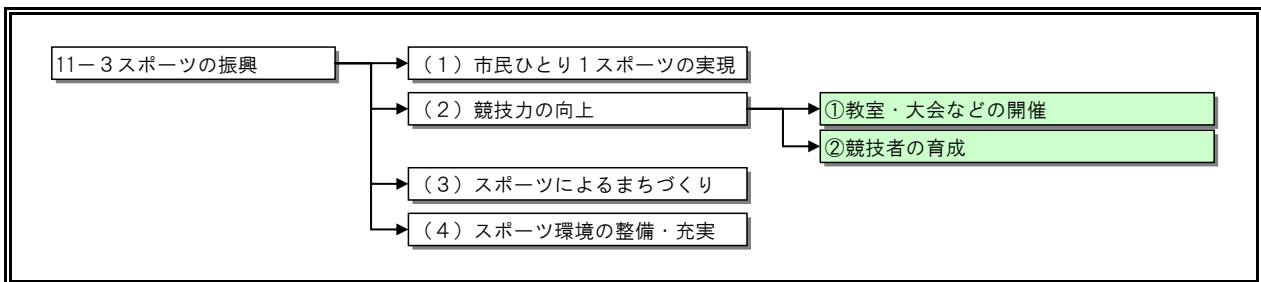
また、恵まれた施設、環境を活かし、スポーツを軸にしたまちづくりの推進に努めるとともに、指導者の確保や選手の育成を図り、競技力の向上に努めていく必要があります。

【資料・データ】





【施策の体系】



(1) 市民ひとり1スポーツの実現

体力づくり、健康志向など市民の多様なスポーツへの要求にこたえるため、(財)岡谷市体育協会と連携して各種スポーツ教室、大会などの充実を図ります。また、地域や世代ごとの多様なニーズに合わせて適切な指導ができるスポーツ指導者の育成、支援に努めます。

(2) 競技力の向上

①教室・大会などの開催

トップアスリートによるスポーツ教室や大会などを開催し、スポーツへの関心や参加意欲を高め競技スポーツ人口の拡大を図ります。

②競技者の育成

競技スポーツの振興と競技力の向上を図るため、(財)岡谷市体育協会と連携し、全国的な舞台で活躍できる競技者の育成に努めます。

(3) スポーツによるまちづくり

恵まれた施設や環境を活用して、スポーツを通じた地域交流や人材育成などスポーツによるまちづくりを推進します。

また、「スケートのまちづくり」や「バレーボールのまちづくり」の推進と岡谷市発祥のスポーツ「エースドッジボール」の普及促進を図ります。

(4) スポーツ環境の整備・充実

安全で快適なスポーツ活動に取り組めるスポーツ環境の整備、充実に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：①スポーツ施設利用者数
 ②週1回以上運動・スポーツをする成人の割合(健康増進に関するアンケート調査より)
 ③国民体育大会出場種目・選手数(岡谷市関係)

内容説明：①スポーツ施設(体育館、庭球場、屋内プール、スケート場)の利用者数を増やす。
 ②スポーツをする人を増やし、市民ひとり1スポーツを実現する。
 ③全国的な舞台で活躍できる競技者を増やす。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
①スポーツ施設利用者数	① 179,000人	① 179,000人	① 188,000人
②週1回以上運動・スポーツをする成人の割合(健康増進に関するアンケート調査より)	② 35.9%	② 35.9%	② 50.0%
③国民体育大会出場種目・選手数(岡谷市関係)	③ 9種目19人 (③平成20年度)	③ 9種目19人	③10種目30人



12-1 多文化共生の推進

【現況と課題】

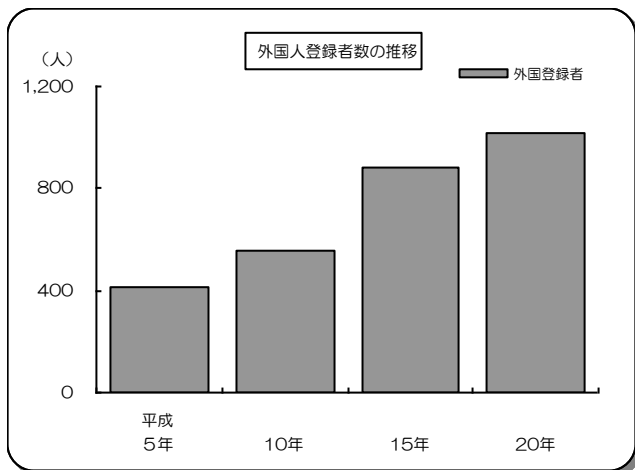
世界規模で人材、物流、情報が行き交うなどグローバル社会の進展により、市内企業においても企業の海外進出や技術交流が進み、外国人研修生の受け入れも増加しています。

市内には、生活習慣や文化の異なる多くの外国人が在住し、保育園や学校、地域など生活のあらゆる場面での対応が必要になってきています。

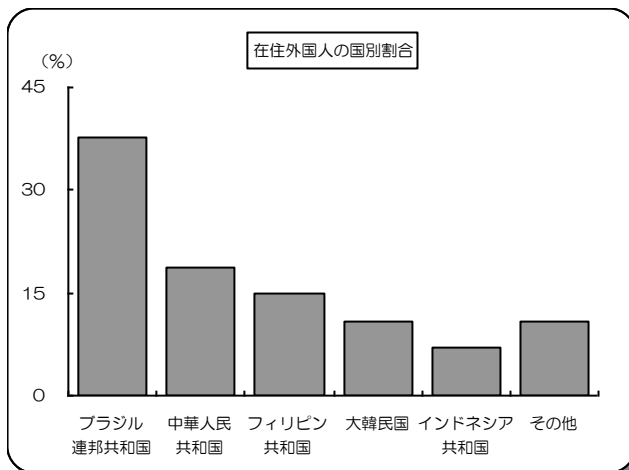
これまでに海外姉妹都市のマウントプレザント市をはじめとした諸外国との長年にわたる親善交流や(財)岡谷市国際交流協会が行う各種事業により、市民の国際理解が醸成され、多くの国際人が育ってきています。

今後も、国際交流の推進母体である(財)岡谷市国際交流協会と連携を深め、変化の激しい国際情勢の的確な情報把握に努め、多様な文化をもつ国々との交流を推進するとともに、年々増加し続ける在住外国人の支援を通じて、ともに住みやすく活動しやすいまちづくりを進めていくことが大切です。

【資料・データ】



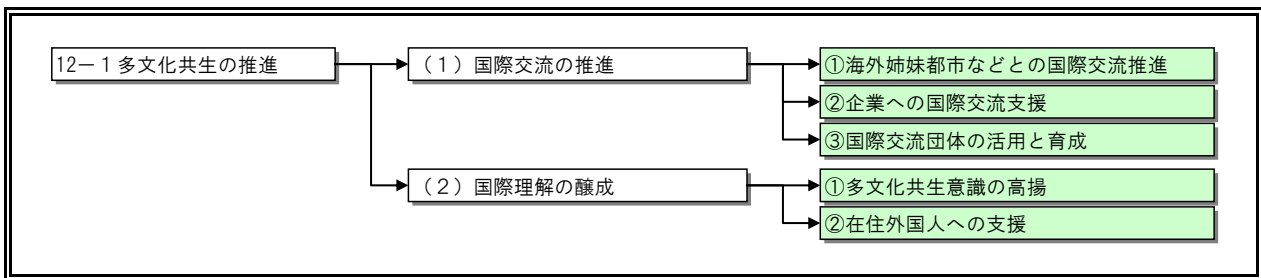
各年1月1日現在



平成20年1月1日現在



【施策の体系】



(1) 国際交流の推進

① 海外姉妹都市などとの国際交流推進

海外姉妹都市との交流をはじめ、中高校生の海外派遣、海外からの研修生、留学生の受け入れなどを通して、諸外国との文化、学術研究、教育、産業などの各分野の交流を促進します。

② 企業への国際交流支援

経済のグローバル化にともない、海外に進出する企業に対する、必要な情報の収集と提供、技術交流の推進、市内企業の外国人研修生の受入れなどを支援します。

③ 国際交流団体の活用と育成

(財)岡谷市国際交流協会との連携により国際交流事業を展開するとともに、各種の国際交流団体やグループの育成、支援に努めます。

(2) 国際理解の醸成

① 多文化共生意識の高揚

グローバル社会の実情などを紹介する講演会の開催や国際交流員の設置などにより、市民や企業の国際理解のための機会の充実を図るほか、学校での英語教育と生涯学習での多言語学習を推進し、国際理解を醸成し多文化共生意識の高揚に努めます。

② 在住外国人への支援

生活全般にわたる相談事業や日本語講座、公共施設見学会、就園、就学児童の支援を充実するとともに、都市サインや必要なパンフレットなどに外国語を併記するよう努め、外国人が訪れやすい暮らしやすいまちづくりを推進します。

【目標指標・数値】

指標名：①語学講座、日本語講座の受講者数

②国際交流ボランティア登録者数

内容説明：①（財）岡谷市国際交流協会が行う語学講座、日本語講座の延べ受講者数を増やす。

②国際交流活動に関するボランティア登録者の実人員を増やす。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
①語学講座、日本語講座の受講者数	①813人	①820人	①860人
②国際交流ボランティア登録者数	②70人	②72人	②82人

基本目標 5

快適に生活できる、都市機能の充実したまち

■□■□■ 13 計画的土地利用の推進 ■□■□■

- 1 計画的土地利用の推進
- 2 まちの活力を高める市街地整備
- 3 住宅・宅地の整備

■□■□■ 14 交通網の整備 ■□■□■

- 1 道路の整備
- 2 公共交通網の整備

■□■□■ 15 都市空間の充実 ■□■□■

- 1 良好な都市景観の保存と創造
- 2 都市緑化の推進
- 3 公園の整備



政策13 計画的土地利用の推進

13-1 計画的土地利用の推進

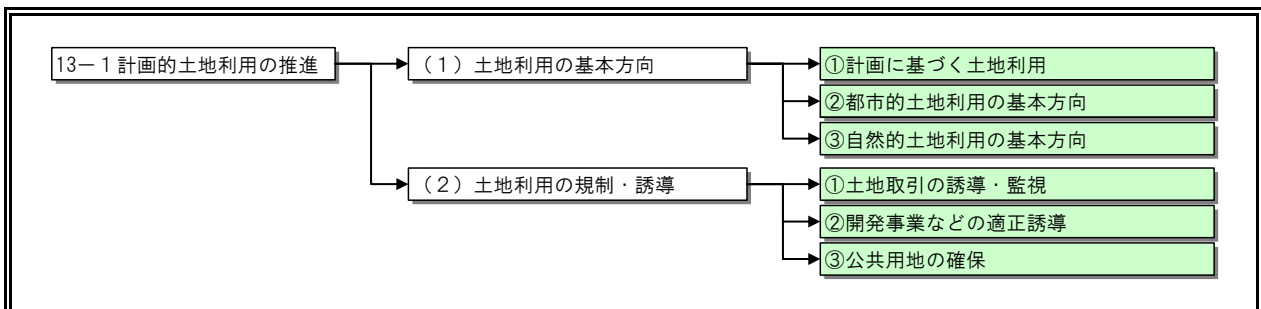
【現況と課題】

本市は、周囲を山地、丘陵と諏訪湖に囲まれた自然豊かなまちですが、行政面積のうち宅地として利用可能な土地が限られており、可住地面積は22.53Km²と県内19市の中で最も狭く、可住地人口密度の最も高い市となっています。

このような中で、限られた土地を有効に活かしながら、自然と調和する計画的な土地利用を進め、活力あるたくましい都市を構築していくことが求められています。

このため、土地需給や社会経済の動向を見極めながら開発事業の適切な誘導を図ることが必要です。また、産業振興のために必要な用地確保を促進するとともに、公共施設整備のための用地確保を計画的に進めることが必要です。

【施策の体系】



(1) 土地利用の基本方向

① 計画に基づく土地利用

本市の恵まれた自然環境を保全しつつ、良好な市民生活や経済活動を確保するため、「岡谷市都市計画マスタープラン*」などに基づき、各地域特性に根ざした合理的で調和のとれた土地利用の推進を図ります。

用途地域については、社会、経済、文化などの状況の変化や、都市計画事業などの進展を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

② 都市的土地利用の基本方向

市民生活の利便性向上と良好な住環境の保全、産業の振興などを図るため、計画的で効率的な土地利用による市街地の形成を図ります。

住宅地については、居住環境の改善を推進するとともに、建築協定*などを活用し、魅力と潤いのあるまちづくりを進めます。

工業地については、用途地域との整合、環境保全、地域社会との調和を図りながら、工業振興による「たくましいまち岡谷」の実現のため、道路の整備状況、土地利用の動向などを踏まえ、必要に応じて用途規制のあり方を検討します。



事務所、店舗用地などその他の宅地については、土地の高度利用を推進するとともに、快適で潤いある空間の形成に努めます。

③自然的土地利用の基本方向

農地については、適切な保全に努めるとともに、景観、防災上の観点から貴重なオープンスペースとして、多面的な活用を図ります。

森林や河川などについては、都市を縁取る良好な自然環境としての保全のほか、市民のレクリエーションや憩いの場としての計画的な活用を図ります。

(2) 土地利用の規制・誘導

①土地取引の誘導・監視

宅地・産業用地の供給については、各種の土地利用計画との整合を図りつつ、長期的、総合的な視野に立った土地取引の誘導・監視に努めます。

②開発事業などの適正誘導

開発事業などともなう土地利用の転換や農地の転用にあたっては、防災、自然環境の保全および快適な生活環境の創造が図られるよう、秩序ある土地利用に向けた規制・誘導に努めます。

③公共用地の確保

公共事業の推進に必要な用地確保のため、計画的な土地の先行取得や代替地取得を進めます。

【目標指標・数値】

指標名：計画的土地利用に対する市民の満足度

内容説明：計画的土地利用の推進により、市民アンケートによる満足度を上げる。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
計画的土地利用に対する市民の満足度	17.2%	18.0%	23.0%

【用語解説】

*岡谷市都市計画マスタープラン：都市計画に関する基本的な方針を定め、まちづくりを進めるため作成する指針。

*建築協定：建築物を建築する際は、建築基準法などで用途、構造の基準が設定されているが、これら是一律の基準のため、その地域に応じた住みよい環境づくりや個性のあるまちづくりをするためには必ずしも十分ではなく、そのために建物の用途、位置、高さ、緑化などの基準を住民たちで取り決めることのできる制度。

13-2 まちの活力を高める市街地整備

【現況と課題】

既成市街地は、限られた土地に工場や住宅が混在するうえ、街路整備などの骨格的な都市形成も十分とはいえません。

このような中で、良好な市街地の形成と都市環境の改善に向け、早期の都市基盤の整備が求められています。

中心市街地では、中央町、岡谷駅周辺および市役所周辺の3つの地区において、商業・交通・行政・文化・医療などの都市機能を担う核が形成されています。

中央町地区では、商業施設と公共施設を複合させたイルフプラザを整備し、民間活力による新たな集合住宅や商業施設の整備も進んでいます。

岡谷駅周辺地区は交通・情報の拠点として、また、テクノプラザおかやを中心とした産業支援の拠点としての機能集積を図ってきましたが、今後は、大型店撤退後の利用が決まっていない駅前再開発ビルの活性化や土地区画整理事業が完了した岡谷駅南地区における都市機能の集積が求められています。

岡谷市役所周辺地区は、市役所、岡谷病院、カノラホールなどの公共施設と大型商業施設が融合しながら周辺住宅地と共生し、まちのにぎわいが図られています。

これら3つの核を中心に、民間活力の導入や商業、病院などの施設を効果的に配置し、都市機能の整備、充実を進めるとともに、各地区相互の有機的な連携を図ることによって、市内外から多くの人が集う魅力ある市街地づくりを進めていく必要があります。

湖畔地区は、優れた水辺環境や温泉などを活かした、良好な市街地形成の可能性を持つ地区です。

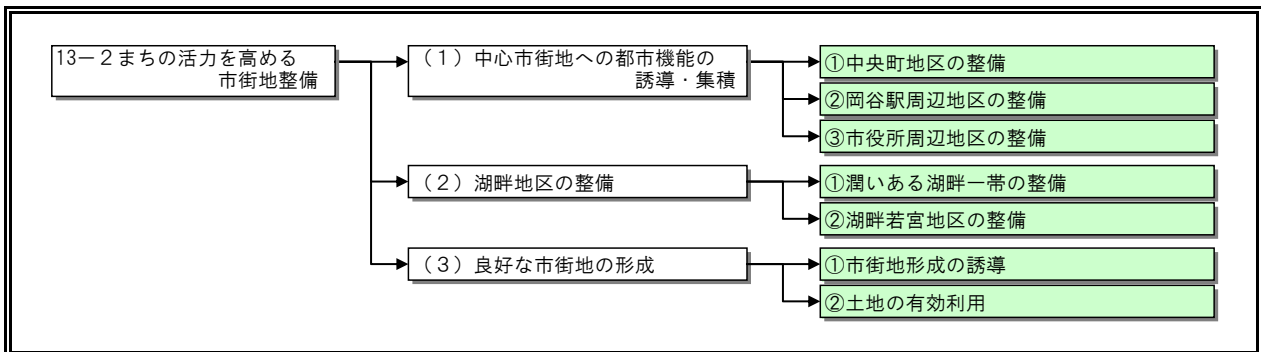
しかし、道路などの都市基盤施設の整備が遅れており、ゆとりある居住環境の形成や都市機能の集積を図るため計画的な面的整備の推進が必要となっています。

諏訪湖畔一帯では、水辺の特性を活かした岡谷湖畔公園整備事業を進めてきたところであり、今後も各種事業との連携、整合性を図りながら、緑と水につつまれる快適な生活環境を有する地区として計画的な整備を進めることが必要となっています。

周辺市街地のうち、都市計画道路の整備中あるいは整備完了した地区においては、都市化の進展が予想されるため、交通の利便性などを活かした良好で計画的な市街地形成を促進することが必要となっています。



【施策の体系】



(1) 中心市街地への都市機能の誘導・集積

中央町地区、岡谷駅周辺地区、市役所周辺地区の3つの核からなる中心市街地について、商業・業務機能、交通・情報通信機能、文化・学習・研究機能、行政・医療機能など、都市機能の誘導・集積を進めるとともに、それぞれの核の連携を図ることによって、拠点地区の形成を推進します。

①中央町地区の整備

中央町地区については、社会、経済動向を見定めつつ良好な都市空間の確保など都市機能の充実と整備について検討します。

②岡谷駅周辺地区の整備

駅周辺地区にふさわしい機能の充実と活性化のため、さまざまな可能性について幅広く検討しながらラオカヤの再整備に取り組むとともに、岡谷駅南土地地区画整理事業によって確保された土地の利用を図ります。

③市役所周辺地区の整備

病院、蚕糸博物館、美術考古館、消防庁舎などについて、今後の施設需要や中央町地区との間の回遊性の確保などにも配慮しながら、整備を検討します。

(2) 湖畔地区の整備

①潤いある湖畔一帯の整備

諏訪湖の水辺環境を活かした岡谷湖畔公園と、その周辺を含めた湖畔一帯において、潤いとやすらぎある空間づくりに取り組みます。

また、湊地区については、地域の活性化につながるよう、民間活力の導入を念頭に諏訪湖廃川敷地の有効利用を検討します。

②湖畔若宮地区の整備

良好な居住環境の確保、土地利用の効率化、都市計画道路の整備のため、地域住民とともに、面的な施設整備の推進に向け検討します。

(3) 良好な市街地の形成

①市街地形成の誘導

都市計画道路をはじめとする都市施設整備の進捗や土地利用の状況を見極めながら、交通の利便性を活かした新たな市街地形成や土地の高度利用を図るため、必要な用途地域の見直しを行い、適切な市街地形成の誘導を行います。

②土地の有効利用

工場跡地やそのほかの未利用地の有効利用を推進します。

【目標指標・数値】

指標名：市街地整備に対する市民の満足度

内容説明：まちの活力を高める市街地整備により、市民アンケートの満足度を上げる。

①市街地整備の推進

②都市基盤、施設整備の推進

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
市街地整備に対する市民の満足度	①20.4% ②23.5%	①21.0% ②25.0%	①26.0% ②30.0%



13-3 住宅・宅地の整備

【現況と課題】

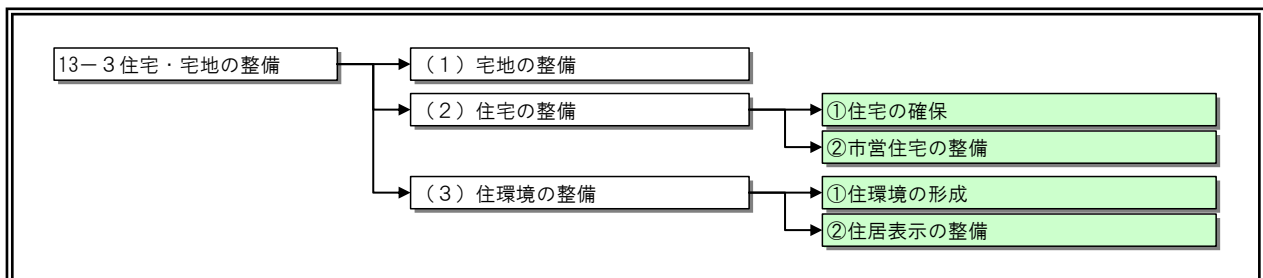
人口減少の歯止めや若者の定着のため、市内各所で宅地造成のほか、公営住宅の整備、供給、市民の持ち家取得に対する支援などの施策を進めるとともに、土地区画整理事業の推進や、民間宅地開発の適正な誘導による優良宅地の供給に努めてきましたが、人口減少には歯止めがかかっていません。

また、平成15年度の総務省「住宅土地統計調査*」によると、岡谷市の空き家戸数は3,930戸と増加傾向にあり、まちの健全な発展を推進する上で、住宅ストックの有効活用が課題となっています。

定住を促進し、市街地の活性化を図るためには、高齢社会にも対応した安全で良質な住宅、新しい生活様式や価値観の多様化に対応した住宅、宅地の確保が求められており、快適で暮らしやすい住環境の整備が必要になっています。

また、市営住宅については、多くの建物が老朽化してきているため、施設の維持整備に要する割合が高くなってきているとともに、入居者の高齢化は今後ますます進むことが予想されることから、少子高齢社会に適応した市営住宅の整備が求められます。

【施策の体系】



(1) 宅地の整備

良好な宅地の確保と供給を図るため、未利用地を活用した宅地の提供や土地の面的な開発整備を検討します。また、民間宅地開発については、適切な規制、誘導に努めるとともに必要な支援を行い、良質な宅地の供給を促進します。



(2) 住宅の整備

①住宅の確保

若年層や勤労者の定住化、高齢社会などに対応した住宅提供のため、市民、民間事業者などと連携を図ります。

また、増加傾向にある市内の空き家については、まちの健全な発展に及ぼす影響を見極め、地域に応じた必要な対応や活用について検討します。

②市営住宅の整備

総合的かつ長期的な視野に立って、それぞれの団地について建替、改善、維持保全、用途廃止の中から適切な手法を選択し、地域のまちづくりおよび自然環境や周辺環境に調和した居住環境の整備を進めます。また、高齢者や障害者だけでなく、すべての人に気配りをしたユニバーサルデザインの市営住宅の整備に努めます。

(3) 住環境の整備

①住環境の形成

土地利用計画との整合を図る必要な規制、指導を行い、良好な住環境の形成を図ります。

②住居表示の整備

住居表示未実施の地域について、地域住民の声を聴きながら住居表示を推進します。

【目標指標・数値】

指標名：住宅・宅地の整備に対する市民の満足度

内容説明：住宅・宅地の整備により、市民アンケートによる満足度を上げる。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
住宅・宅地の整備に対する市民の満足度	17.6%	18.0%	22.0%

【用語解説】

*住宅土地統計調査：総務省が5年ごとに世帯の居住状況、保有する土地などの実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査。

政策14 交通網の整備

14-1 道路の整備

【現況と課題】

本市には、中央自動車道および長野自動車道が通っており、岡谷インターチェンジを経由して首都圏、中京圏、北陸圏と結ばれています。このため、近年、他の都市圏との文化、情報などの交流がますます活発化し、通過交通も増加していることから、国道や県道の拡幅やバイパス化など、基幹道路の整備が求められています。また、諏訪湖周辺幹線道路の渋滞緩和などを推進するため、既存の高速自動車国道を有効活用するスマートIC*（ETC専用IC）の導入も検討が必要となっています。

主要幹線道路である国、県道は岡谷市と他の都市圏を結び、今後ますます活性化する地域間交流に対応した都市構造の骨格形成、また、事故や災害時の緊急車両の迂回路として重要な役割を果たしています。このため、岡谷市と周辺都市を結ぶ主要幹線道路の整備が必要となっています。

市街地幹線道路および補助幹線道路は、市街地内の交通幹線となるほか、市街地形成の軸となる道路であり、街区をより効率的に形成し、アクセスの確保、良好な居住環境を創出するため、計画的、効果的な整備が必要になっています。

生活道路は、市民の日常生活を支え親しみと潤いをもたらす道路として、また沿道の有効な土地利用を可能にするなど重要な役割を果たしています。

生活道路の整備状況は、平成19年度末実延長351km、改良率54.3%、舗装率82.3%となっていますが、引き続き市民生活を支える基本的な生活基盤としてさらなる整備が必要となっています。

生活道路の整備についても、高齢化の進展をはじめとする社会の要請に応えられるような整備が求められています。

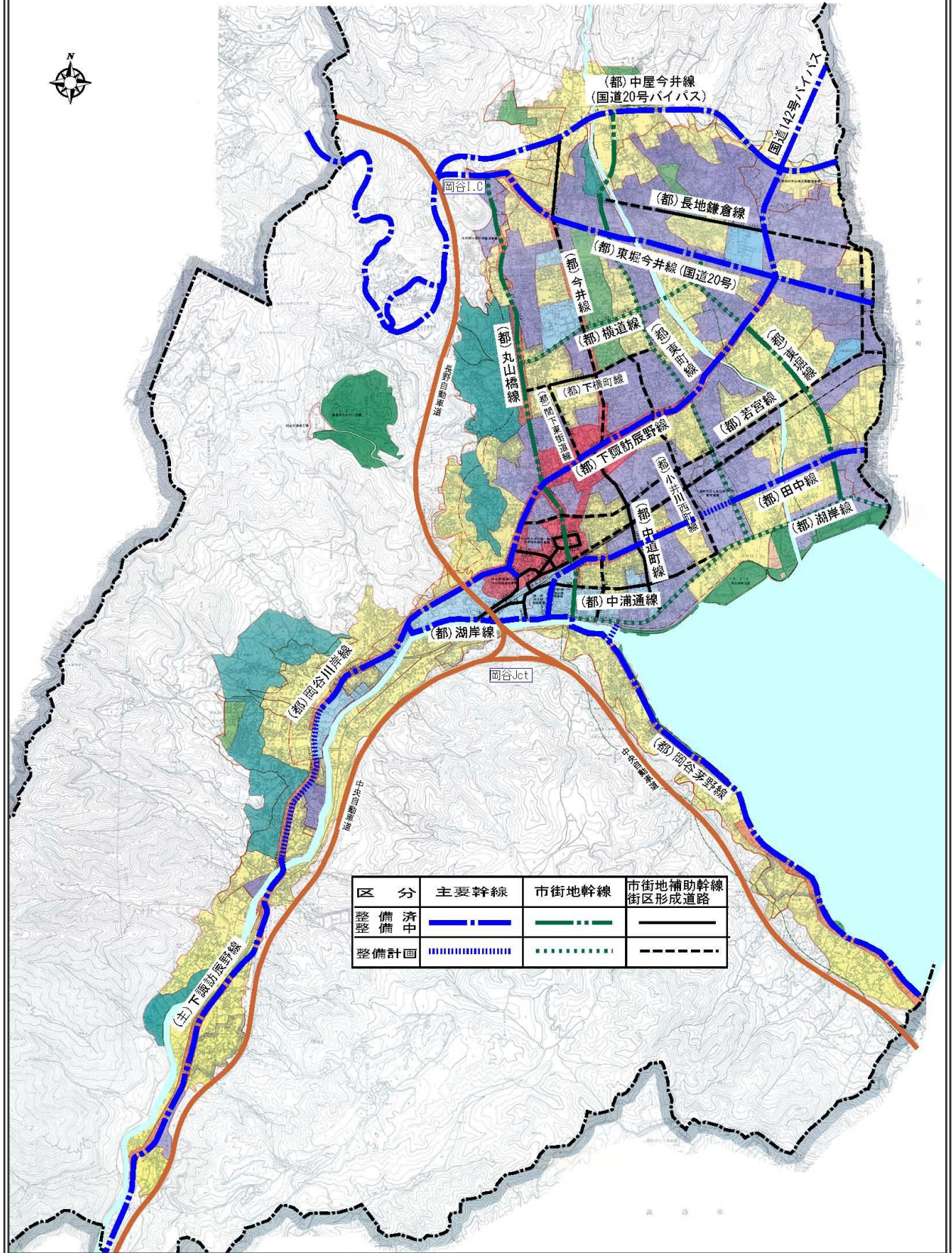
このため、社会環境に対応した道路、整備効果のある道路を計画的に新設、改良などの整備が必要であるとともに、適切な維持管理および長寿命化のための維持管理が必要です。

また、近年は、だれもが安全で暮らしやすいまちづくりが求められており、道路においても、こうしたユニバーサルデザインの考え方を踏まえた整備に取り組む必要があります。

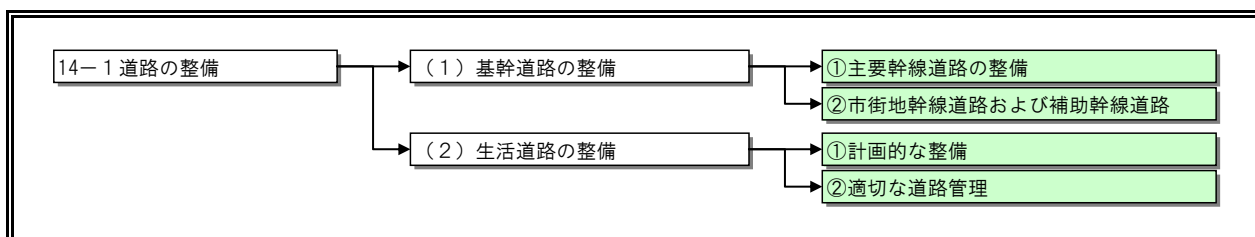


【資料・データ】

幹線道路 体系図



【施策の体系】



(1) 基幹道路の整備

① 主要幹線道路の整備

現国道20号の岡谷塩尻改良および国道20号下諏訪岡谷バイパスの国道142号バイパス以東の整備を促進します。また、効率性かつ速達性、安全性の高い交通ネットワークを形成するため、県道下諏訪辰野線および岡谷下諏訪線について、事業区間の早期完成と未整備区間事業化を関係機関に働きかけます。

諏訪湖周辺幹線道路の渋滞緩和や地域生活の充実、地域経済の活性化を推進するため、諏訪湖サービスエリアへのスマートIC導入について検討します。

② 市街地幹線道路および補助幹線道路

円滑な都市活動を支え、住みよい都市環境を構築するため、「岡谷都市計画道路整備プログラム*」に沿って、都市計画道路東町線および東堀線の整備を推進します。また、地域をより効率的に街区形成し、アクセス確保、良好な居住環境を創出するため、その他の都市計画道路の整備について、事業化をめざします。

(2) 生活道路の整備

① 計画的な整備

高齢化の進展、交通弱者への配慮など社会の要請に応えられるよう生活道路の整備を実施します。整備にあたっては、一層効果的、効率的、計画的に実施します。

② 適切な道路管理

道路パトロールを定期的に行うなど道路状況の把握に努め、迅速かつ適切な維持管理を行うとともに、道路施設の長寿命化を図ります。また市民の道路愛護意識の高揚を図り、「岡谷市除雪マニュアル」に基づく除雪体制の整備など、市民参加による道路環境の保持に努めます。



【目標指標・数値】

指標名：①都市計画道路の改良率

②生活道路の新設拡幅道路供用延長

内容説明：①岡谷市の都市計画道路は現在30路線が計画決定されており、改良済み延長の改良率（％）を高くする。

②第3次総合計画後期基本計画5年間の新設拡幅供用延長に第4次総合計画前期基本計画終了時点の同供用延長を延ばす。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
①都市計画道路の改良率	①52.53% (平成20年3月時点)	①53.23%	①55.23%
②生活道路の新設拡幅道路供用累積延長	②4,257m (平成16~19年度累計)	②4,687m (3月時点)	②6,977m (3月時点)

【用語解説】

*スマートIC：高速道路のサービスエリアなどから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETC搭載車両に限定しているインターチェンジ。

*岡谷都市計画道路整備プログラム：岡谷市における都市計画道路の整備を効果的、効率的に推進するとともに、事業の透明性や客観性を確保するために策定（平成15年度策定）。

14-2 公共交通網の整備

【現況と課題】

近隣都市間における交通は、自動車交通が中心となっていますが、安定的な大量輸送手段として公共交通の役割は重要であり、通勤、通学、通院、買い物などの身近な交通手段として、鉄道、路線バス、市民バスが地域の人々に利用されています。

鉄道については複線化や高速化などの鉄道輸送サービスの向上を関係機関に要請するなど、岡谷駅の一層の利用増進を図る必要があります。また、岡谷駅のバリアフリー化の促進や本市の玄関口にふさわしい駅周辺地区の形成を図る必要があります。

さらに、現在、山梨実験線において走行実験が行われているリニア中央新幹線*については、新時代の大量高速交通として県内Bルート*による早期実現が求められています。

路線バスについては、利用者が大幅に減少しているものの、諏訪圏域内の貴重な路線であるため、近隣市町、関係機関との協力の中で、路線の確保を図る必要があります。

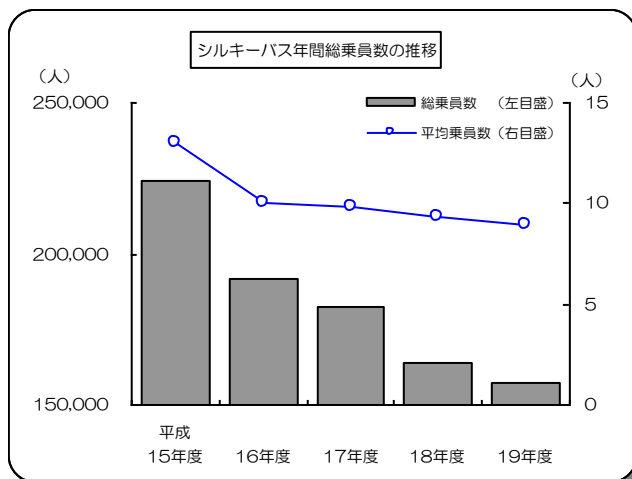
市民バス（シルキーバス）は、多くの市民が利用しており、路線、ダイヤについても定着しつつあります。しかしながら、路線ごとの利用者数の格差や、乗降客数の減少傾向がみられることから、バスの配置やルートなどを見直しのほか、より利用しやすいシステムづくりを検討する必要があります。

また、諏訪湖周スワンバスについては、より多くの人に利用されるよう、2市1町で運行する広域交通としての利便性を活かした用途のほか、旅行者の湖周観光の足としての役割も求められています。

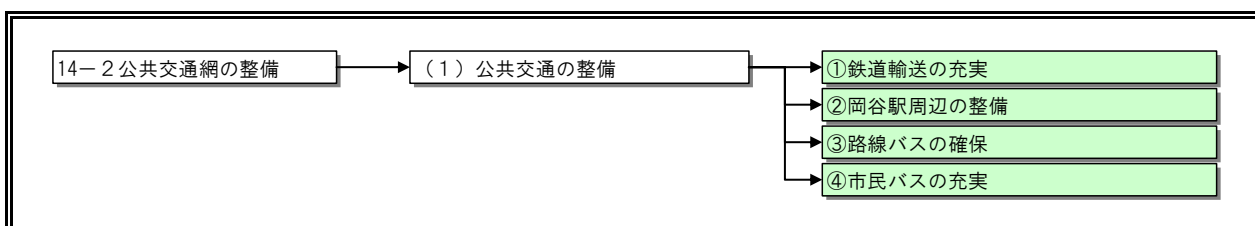
【資料・データ】

シルキーバス年間総乗員数の推移 (単位：人)

年度	年間総乗員数	一便当たりの平均乗員数
平成15年度	224,331	13.0
平成16年度	191,916	10.0
平成17年度	182,177	9.8
平成18年度	163,980	9.3
平成19年度	157,046	8.9



【施策の体系】





(1) 公共交通の整備

① 鉄道輸送の充実

岡谷駅の一層の利用増進を図るため、複線化や高速化などによる鉄道輸送力増強、特急列車の岡谷駅停車回数の増加や利便性の高いダイヤ編成などについて関係機関に要請します。

また、リニア中央新幹線の県内Bルート[※]の早期建設を実現するため、諏訪広域連合および諏訪地区期成同盟会などと連携を図りながら誘致活動を積極的に展開します。

② 岡谷駅周辺の整備

岡谷駅構内へのエレベーター設置を促進するほか、周辺のバリアフリー化に取り組み、駅利用者の利便性、快適性の向上を図ります。

③ 路線バスの確保

路線バスについては、関係機関、関係住民と利用の増進について検討協議を行い、運行の確保に努めます。

④ 市民バスの充実

シルキーバスについては、通勤・通学の足であるとともに、中心市街地への誘導、進行する高齢化社会への対応、地球環境保全などの観点から、利用者や関係機関・行政区などの意見を聞きながら、より市民に親しまれる利便性の高い運行に努めます。

また、諏訪湖周スワンバスについては、市民生活に密着した運行のほか観光にも活用できるような運行に努め、より多くの人に利用されるバスをめざします。

【目標指標・数値】

指標名：シルキーバス1便平均乗車人員

内容説明：シルキーバスは公共施設利用促進、中心市街地活性化、交通弱者対策として運行をしているが、バス利用者の利便性を高めることにより乗車人員の増につながる。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
シルキーバス1便平均乗車人員	8.9人	8.9人	10.0人

【用語解説】

*リニア中央新幹線：全国新幹線鉄道整備法に基づき、東京～大阪間を結ぶ基本計画が決定されている新幹線。この路線に、時速500kmで走行する超伝導磁気浮上式リニアモーターカーを導入するため、実用化に向けたレベルの実験が進められている。

*Bルート：甲府-茅野-伊那-飯田-中津川を通るルート。

15-1 良好な都市景観の保存と創造

【現況と課題】

我が国のまちづくりは、戦後の高度成長期の急速な都市化の進展で、経済性や効率性、機能が重視される傾向にありましたが、近年、美しい街並みなど良好な景観に関する国民の関心が高まり、価値観の転換期を迎えています。また、国においては、平成16年6月に景観に関する総合的な法律である「景観法*」を制定し、「景観行政団体*」の制度を創設しました。

このため岡谷市においても、平成6年に策定した「岡谷市の景観形成ガイドプラン*」を中心に、長野県が定めた長野県景観条例や長野県屋外広告物条例などとあわせて景観施策を行うとともに、景観形成の基本的方針となる「岡谷市景観形成基本計画」を策定してきました。

今後は、岡谷市が守るべき景観や創造すべき景観の基本的な方向性の実現に向けて、市民、事業者、行政の協働による景観まちづくりの推進が求められています。

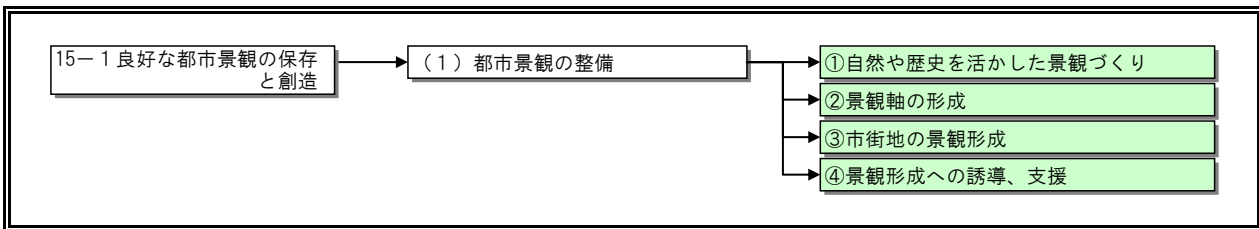
【資料・データ】

平成19年度市民アンケートによる景観に関するデータ

項目	内容	割合
まちづくりにおいて大切にしたいこと	美しさ	3.4%
各施策の満足度 美しい景観の整備の満足度	満足している	30.0%
各施策の重要度 美しい景観の整備の重要度	重要である	64.6%



【施策の体系】



(1) 都市景観の整備

「岡谷市景観形成基本計画」に基づき、諏訪湖、八ヶ岳、富士山への眺望景観、市街地背後地の山地、丘陵の自然景観に囲まれた市街地の都市景観の調和を図り、良好な景観の保存に努めます。

公共施設は都市景観の形成の核となるシンボルとして整備を進め、優れた歴史的建造物は保全に努め、周辺地域の環境整備の推進を図ります。

都市景観形成についての市民意識高揚を図り、市民、事業者、行政が一体になった都市景観の創出に取り組みます。

① 自然や歴史を活かした景観づくり

諏訪湖、背後地となる山地、丘陵の美しい緑に包まれた都市環境を保持するため、開発の規制、誘導などに努めることにより風致の維持を図ります。また、優れた歴史的建造物、近代化産業遺産の保全に努め、これらの資源を活かすとともに地域特性に応じた景観の形成に努めていきます。

② 景観軸の形成

主要道路は景観形成上、重要な軸としての機能を持っています。その整備に際しては、景観形成に配慮し、あわせて、沿道の建築物などについても道路景観と調和したものとなるよう誘導します。

また、諏訪湖、河川などは緑地とともに貴重な景観資源であることから潤いとやすらぎの空間として整備、保全をします。さらに、周囲の建築物などを調和あるものに規制、誘導します。

③ 市街地の景観形成

地域における魅力ある景観づくりを進めます。また、住宅地、商業、工業、業務地においては、建築協定*、景観育成住民協定*締結や市民参加を通して、地域特性に合わせた景観形成を図っていきます。

④ 景観形成への誘導、支援

「住まい街並み形成マニュアル*」を活用し、美しい街並みや都市景観形成について市民への啓発活動を進めるとともに、市民、事業者、行政が一体となり、優れた都市景観の保全と創造に取り組みます。

【目標指標・数値】

指標名：岡谷市の景観に対する市民の意識

内容説明：(1) 違反広告物の件数…景観に対する市民意識の高揚を図り、違反広告物の件数を減らす。

(2) 市民アンケート調査の値…美しい景観の整備の①満足度と②重要度を上げる。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
岡谷市の景観に対する市民の意識	(1) 27件 (2) ①30.0% ②64.6%	(1) 25件 (2) ①31.5% ②70.0%	(1) 10件 (2) ①39.0% ②75.0%

【用語解説】

*景観法：景観に関する基本理念、住民、事業者、行政の三者が行う責務を明確にし、景観に対して意欲のある市町村が景観行政の担い手となれるように、国からの予算措置、税制優遇が可能になる法律、平成16年6月公布。

*景観行政団体：景観法に基づき、良好な景観の形成に関する方針や開発、建築などの一定行為に対する規制や景観上重要な建造物、樹木を指定して保全するなど、地域性を活かした独自の景観計画を策定することのできる自治体（県内では、長野市、松本市、小布施町など）。

*岡谷市の景観形成ガイドプラン：岡谷市のめざすべき景観形成の方向を明確にし、市民、事業者、行政が連携をとりながら、岡谷市らしい景観づくり、景観に対する市民共通の認識づくりの指針として平成6年に策定。

*建築協定：建築物を建築する際は、建築基準法などで用途、構造などの基準が設けられています。しかしこれらは一律の基準のため、その地域に応じた住みよい環境づくりや個性のあるまちづくりをするためには必ずしも十分とはいえません。良好なまちづくりを行うために建物の用途、位置、高さ、緑化などの基準を住民たちで取り決めることのできる制度。

*景観育成住民協定：地域住民が建物の色彩・形態などの外観や緑化など、景観造りのためのルールを決めて、皆でそれを守っていくため、一定の広さの土地や沿道を対象として締結した協定について、市町村の推薦を受け、長野県景観条例に基づき知事が認定。



15-2 都市緑化の推進

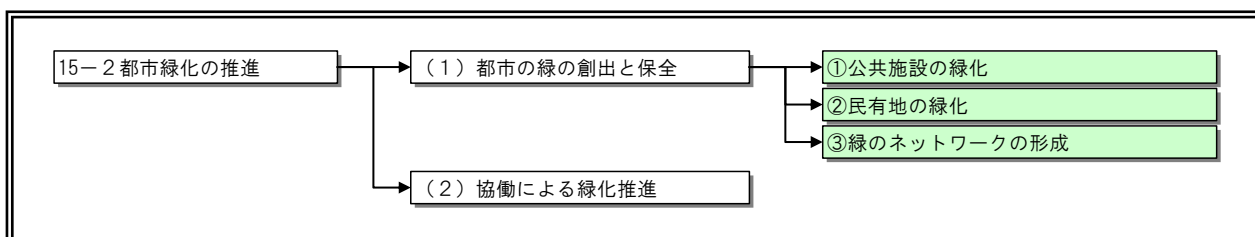
【現況と課題】

都市の緑地は、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象*の緩和、生物多様性の保全や災害時の避難場所など良好な都市環境を提供してくれます。

本市の緑の現状は、幹線道路において路線ごとに特色を持った街路樹が植栽されているほか、公園やポケットパークなどの緑地や民有地の緑など一定量が確保されている状況です。しかし、都市における身近な生活環境に潤いや季節感を演出するためには、一層の緑の創出、再生、保全が重要となっています。

今後「岡谷市緑の基本計画*」に基づき、公共施設をはじめ、道路や民有地の緑化を推進し、周囲の森林や諏訪湖と一体となった、花や緑に包まれた美しい都市空間を形成していくことが必要です。

【施策の体系】



(1) 都市の緑の創出と保全

①公共施設の緑化

都市公園や広場などをはじめとする公共施設については、都市緑化推進の先導的な役割を果たすよう、計画的な緑化を推進します。また、季節感の演出や、災害時における避難機能の充実に配慮した緑化に努めます。

②民有地の緑化

住宅地、商業地、工場や事業所などの民有地緑化の啓発に努めます。

③緑のネットワークの形成

都市計画道路における街路樹の保全に努めるとともに、都市公園などの緑地や民有地の生け垣などの緑が連続する緑のネットワーク形成に努めます。



(2) 協働による緑化推進

都市緑化推進を図るため、市民との連携、協力のもとに、沿道の花壇づくりや街路樹管理をはじめ、緑の創出と保全に取り組みます。

【目標指標・数値】

指標名：①ふれあい花壇づくり事業の参加団体数

②緑と水辺の創出に対する市民の満足度

内容説明：①市民が沿道やポケットパークなど、まちなかを四季折々の花で飾るふれあい花壇事業を推進する。

②都市緑化の推進により、市民アンケートの満足度を上げる。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
①ふれあい花壇づくり事業の参加団体数	①42団体 (①平成20年8月時点)	①42団体 (①8月時点)	①50団体 (①8月時点)
②緑と水辺の創出に対する市民の満足度	②35.5% (②平成19年度)	②36.0%	②38.0%

【用語解説】

*ヒートアイランド現象：都市部の気温がその周辺の非都市部に比べて異常な高温を示す現象。人口の集積がある場所では例外なく起こる現象で、都市の規模が大きいほどヒートアイランドの影響も大きい傾向にある。

*岡谷市緑の基本計画：岡谷市が主体となって、都市の緑とオープンスペースの保全・創出の推進に関する将来目標を定め、その実現のための総合的、計画的な施策を定めるものとして、平成12年度策定、平成30年度を目標年次としている。

15-3 公園の整備

【現況と課題】

公園緑地は、市民の身近なスポーツやレクリエーションの場、自然とのふれあいや健康づくりの場、さらに災害時における避難場所など多様な機能を有しています。

本市の公園は、鳥居平やまびこ公園や岡谷湖畔公園など19都市公園が開設、使用され、平成20年4月現在の開設済み公園面積は約62.3haで、市民1人当たりの公園面積は、11.40㎡となっています。

岡谷湖畔公園など大規模公園の整備が進んだことから、市民一人当たりの公園面積は一定水準にありますが、市民の身近な憩いの場として、さらなる充実が求められています。

このため、市民の意向を反映しながら身近な公園の整備、充実を図るとともに、開設済みの公園についても再整備によるバリアフリー化などの機能充実に取り組んでいく必要があります。

また、適切な公園の維持管理のために、地域住民との協働による維持管理を進める必要があります。

【資料・データ】

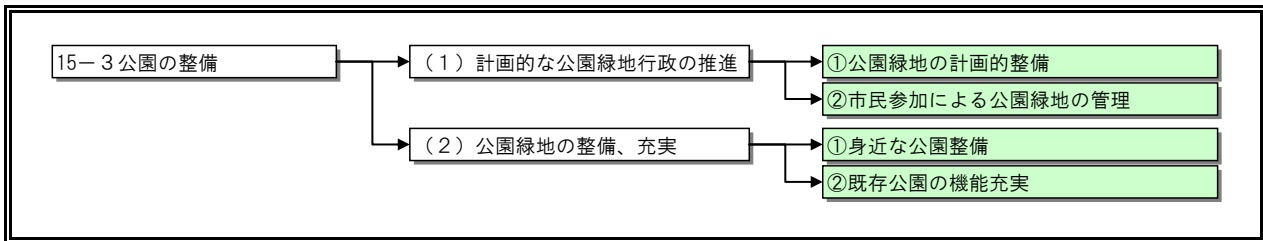
都市公園一覧表

No.	公園名	所在地	計画面積 (㎡)	整備面積 (㎡)
1	花岡公園	湊一丁目	10,368.44	10,368.44
2	蚕糸公園	幸町	1,278.28	1,278.28
3	小坂公園	湊四丁目	2,837.79	2,837.79
4	清水公園	川岸東三丁目	744.68	744.68
5	湖畔公園	湊一丁目	2,000.16	2,000.16
6	湊湖畔公園	湊五丁目地先	4,300.00	4,300.00
7	神明公園	神明町二丁目	1,645.03	1,645.03
8	今井西公園	神明町四丁目	3,503.38	3,503.38
9	小井川宗平寺公園	加茂町四丁目	1,946.93	1,946.93
10	目切公園	長地鎮二丁目	4,720.04	4,720.04
11	八倉沢公園	長地梨久保二丁目	2,000.00	2,000.00
12	成田公園	成田町一丁目	17,685.62	17,685.62
13	鶴峯公園	川岸上三丁目	19,498.48	19,498.48
14	出早公園	長地出早二丁目	15,139.54	15,139.54
15	塩嶺御野立公園	字西山	120,955.35	120,955.35
16	鳥居平やまびこ公園	字内山	300,471.50	300,471.50
17	岡谷湖畔公園	湖畔一～四丁目ほか	270,000.00	93,573.11
18	間下堤公園	山下町二丁目	10,306.43	10,306.43
19	高架下公園	成田町二丁目	10,680.74	10,680.74
		合計	800,082.39	623,655.50

平成20年4月1日現在



【施策の体系】



(1) 計画的な公園緑地行政の推進

①公園緑地の計画的整備

公園緑地の適正配置を図るため、「岡谷市緑の基本計画」に基づき、公園緑地の整備に努めます。

②市民参加による公園緑地の管理

公園緑地の適切な維持管理に努めるとともに、清掃や除草などへの地域住民や市民ボランティアの積極的な参加を促進します。

(2) 公園緑地の整備、充実

①身近な公園整備

レクリエーション活動や健康づくりの場、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場など、市民が身近に利用できる公園緑地の整備に努めます。

また、岡谷湖畔公園や中心市街地の公園緑地の整備について検討を深めます。

②既存公園の機能充実

開設済みの公園緑地については、市民の身近な憩いの場としてそれぞれの公園特性を活かした、バリアフリーに配慮した再整備や施設改修に努め、公園機能を充実します。

【目標指標・数値】

指標名：市民1人当たりの公園面積

内容説明：公園整備が進むことで、市民1人当たりの公園面積が増加する。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
市民1人当たりの公園面積	11.40㎡/人	11.90㎡/人	12.00㎡/人

総合計画の推進に向けて

- 市民総参加のまちづくり ■□■□■
- 開かれた市政運営の推進 ■□■□■
- 将来を見据えた行政経営の推進 ■□■□■
- 広域市町村との連携 ■□■□■



○市民総参加のまちづくり

【現況と課題】

本市では、これまで市政懇談会やまちづくりサロンなどを開催し市政への参加の機会を提供するとともに、「明日の岡谷をともに創る提案事業」などの市民参加型・提案型の事業展開により、市民の市政への参加意識を高め、市民の声を施策に反映させるための取り組みを行ってきました。

こうした中、市民ニーズが多様化・高度化する一方で、まちづくりへの市民の関心が高まっており、自主的な活動も活発化してきていることから、これまで以上に市民や団体などの市政への参加を促し、市民の創意と工夫と力をまちづくりに活かすことが必要となっています。

平成16年に制定した「岡谷市市民総参加のまちづくり基本条例*」の趣旨を踏まえ、今後はより一層の市政参加の機会の充実を図るとともに、市民と行政がそれぞれの役割を認識しながら、ともに手を携え、協働による市民総参加のまちづくりを進める必要があります。

市内21地区の地域コミュニティは、さまざまな分野で活動し、地域の連帯感を強め、地域力を高めています。こうしたコミュニティは住民のよりどころとなっており、地域の活性化や福祉の向上などに貢献をしています。

区を中心としたコミュニティ活動への参加は、市民にとって最も身近なまちづくりの場であるため、将来にわたり支えあい、助けあう地域コミュニティづくりを醸成する必要があります。

急速に進む少子高齢化など社会経済情勢の変化の中で、このような状況に対応し、活力ある心豊かな社会を築いていくために、お互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市においては、平成16年に「岡谷市男女共同参画条例」を施行、平成17年には「男女共同参画おかやプランⅢ*」を策定し、これらに基づいてさまざまな施策を総合的に推進してきました。その結果、市民の意識も少しずつ変化するとともに、女性の社会参画も進んできましたが、性別による固定的な役割分担意識や慣習、しきたりが現在もまだ残されています。

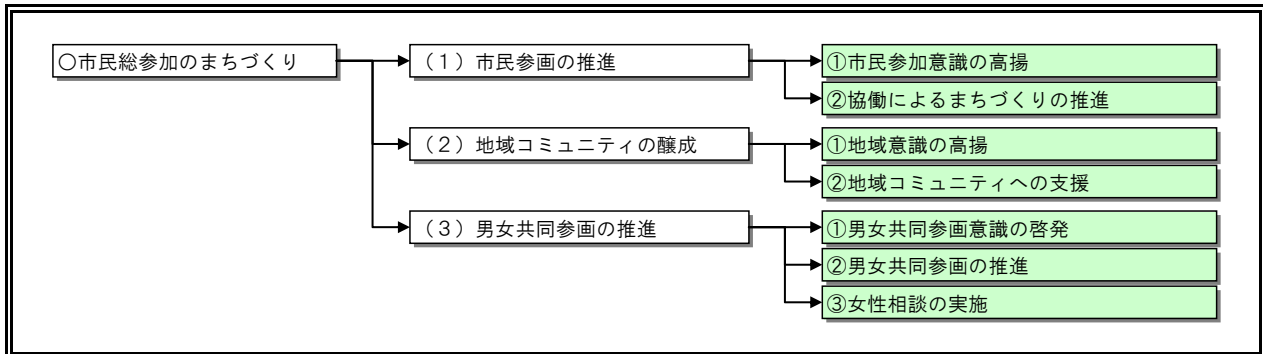
こうした中、仕事と家庭を両立できる環境づくりとして、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」も重要な課題となっています。

また近年、セクシュアル・ハラスメント*やドメスティック・バイオレンス*など、女性への人権侵害も社会問題となっていることから、その対応も必要となっています。

今後においても、男女共同参画社会を形成していくことがますます重要になることから、市民と行政が手を携えて、社会の対等なパートナーとして男女がともに活躍できる社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めていくことが必要です。



【施策の体系】



(1) 市民参画の推進

①市民参加意識の高揚

市民総参加のまちづくりを推進するため、次代を担う子どもから高齢者まで幅広い市民の自主的な参加意識の高揚を図ります。

②協働によるまちづくりの推進

市民が主役のまちづくりがさらに展開されるよう、市民起点による施策の立案など市民参加型・提案型の事業を推進するとともに、市民同士による意見の交換ができる場の充実を図ります。

また、自主的にまちづくり活動を行う団体などの育成、支援を行うとともに、NPOやボランティア団体との連携を深め、協働によるまちづくりの推進を図ります。

(2) 地域コミュニティの醸成

①地域意識の高揚

地域住民が互いに助けあい、明るいコミュニティづくりが推進されるよう、主体的な住民参加意識の高揚に努めます。

②地域コミュニティへの支援

自立した地域組織が、さらに活発で効率性の高い地域活動を行えるよう、情報提供や助成事業などの支援に努めます。

(3) 男女共同参画の推進

①男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会実現のために、講演会など啓発活動の充実に努め、家庭、地域、職場、学校などにおいて意識の高揚を図ります。

②男女共同参画の推進

「男女共同参画おかやプランⅢ」の計画期間が終了することから、第4次の計画を策定し、この計画に基づき諸施策を推進していくために、市民の積極的な取り組みを促進するとともに、市民団体との協働による事業の推進を図ります。

さらに、庁内各部課における施策の推進にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、効果的な計画の推進に努めます。

③女性相談の実施

女性が直面しているさまざまな悩みや、日ごろ抱えている諸問題の相談に対応するため、女性の相談員による女性のための相談窓口を引き続き開設し、男女共同参画社会の形成を推進します。



【目標指標・数値】

- 指標名：①市民参加による意見交換会などへの延べ参加者数
 ②市政への市民参画の推進に対する市民の満足度
 ③男女共同参画に関する講演会などへの延べ参加者数
 ④審議会などにおける女性委員の割合

内容説明：①市民の市政への参加を促し、市民の意見が施策に反映される、市民総参加のまちづくりの推進を図る。

②市民総参加の推進により、市民アンケートにおける満足度を上げる。

③男女共同参画社会をめざし、より多く市民が関心を持てるような講演会などを実施し、あらゆる機会をとおして意識啓発に取り組む。

④政策方針決定の場への女性の参画を促進し、男女共同参画の事業推進につなげる。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
①市民参加による意見交換会などへの延べ参加者数	① 195人	① 200人	① 300人
②市政への市民参画の推進に対する市民の満足度	②16.5%	②16.5%	②25.0%
③男女共同参画に関する講演会などへの延べ参加者数	③ 680人	③ 800人	③ 900人
④審議会などにおける女性委員の割合	④27.7%	④28.0%	④35.0%

【用語解説】

*岡谷市市民総参加のまちづくり基本条例：市民総参加のまちづくりを推進するため、基本原則をはじめ、市民と行政の役割、具体的な市民参加の方法などを定めた条例。

*男女共同参画おかやプランⅢ：男女共同参画の推進に関する岡谷市の施策を総合的、計画的に推進するための基本的な内容を定めた5カ年の計画（計画期間：平成17年～平成21年）。

*セクシュアル・ハラスメント：性的な言動により個人を傷つけ、不快にさせ、又は強要により不利益を与えること。

*ドメスティック・バイオレンス：男女間における身体的、精神的な苦痛を与える暴力的行為。

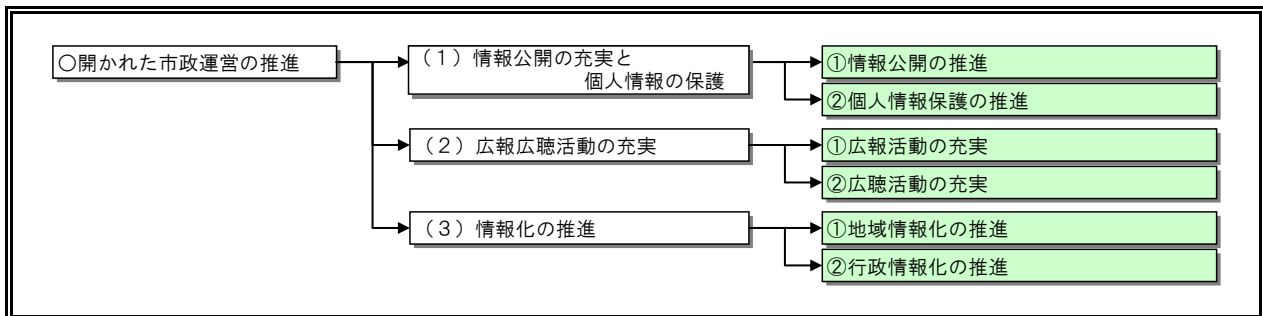
○開かれた市政運営の推進

【現況と課題】

本市では、「まちづくりの主役は市民である」との認識のもと、市民総参加のまちづくりに取り組んでいます。市民が主役のまちづくり、市民と行政が一体となった市民総参加のまちづくりをさらに推進するためには、広報広聴活動を充実し、市民の声を市政に反映させる仕組みづくりが必要であるとともに、身近で、開かれた、わかりやすい行政の実現に向け、個人情報の保護に努めながら、情報公開の充実を図ることが不可欠です。

また、情報通信分野の技術の高度化は今後ますます加速することが予測されます。その効果的利用を推進し、質の高い行政サービスを提供可能にしていくための情報化が必要になります。

【施策の体系】



(1) 情報公開の充実と個人情報の保護

①情報公開の推進

市政運営における公正および透明性を確保しながら、行政情報を積極的かつ的確に公開します。

②個人情報保護の推進

本市が保有する個人情報について、適切な保護を図るため、個人情報の保護制度の充実を図ります。

(2) 広報広聴活動の充実

①広報活動の充実

市民が必要なときに必要な情報を入手することができるよう、広報おかや、シルキーチャンネル、ホームページなどを複合的に活用し、探しやすく、わかりやすい情報の提供を行うとともに、市民一人ひとりが市の将来の方向性を考えるような情報発信に努めます。

また、緊急時においても迅速かつ正確な情報伝達に努めます。



②広聴活動の充実

市政懇談会、市民提案ボックス、パブリックコメント*など、市民ニーズを把握する手段・機会の拡充に努め、広聴活動を推進します。

(3) 情報化の推進

情報技術や機器の目覚ましい進歩は、生活様式や社会生活に大きな影響を与えていることから、「岡谷市情報化計画*」を社会の情勢に適応した改訂をし、さまざまな分野における情報通信技術を活用した事業を推進します。

①地域情報化の推進

電子申請や防災メールなど、情報通信技術の進歩に応じて充実を図ります。また、本圏域に特質したケーブルテレビ網などのデジタル化や双方向通信に対応できる環境を整備し、情報化に努めます。

②行政情報化の推進

住民情報処理などをはじめとする情報処理システムの高度化を推進し、市民の利便性に配慮した行政サービスの充実を図ります。また、技術の進歩に応じた情報通信基盤の整備と活用により行政事務の効率化に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：市民から寄せられた意見、問合せなどの件数

内容説明：市民提案ボックス、ホームページを利用して寄せられる市民からの意見、要望、問合せの件数を増やす。

指標名	実績	前期計画	
	最新実績 平成19年度	開始時現状 平成20年度	終了時目標 平成25年度
市民から寄せられた意見、問合せなどの件数	143件	190件	290件

【用語解説】

*パブリックコメント：政策決定前に市民に公表し、寄せられた意見、情報を考慮して意思決定を行う仕組み。

*岡谷市情報化計画：市民総参加のまちづくりの実現のために、市民、事業者、行政の間に豊かな情報の流れをつくり、地域の活性化とより豊かな市民生活を実現することを目的に策定された指針。

○将来を見据えた行政経営の推進

【現況と課題】

少子高齢化と人口減少社会の到来など急激な社会経済情勢の変化により、地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうした中、地方分権の進展により、自治体は今まで以上にみずからの判断と責任で多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応するとともに、経営的視点での行財政運営が求められています。

本市でも、民間の経営手法を行政分野に導入し、効率的な行政運営に取り組むとともに、岡谷市行財政改革プランに基づき、限られた経営資源（人・物・金・情報）を最大限活用しながら、市民の視点に立った成果重視の行政経営が必要となっています。

財政運営については、多様な財政需要に的確に対応するため徹底した行財政改革の推進などにより財政の健全化を進めるとともに、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立が求められています。

本市ではこれまで、財政規模に見合ったまちづくりを推進できる財政基盤の確立を目指し、行財政改革の確実な実行などにより健全財政の保持に努めてきましたが、歳入においては人口の減少などによる市税や地方交付税の減収、歳出においては公債費や社会保障関係経費の増加により、今まで以上に厳しい財政運営が予測されることから、市民ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応できる実効性の高い財政運営をめざし、計画的な歳出管理と財源の確保が必要となります。

このため、将来を見据えた自主的な行政運営の推進が図られるよう、市税収入をはじめ、受益者負担の適正化などにより自主財源の確保に努める一方、国・県の動向を的確に把握した助成制度の活用による依存財源の拡充を図るとともに、限られた財源の重点的、効率的な予算配分を行い、適正な歳出の執行に努め、健全財政を堅持しなければなりません。

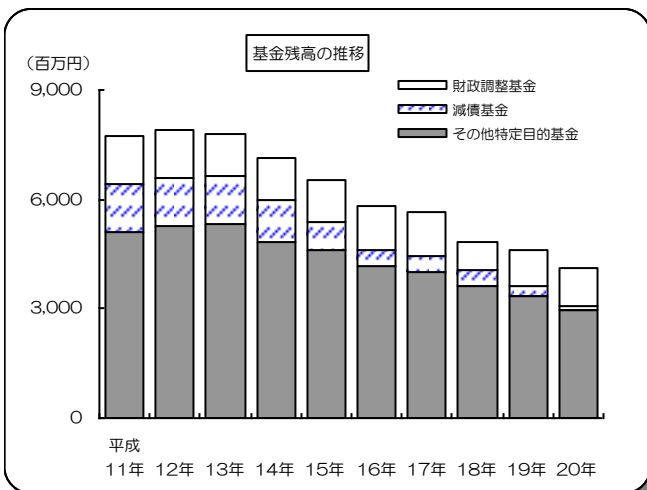
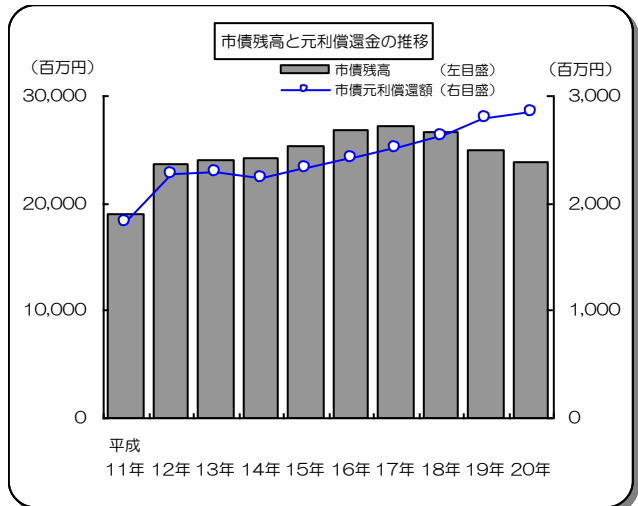
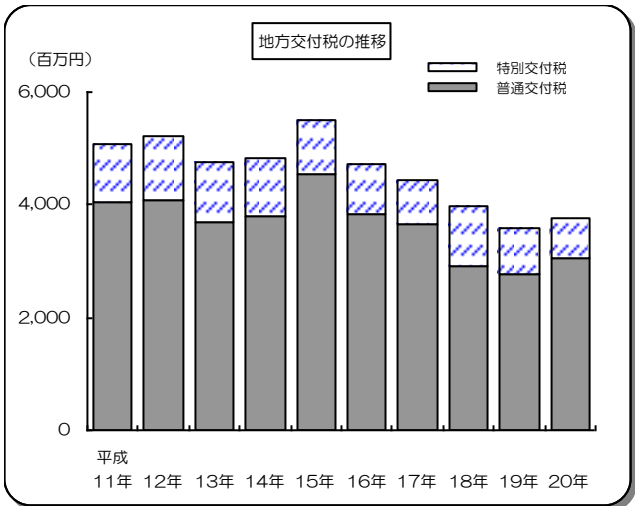
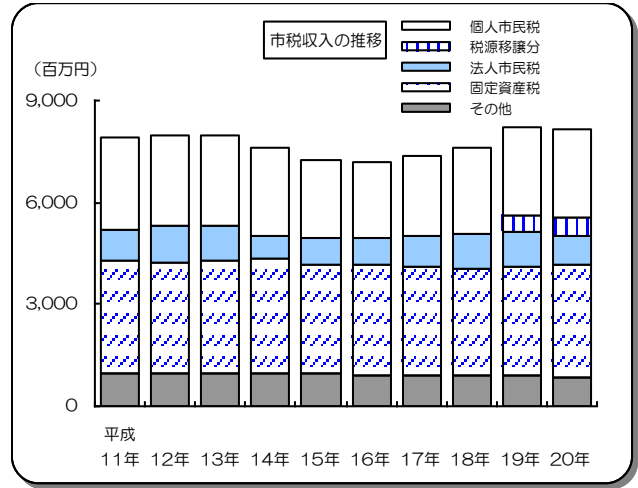
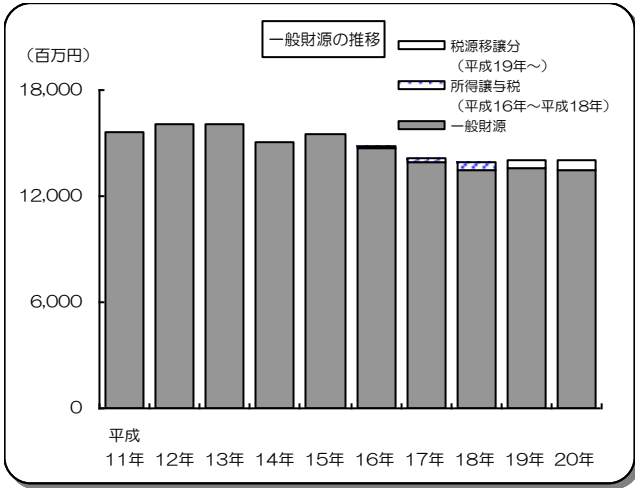
さらに、新たな財政指標の公表や財務書類の整備など、財務情報の積極的な提供にも取り組む必要があります。

行政財産は常に良好な状態においてこれを管理し、その行政目的に沿って最も効率的に管理運用する必要があります。

また、普通財産はその経済的価値を発揮させるために、効果的かつ適正な運用を図る必要があります。



【資料・データ】



平成11年から平成19年までは決算値、平成20年は見込み額を表しています。

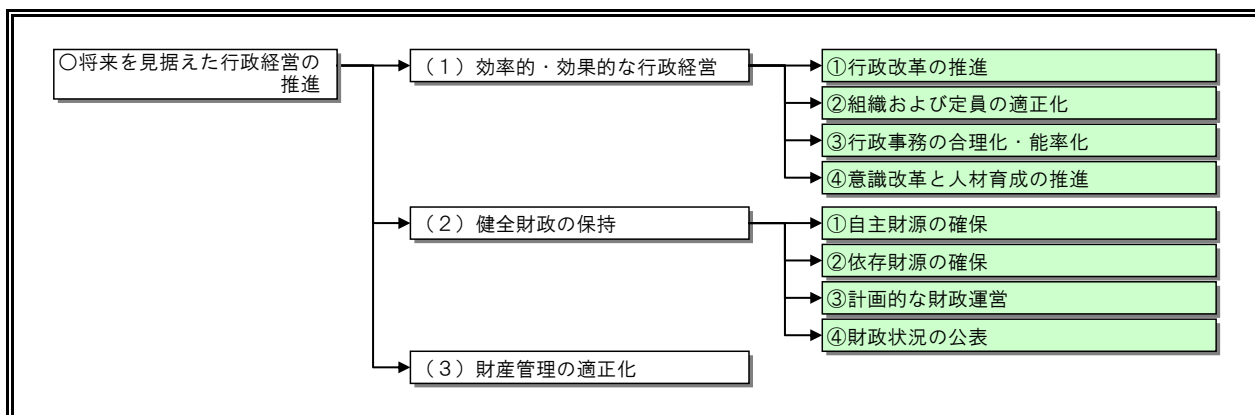
所得譲与税：三位一体の改革により、一般財源化された国庫補助金に対して暫定的に国から交付されたものです。

税源移譲分：所得税から市民税への移譲額を表しています。

普通交付税には臨時財政対策債を含んでいます。

市債元利償還額は、通常の定時償還分のみであり、繰上償還額等の特殊なものを含んでいません。

【施策の体系】



(1) 効率的・効果的な行政経営

①行政改革の推進

簡素で効率的な行政運営と市民サービスの向上をめざし、「岡谷市行財政改革プラン」の着実な実施に努めるとともに、必要に応じて改革内容を見直し、行財政基盤の確立に取り組みます。

②組織および定員の適正化

社会経済情勢の変化や行政需要の動向、地方分権の具体化などを踏まえ、多様化・高度化する行政需要に応じた組織の整備、見直しを行い一層の活性化を図ります。また、迅速かつ的確に対応できる弾力的で柔軟な組織運営に努め市民ニーズへの対応を図るとともに、効率的な行政運営を推進していきます。

事務事業の見直しや民間活力の導入などを進め、市民サービスに配慮しつつ定員の適正化に努めます。

③行政事務の合理化・能率化

行政評価システムにより施策ごとの成果や優先度を測り事務事業の改善、見直しを行います。また、市民委員による外部評価を実施し、透明性・客観性の確保と効率的・効果的な行政経営をめざします。さらに、職員の意識改革を推進し、創意工夫や職員提案制度により市民サービスの向上を図ります。

④意識改革と人材育成の推進

職員個々の資質や政策形成能力の向上を図るため職員研修を充実し、意識改革と人材育成の推進に努めます。

また、人事評価制度により職員の意識改革と能力の向上に取り組み、質の高い市民サービスの提供に努めます。



(2) 健全財政の保持

① 自主財源の確保

市税については、正確な課税客体の把握に努め、公正で適正な課税を実施します。

税制に関する情報の提供と啓発活動を推進するとともに、クレジット納付やコンビニ納付による納税手段の拡大を図り、自主納税意識の定着と納期内納付の推進を図ります。

さらに、税の適正確保のため滞納者に対する徴収強化を図り、収納率の向上に努めます。

また、納税者の利便性向上などをめざし、市税と県税との賦課徴収業務の共同化について、調査検討を進めます。

使用料、手数料、分担金、負担金については、負担公平の原則に照らし、「岡谷市行財政改革プラン」に沿った見直しを行い、料金などの適正化を図るとともに、他の財源についても新たな発想により、一層の財源確保に努めていきます。

② 依存財源の確保

国、県の補助制度改正に注視し、柔軟かつ積極的な活用を図り、財源の確保に努めます。

地方債については、後年度の財政負担を的確に見極め、適正な範囲内での有効活用を図ります。

③ 計画的な財政運営

引き続き「岡谷市行財政改革プラン」の実行により、徹底した歳出削減に努め、歳入に見合った財政規模への転換を図ります。

市民ニーズを的確に捉え、真に必要な事業を展開するため、限られた財源の重点的・効率的配分に努めます。

また、中長期的展望のもと、事業の優先順位、投資効果を考慮し、計画的な財政運営に努めていきます。

④ 財政状況の公表

「地方公共団体の財政健全化に関する法律*」に示された健全化判断指標、また新公会計制度*による新基準での財務書類など、新たな制度に対応した財政情報の公表により、多面的でわかりやすい財政状況の開示に努めます。

(3) 財産管理の適正化

公有財産の適正な維持保全と、効率的な管理運用を図ります。

普通財産は、処分可能なものは積極的な処分に努めます。

【用語解説】

* 地方公共団体の財政健全化に関する法律: 地方公共団体の財政健全化を目的として、毎年、財政状況をチェックする4つの指標を議会に報告し、公表することを定めた法律。

* 新公会計制度: 単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、新たに複式簿記などの企業会計手法を導入し、資産や負債という行政資源の残高や変動、コスト状況など一般企業と同様な財務諸表を作成し、自治体の財政状況をわかりやすく開示する制度。

○広域市町村との連携

【現況と課題】

長い歴史と文化に培われた広域圏は、政治、経済など多様な関わりが有機的に結合し、時代を先取りしながら発展してきました。

時代の経過とともに、道路交通網などの社会資本が形成され、自動車を中心とする社会の進展により、市民の日常生活圏や経済活動の範囲は市町村の区域を越えて広がり、高度情報化、少子高齢化、国際化などの社会構造の変化による住民個々の生活様式の変化も相まって、行政サービスのより広域的な提供が求められています。

このような中で、広域的課題に取り組む諏訪広域連合については、地方分権への対応のほか、地域の発展、活性化に向けて、より効率的、効果的な運営が求められています。

また、一部事務組合で扱う事務など、近隣市町村と共同して行う取り組みについては、構成団体のさらなる連携強化と相互協力が期待されます。

諏訪圏域の合併については、過去の合併経過を踏まえながら、将来の合併機運の高まりに備えた枠組みや方法などの検討を進め、的確な情報提供や民意の把握に向けた取り組みが必要となります。

さらに、国の新しいかたちづくりをめざして検討が進む道州制や、都市機能の集約とネットワーク化を図るための定住自立圏構想への取り組みなど、今後の国の動向には注目していく必要があります。



【資料・データ】

諏訪地域広域市町村圏

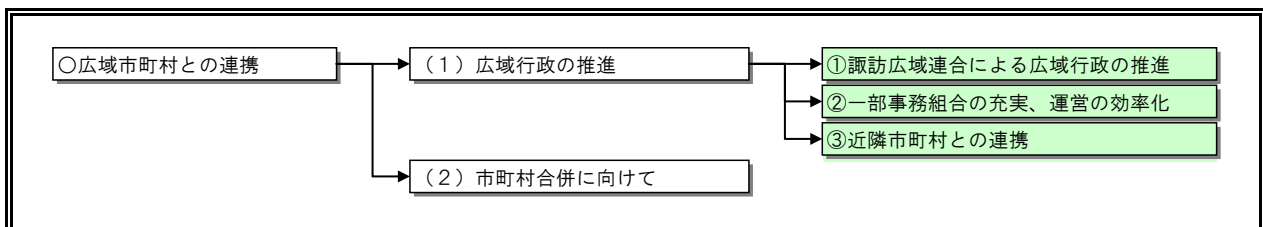
区分	面積		人口		
	面積 (km ²)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口密度 (人/km ²)
岡谷市	85.19	11.91	53,529	25.69	628.3
諏訪市	109.91	15.36	52,313	25.11	476.0
茅野市	265.88	37.17	57,379	27.53	215.8
下諏訪町	66.90	9.35	22,125	10.62	330.7
富士見町	144.37	20.18	15,417	7.40	106.8
原村	43.16	6.03	7,605	3.65	176.2
合計	715.41	100.00	208,368	100.00	291.3

※面積は諏訪地方統計要覧、人口は長野県毎月人口異動調査（平成20年10月1日現在）による。

岡谷市加入の一部事務組合等

区分	事業内容	構成市町村
湖北行政事務組合	し尿処理施設の設置	岡谷市・下諏訪町・辰野町
	水道用水供給事業 火葬場の設置・運営	岡谷市・下諏訪町
諏訪広域連合	ふるさと市町村圏計画に基づく事業実施 特別養護老人ホーム恋月荘の設置・管理・運営 救護施設八ヶ岳寮の設置・管理・運営 病院群輪番制病院運営費補助事業 小児夜間救急センターの設置・管理・運営 諏訪広域連合の基金の運用 介護保険事業 障害者自立支援法に基づく市町村審査会の設置・運営 消防に関する事務（消防団および消防水利施設に関する事務を除く） ごみ処理広域計画の策定等 人事交流、電算処理の調整 広域的課題の調査研究 （地方分権、地域情報化、観光振興、し尿処理施設、火葬場、ごみ処理施設、諏訪湖浄化等）	岡谷市・諏訪市・茅野市・ 下諏訪町・富士見町・原村

【施策の体系】



(1) 広域行政の推進

① 諏訪広域連合による広域行政の推進

諏訪広域連合の効率的な行政運営に努めながら、「諏訪地域ふるさと市町村圏計画」に掲げた将来像の実現をめざして、魅力と活力ある圏域の発展に向けた地域づくり事業や行政サービスの推進を図ります。

また、リニア中央新幹線の誘致や諏訪ナンバーの普及促進などの広域的な取り組みを推進します。

② 一部事務組合の充実、運営の効率化

広域的業務を担う一部事務組合の充実と効率的な運営に努めながら、多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応するとともに、各市町村間における生活基盤施設などの機能分担や共同化を図るなど、広域の一体的な発展に向けた事業を推進します。

③ 近隣市町村との連携

地域活性化のため、近隣市町村と連携して行う広域幹線道路の整備や広域的催事などの取り組みに対して、密接な関係を有する近隣市町村との連携、協力の維持発展に努めます。

また、道州制の導入や定住自立圏構想などの今後の地方自治体のあり方については、国の動向に注視しながら情報収集に努め、必要な対応を行います。

(2) 市町村合併に向けて

過去の合併経過を踏まえながら、他地域における取り組みや合併のメリット、デメリットなどの研究を行い、的確な情報提供や民意の把握に努め、将来の合併機運の高まりに備えて、仕組みづくりを検討します。

【用語解説】

- * 定住自立圏構想：中心の都市とその周辺の市町村とで圏域をつくり、行政、民間のさまざまな機能を役割分担しながら住民生活を活性化させようというもの。
- * 諏訪地域ふるさと市町村圏計画：国の「ふるさと市町村圏推進要綱」に基づき、平成14年度から平成23年度までの10年間の諏訪6市町村の進むべき道筋を明らかにし、総合的な圏域づくりを推進するため諏訪広域連合が策定した計画。
- * 道州制：現在の都道府県制度を廃止して、複数の都道府県を統合した面積規模を持つ「道」、「州」という単位の広域行政体をつくり、財政基盤の強化と行政のスリム化を図りながら、地方分権を進めるという制度。

付属資料

■□■□■	岡谷市基本構想及び前期基本計画策定の経過	■□■□■
■□■□■	岡谷市基本構想審議会条例	■□■□■
■□■□■	岡谷市基本構想審議会委員公募要領	■□■□■
■□■□■	岡谷市基本構想審議会委員	■□■□■
■□■□■	岡谷市基本構想審議会に対する市長の諮問	■□■□■
■□■□■	岡谷市基本構想審議会から市長に対する答申	■□■□■
■□■□■	市民等の意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見	■□■□■
■□■□■	岡谷市議会基本構想審査特別委員会委員	■□■□■

岡谷市基本構想及び前期基本計画策定の経過

年 月 日	説 明
平成19年 8 月	市民アンケート（1,000人対象）
10月26日	総合計画策定庁内委員会及びプロジェクトチーム発足 以後、策定委員会を14回、プロジェクトチーム会議を10回開催
12月	職員（保育所、病院含む）アンケート
平成20年 1 月	各種団体アンケート
1月7日	行政管理委員会において計画策定基本方針を決定
2 月	市政懇談会（市内5カ所）
2月27日	第1回総合計画策定市民フォーラム
2月29日	第2回総合計画策定市民フォーラム
3月4日	第3回総合計画策定市民フォーラム
3月6日	第4回総合計画策定市民フォーラム
3月10日	第5回総合計画策定市民フォーラム
3月12日	NPO・ボランティア情報交換会
3 月	まちなかアンケート（市内2カ所）
3月18日	第6回総合計画策定市民フォーラム
4月22日	第7回総合計画策定市民フォーラム
5月9日	第8回総合計画策定市民フォーラム
6月20日	岡谷南高校生徒会まちづくり意見交換会
7月7～9日	総合計画の庁内ヒアリング
7月12日	岡谷市リーダーズ倶楽部意見交換会
7月23日	第9回総合計画策定市民フォーラム
7月31日	第10回総合計画策定市民フォーラム
8月12日	行政管理委員会において総合計画（案）決定
8月25日	岡谷市基本構想審議会委員委嘱 第1回基本構想審議会開催（第4次総合計画の諮問） 市議会全員協議会開催
8月26日～	パブリックコメント（～9月30日）
9月24日	第2回基本構想審議会開催
10月2日	第3回基本構想審議会開催
10月7日	第4回基本構想審議会開催
10月16日	第5回基本構想審議会開催
10月23日	第6回基本構想審議会開催
11月4日	第7回基本構想審議会開催
12月5日	基本構想を市議会へ議案提出 市議会基本構想審査特別委員会設置 第1回基本構想審査特別委員会開催 基本構想審査特別委員会へ付託（市議会閉会中の継続審査となる）
19日	第2回基本構想審査特別委員会開催
平成21年 1月 7日	第3回基本構想審査特別委員会開催
9 日	第4回基本構想審査特別委員会開催
16日	第5回基本構想審査特別委員会開催
19日	第6回基本構想審査特別委員会開催
22日	第7回基本構想審査特別委員会開催
1月26日	第8回基本構想審査特別委員会開催
2月2日	第9回基本構想審査特別委員会開催
2月20日	基本構想市議会で議決



岡谷市基本構想審議会条例

昭和52年6月25日

条例第19号

(設置及び所掌事項)

第1条 岡谷市の施策に関する総合的かつ基本的な計画について、市長の諮問に応じて必要な事項を審議するため、岡谷市基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員は、第1条に規定する市長の諮問に係る審議が終了したときは、その任期を終るものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じて委員で構成する部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、総務部企画課に置く。

(昭和53条例11・昭和60条例3・平成18条例1・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

岡谷市基本構想審議会委員公募要領

1 目的

この要領は、市政の意思形成過程に市民等が直接参加する機会を確保するため、岡谷市の施策に関する総合的かつ基本的な計画について、市長の諮問に応じて必要な事項を審議することを目的に設置した岡谷市基本構想審議会の委員を市民等から公募することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 公募委員の数

委員総数15人のうち公募による委員は3人とする。

3 委員の任期

審議会の設置規定に定める任期とし、8月下旬に予定する市長の諮問から審議が終了する日まで。(8月下旬から11月初旬を予定)

4 応募資格

公募により委員に応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 応募日現在で他の審議会等の委員となっていない者
- (2) 本市の特別職及び常勤の一般職員並びに議員でない者

5 応募方法

応募しようとする者は、応募申込書(様式1)に必要な事項を記入のうえ、小論文を添えて企画課へ提出するものとする。

6 小論文のテーマ

「岡谷市のまちづくりについて」(800字以内)

7 周知方法

岡谷市ホームページ、行政チャンネル、地元新聞紙への記事掲載

8 募集期間

7月1日(火)～7月18日(金)

9 その他必要事項

特になし



岡谷市基本構想審議会委員

(五十音順)

委員長	中 村 俣 明	岡谷市区長会
副委員長	笠 原 新太郎	岡谷市民憲章推進協議会
副委員長	宮 坂 秀 子	岡谷市社会教育委員
	井 口 光 世	岡谷市地域福祉支援会議
	小 口 直 美	一般公募
	小 口 博 正	岡谷商工会議所
	小 口 光 子	岡谷市女性団体連絡協議会
	河 西 万里子	一般公募
	谷 口 久 雄	岡谷市衛生自治会連合会
	成 澤 富美子	岡谷市P T A連合会
	林 勝 利	一般公募
	林 健 一	諏訪圏青年会議所
	羽 山 幸 良	勤労者（帝国ピストンリング株）
	三 澤 勝	岡谷市連合壮年会
	山 岡 晴 男	岡谷市消防団

20企第21号
平成20年8月25日

岡谷市基本構想審議会
会長 中村 俣 明 様

岡谷市長 今井 竜 五

諮 問 書

岡谷市基本構想審議会条例第1条の規定に基づき、第4次岡谷市総合計画基本構想及び前期基本計画について諮問申し上げます。

平成20年11月4日

岡谷市長 今井 竜 五 様

岡谷市基本構想審議会
会長 中村 俣 明

第4次岡谷市総合計画基本構想及び
前期基本計画について（答申）

平成20年8月25日付企第21号をもって貴職から諮問されました第4次岡谷市総合計画基本構想及び前期基本計画について、本審議会は慎重審議の結果、別添のとおり答申いたします。



(別 添)

激動する社会・経済環境のもと、地方分権の進展により地方自治体は自主・自立の運営を求められていますが、岡谷市は、国の三位一体の改革などの影響を受け、厳しい行財政運営を強いられていると思います。その一方で、市民が行政に求めるニーズは年々多様化し、複雑化してきています。岡谷市独自の特色あるまちづくりと安定した財政基盤の確立に、市民は高い関心と大きな期待を寄せています。

市民の行政への関心を広く喚起し、市民総参加のまちづくりの理念をあらためて問いかけ、より多くの市民が共有するように努めながら、市民起点のまちづくりを力強く推進する段階へと進んでいく必要があります。

このような中で諮問された第4次岡谷市総合計画は、行政全般にわたりさまざまな基本的施策が示され、期待感を持てるところですが、厳しい財政状況の中では、選択と集中により事務事業を実施せざるをえないと思います。その点、前期基本計画重点プロジェクトとして、「たくましい産業の創造」と「輝く子どもの育成」を掲げ、今後の施策展開の重点を明確に示していることは評価できます。具体的な事務事業を明らかにする実施計画を市民にわかりやすく提示し、市民の理解と協力を得てその推進を図るよう要望いたします。

また、行政にはスピードある対応と施策展開が求められています。前例踏襲や組織の縦割りの考え方にとらわれることなく、柔軟な発想で施策を立案し実施するようお願いいたします。

本審議会では慎重に審議を重ねた結果、市民の幸せな暮らしの実現と、岡谷市のより一層の発展を願い、次のとおり意見・要望を添えて答申といたします。

意見・要望等

◆ 基本構想について

1. 岡谷市民憲章の精神を基本理念として掲げ、市民総参加によりまちづくりを推進するよう要望いたします。
2. 将来都市像については、「元気に輝く」「たくましい」という都市像のイメージが市民に明確に伝わるよう、よりていねいな説明が必要と思います。
3. 計画スタート時の5万3千人を維持する将来人口は、現在の人口推移からすると高い目標とも考えられますが、産業振興をはじめ安心して子どもを生み育てられる環境づくり、医療の充実などの施策を効果的に展開し、人口の定着を図るよう要望いたします。
4. 土地利用の構想では、企業立地のために土地利用の転換を進める中にありましても、快適な生活環境の確保と地域の均衡ある発展に配慮されますようお願いいたします。
5. まちづくりの基本目標はわかりやすい表現になっていますが、「前期重点プロジェクト」と「総合計画の推進に向けて」については、施策の体系図の中で、わかりやすく表現されるよう工夫をお願いします。

◆ 前期基本計画について

《全般的事項》

1. 目標指標について、数値目標を設けたことは評価できますが、施策内容と合致していないものが多く見られます。前期5カ年の基本計画にふさわしい、施策全体の成果を表すような指標の設定が必要と思います。

2. 前段で述べたように、厳しい財政状況の中では事業を選択し、集中して実施せざるをえないと思います。しかしながら、厳しい環境にあっても夢を持ってまちづくりを進める意図や方向性が明確に市民に伝わるような対応をお願いします。

《基本目標1「魅力と活力にあふれる、にぎわいのあるまち」》

1. 前期重点プロジェクトである、「たくましい産業の創造」に関する施策の推進は、困難を伴う課題ではありますが、安定的な行財政基盤確立のためにも強く要望いたします。
2. 産業振興施策の推進にあたっては、民間と行政の役割分担を明確にし、産学官の連携をより強めていくことが必要と考えます。
3. 工業振興では、市内企業に波及効果を与える企業等の誘致に努めるよう要望いたします。
4. 商業振興では、市街地ににぎわいを生む魅力的な活性化施策を継続的に実施することを要望いたします。

《基本目標2「ともに支えあい、健やかに暮らせるまち」》

1. 健康づくりの推進については、市民の健康づくりが効果的に推進されるよう、多くの市民が参加できる仕組みづくりの検討をお願いします。
2. 病院事業では、医療環境の変化に柔軟に対応しながら、市民に親しまれ信頼される病院となるよう、めざす方向を明確に示し、医師不足や経営の安定化などさまざまな課題の解決を図り、統合新病院の具現化を進めるよう要望いたします。
3. 前期重点プロジェクトである「輝く子どもの育成」のため、行政と地域が一体となった子育て支援の取り組みを早期に充実するよう要望いたします。
4. 地域サポートセンターについては、地域福祉の推進はもちろん地域コミュニティをより活発にしていける面からも、設置の促進と支援を行うようお願いいたします。

《基本目標3「自然環境と暮らしが調和した、安全・安心のまち」》

1. ごみの減量と資源化を推進するとともに、早期のごみ処理施設整備に努めるようお願いいたします。
2. 平成18年7月豪雨災害の教訓を活かし、災害発生時の情報提供に万全を期するとともに、河川改修や砂防えん堤の設置促進など施設面の防災・減災対策を進められるよう要望いたします。
3. 生活安全対策として、関係機関と連携した食の安全に関する情報提供や啓発などを施策に盛り込む必要があると思います。

《基本目標4「生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち」》

1. 青少年の健全育成のため、家庭、学校、地域の連携を深めるとともに、健全な環境づくりと青少年活動の推進を要望いたします。
2. 製糸に始まるものづくりの伝統など、岡谷市独自の歴史、文化の継承と発展に特に力を入れて取り組まれるよう要望いたします。また、学校教育においては、特色ある学校づくりの推進をお願いいたします。
3. 子育て支援の充実の観点から、また女性の社会参加や労働力確保という産業振興面からも、学童クラブの拡充を含めた、子どもの放課後の居場所づくりを要望いたします。

《基本目標5「快適に生活できる、都市機能の充実したまち」》

1. 土地の狭隘さを考慮して、居住・福祉・医療・教育など、さまざまな機能を集積したコンパクトな市街地の形成を図るよう要望いたします。特に、市民の関心の高い岡谷駅から市役所周辺の中心市街地の整備について、具体的な施策の展開を期待いたします。



2. 人口定住対策として、空き家の活用を検討するよう要望いたします。
3. 子どもたちがのびのびと遊び、高齢者も憩える身近な公園の充実を進めるようお願いいたします。

《総合計画の推進に向けて》

1. 「市民総参加のまちづくり基本条例」の市民へのより一層の周知を図るとともに、行政と市民の役割分担のもと、協働により施策が推進されるよう要望いたします。
2. 市民へのわかりやすい情報公開に努め、より開かれた市政運営を推進するようお願いいたします。
3. 民間の経営手法を積極的に取り入れるとともに、行政評価システムを活用して検証と見直しを行い、効率的な施策の推進をお願いいたします。
4. 近隣市町村と連携し効率的・効果的な行政運営を推進するよう要望いたします。

(参 考)

審議の際に出された主な意見・要望等

◆序論

- ・計画全体を示すピラミッドのイメージがわかりづらい。基本構想の重要性が伝わらないのではないか。
- ・ピラミッドの中に基本目標を示したらわかりやすいのではないか。
- ・「(5) 地球規模の環境問題」の文末表現がそろっていない。

◆基本構想について

【基本理念について】

- ・市民憲章は基本理念としては良いのではないか。
- ・憲章をそのまま理念として書かずに、違う言い回しにしてはどうか。
- ・憲章文そのままではなく、「市民憲章の精神を基本理念として」はどうか。
- ・基本理念の中で安全・安心という意味が表現として希薄になっている。憲章文そのままなので安全・安心の表現がない。ストレートに表現するなど字句を見直してもらいたい。
- ・市民憲章の「公害」の言葉は疑問もあり、修正する時期ではないか。
- ・市民憲章の見直しで、「人間尊重」を「互いを尊重し合う」とできないか。
- ・市民憲章はマンネリになっていると思うが問題ないのではないか。

【将来都市像について】

- ・都市像は、わかりやすく市民にも覚えやすいので良い。
- ・「都市」から「まち」に変わったことは大事で、市民に理解されるよう表現を考えてほしい。
- ・いろいろな意味が入っているので、市民にどれだけ理解されるかわからない。
- ・前文に都市像の内容をしっかり付け加えないと意味が伝わらない。都市像につながる説明が必要ではないか。
- ・公約と似ており、10年間のスローガンとしては違和感がある。
- ・市長の思いが強く根底にあるということで良い。
- ・市民憲章の「都市」を基本目標と同じ「まち」にできないか。

II 将来人口の想定

- ・年齢構成も考慮した人口維持のための具体的な施策が記載できれば良い。
- ・5万3千人が良い悪いではなく、具体的にどんな手が打てるか、中身次第ではないか。

- ・人口維持や増加には、環境や医療など産業以外の施策も必要ではないか。
- ・住宅価格の問題で市外へ出る人がいる。小規模土地の分譲など具体的に載せてはどうか。
- ・基本となる人口がぶれると他のいろいろな計画に対するぶれが出るので堅めに見るのが良くないか。
- ・将来人口の棒グラフからは人口を増やすねらいや生産に携わる人、年少者を増やすニュアンスが読み取れない。
- ・3千人を増やすことは困難で、現実にそぐわない。5万人がより良い暮らしができる目標が良いのではないか。
- ・実現可能な線より、努力する目標を設定した計画の方が良いのではないか。
- ・すぐ届くようなものだと目標にならない。
- ・宅地造成や環境整備したにもかかわらず人口が減少する理由の分析が必要ではないか。
- ・「出生率の低下」を人口減少の最大の要因とするのは、子どもの産めない女性にはきつい表現ではないか。
- ・実際に働く人口を生産年齢人口ととらえてはどうか。
- ・人口の年齢別区分のグラフがわかりづらい。

Ⅲ土地利用の構想

- ・地域別と目的別を一体とした区分の方が良いのではないか。
- ・農地に関する記述が少ないのではないか。農振農用地域以外に農業を守る記述がない。
- ・駅南開発は金額を多額に投入したが付加価値を生んでいない。投資対効果を見る必要がある。
- ・「企業立地の推進のため土地利用の転換に努めます」は工業のために農地をなくすように聞こえる。
- ・北部・中部・南部という分け方には違和感がある。
- ・地域別に「整備推進」を示すと「他の地域ではやらないの」との疑問が出る。

Ⅳまちづくりの基本目標

- ・厳しい状況の中、我慢すべきは我慢する姿勢が計画に出ても良いのではないか。
- ・前期重点プロジェクトを含めて系列が上手くできていない。客観的にみてわかる説明が必要ではないか。
- ・「計画の推進に向けて」も政策だから6番目の目標と位置づけた方が良い。
- ・いろいろな基本目標の最後に「推進」とするのは違和感がある。
- ・前期重点プロジェクトの位置づけや意味についての説明が足りない。表現の仕方を工夫すべき。
- ・用語解説のページが離れて見づらい。見やすいようにコラム形式で差し込むのはどうか。
- ・NPOの用語解説の英字つづりの誤りがある。
- ・総合計画は、動きの激しい時代なのでエキスにして、実施計画などで具体的に示したほうが良いのではないか。
- ・ボリュームがあるがために、読んでもらえないこともある。

◆前期基本計画について

《全体を通して》

- ・全体的に、目標指標の設定が施策の全容を表すのに適当でないものが多い。
- ・目標指標を盛り込んだことは意義があるが、施策内容と合致していないものが目につく。適当な指標がなければ出さないほうが良い。
- ・全体的に夢がある感じで書かれているが、市民の自助努力と市のできる事が明確に分かれている。市民総参加のまちづくりを計画の前の方に書いて、市民も自助努力が必要だということを示さないと、市がすべてをやってくれると思う人が多いのではないか。
- ・今やっていることの延長を計画にあげていて、新しいものがあるという計画の作りになっていな



い。5年10年の計画なので先の姿を考えることが全体に足りない。

- ・「情報提供に努めます」とあるが、いろいろな提供の仕方があり、具体的に記載があれば良い。
- ・市民の理解と協力を得て、まちづくりへの積極的な参加と行動を促進するため、市政運営の指針を明確に示すべきではないか。
- ・計画にはわくわくする期待感をもたせる文言が多く、現在の厳しい状況では、できないものが、計画ではできるよう印象を受けてしまう。前段の部分で、実際には厳しい財政状況の中で優先順位をつけ、取捨選択が必要だ、などと示すべき方向性をしっかり書いた方が良い。
- ・優先順位をつけて、あれもこれもではなく、あれかこれかという形で進めていくことが、計画の表現だと市民に伝わらない。
- ・従来から継続している施策と新たに力点をおいて取り組む内容を明確にすべきではないか。
- ・目標指標・数値の記載内容に、意図のわからないものが多いので再検討すべきではないか。

《基本目標1「魅力と活力にあふれる、にぎわいのあるまち」》

- ・現状と課題では海外へのシフトなど平成2年頃の記述がある。示している表でも同じ視点が必要となるのでは。
- ・工業振興は時代の流れから困難な課題であり、行政には限界がある。
- ・工業振興は市で問題を提起し、民間主導で方向性を探る必要がある。
- ・市内の多くの零細企業に下請けの仕事が来るような大企業を誘致しないと岡谷の活性化はできない。
- ・民間と行政のやることの仕切りが大切であり、企業誘致など民間にできないことを行政がやるべきである。
- ・企業誘致に、固定資産税の減免や上下水道料金の割引きなど費用面のメリットを計画に盛り込めないか。
- ・「スマートデバイス」の供給基地など理解している零細企業は少ないのではないか。
- ・民間の取り組みの集積が地域の産業構造であり、行政が具体的に表現するのは止めた方が良い。
- ・市内の小さい企業の情報を公開し、市内で受注開拓に活用できるようにすれば良い。
- ・行政の企業誘致のメリットと企業の求めるものに齟齬がある。広域で検討・対応しては。
- ・粗付加価値額の目標は、目的に合致するか疑問であり指標も数値を丸めてはどうか。
- ・中心市街地にばかりに目を向け、地域に密着した郊外の大店撤退などの施策が余り感じられない。
- ・商業の活性化には、歩いて、楽しみ、物を買うといった付加価値化が必要ではないか。
- ・市民をまちなかへ呼び込むためには、魅力的な活性化施策をこまめにやっていかないといけない。
- ・商業では、後継者対策、ララオカヤ、中央通りの3つの問題に特に注意していく必要がある。
- ・商業プラス・アルファで大胆に商業施設・医療介護モール・居住区などの複合化を考えても面白い。
- ・高速道路のSAから出られるようにして、湊地区に道の駅を造れば活性化できると思う。
- ・製糸遺産も生かした国際自転車レースを市内で開催し、岡谷をPRしてはどうか。
- ・製糸工場跡地などに案内板、ベンチなど整備し観光に喜ばれるまちに。
- ・農林業では「食の安全」に触れられていない。基本目標3の安全・安心のまちづくりにも関連してくるのでは。
- ・農業や漁業には産業として捉えるだけの規模や基盤があるのかと思う。そこへのパワーを工業や商業振興につぎ込んで生かした方が良いのでは。
- ・農地を再利用することは必要だが、業としてではなく余暇やリクリエーションとして貸し出してはどうか。
- ・技術専門学校は諏訪に比べて時間や内容が少ない。もう少し勉強できる場所もほしい。
- ・外国人雇用対策としてスーパーや標識に外国語標記をしてはどうか。

《基本目標 2 「ともに支えあい、健やかに暮らせるまち」》

- ・健康づくりの推進はライフステージごと区切り、優先順位の高い課題を並べて、それに対して目標を設定してはどうか。
- ・健康づくりに市民が参加する仕組みづくりをしないと計画が成り立たない。市民総参加の健康づくりの方法を考えてもらいたい。
- ・「保健委員会」など団体の活動が知られていないので用語解説に入れてはどうか。
- ・特定検診の受診率を上げるために、国のペナルティを計画に示しては。
- ・健康増進計画はわかりやすい。広報等で親切、丁寧で啓発することが大切ではないか。
- ・予防対策の推進、母子保健の充実、医療体制の充実の目標指標は再考すべきではないか。
- ・新型インフルエンザの危機管理について、不安に思っていたので力強く思った。
- ・新型インフルエンザや東海地震対応では、市でできることは限られているが、知らない人が多いので、広報等で知らしめてはどうか。
- ・病院事業で、大学からの派遣で先生が変わるが、医師が代わらない病院を望む。
- ・病院統合の方向に動いているが、どんな病院にしたいのか、計画を読んでも伝わりにくい。他の地域の方々にも利用される病院になれば良い。
- ・病院統合が、医師不足や赤字経営などの緊急課題にどう結びつくか説明不足ではないか。
- ・塩嶺病院の特科部門は、今後も継続できるような体制が必要ではないか。バレーボールのまちづくりでも、ひとりの人に期待したり負担がかかってはいけない。
- ・地域サポートセンターの設置促進の思いが伝わらない。市全体のイニシアティブ取るような方法を考え、文章に記述すべきではないか。
- ・サポートセンターの設置は、老老介護の現状があり、お互いに体制が息詰って進まない。行政に頼るのではなく、受益者負担で公平性を持っていくべきと考える。
- ・地域サポートセンターの目標指標は、5年10年の目標ではなく、いち早く全区やるよう加速すべき。
- ・10年後のシミュレーションの上で施策をつくっているのか不安。民生児童委員に頼るのではなく、それに変わる仕組みが必要。一般論的なものでなく具体的なものを入れてほしい。
- ・人材の育成が重要だと考える。素晴らしい人材を後押し下支えすることを入れたら良い。
- ・団塊の世代の社会進出が地域サポートセンターにつながれば良い。
- ・国民健康保険、市立病院、メタボ健診を市が行い完結する。これらをシステムでデータを活用して保険料や医療費の削減につながれば良い。
- ・高齢者福祉の推進で、要介護認定率を指標にする気持ちはわかるが、現実的でないと考える。
- ・防災ラジオでラジオ体操を流して健康づくりをしてはどうか。
- ・自己管理に血圧計購入に補助してはどうか。
- ・H i b ワクチン接種の補助を他に先駆けて実施し、子育てにやさしいまちをPRし、人口増につなげてはどうか。
- ・各区に医師を派遣して予防接種をして接種率を上げてはどうか。
- ・母子保健の充実の目標指標が「むし歯のない子の割合」という局所的な捉えはどうか。
- ・高齢者福祉の目標指標が「要介護認定率」がいきなり出るが、介護予防への取り組みとの関連をわかりやすくつなげた方が良い。
- ・温泉を生かした宿泊施設や温泉ランド的な多くの人々が利用できるものがほしい。
- ・子育て支援の充実、保健医療の充実、生涯学習の推進、国際理解の醸成にも関わり、組織内・組織外の横の連携が重要ではないか。
- ・子育て支援センターとサポートセンターが連携して、一時的に子どもを預かる場所を充実してほしい。



《基本目標 3 「自然環境と暮らしが調和した、安全・安心なまち」》

- ・高齢化で防災無線やメールでの検索願が増えている。火災の対応でも高齢化に必要な具体的な施策を掲げて良いのではないかな。
- ・ごみ減量、資源化をすれば最終処分場の延命につながるものが、施策にどう反映されているのか検討いただきたい。
- ・緑のカーテン事業は効果があるのなら中途半端な目標でなく全市的に取り組むべきではないかな。
- ・「自然とのふれあい」は目標3の環境でなく、目標4の学校教育、青少年健全育成に付け加えた方が良いのではないかな。
- ・民間の公衆浴場活性化は、市の管理する複数の施設で対応可能ではないかな。
- ・災害時の情報発信・管理に踏み込んだ記載が必要ではないかな。豪雨災害の経験を形にする施策を求める。
- ・治山治水事業は簡単ではないが、目標指標を入れて岡谷市独自の事業を推進すべきと考える。
- ・偽装問題等で食の安全が揺らいでいる。生活安全対策の推進に施策として記載すべきではないかな。
- ・地球環境の目標指標の緑のカーテン登録件数はいかがかな。工夫があれば良い。
- ・バイオマスエネルギー、ビオトープ、アダプトプログラムなど用語解説はあるが、市民に馴染みのない言葉がでてくるので検討いただきたい。
- ・環境と公害について、中小企業にもできる範囲の目標を立てて工業振興からも連携をとってはどうか。
- ・自然と共生するまちづくりでは自然が破壊される。人を入らせない方法をとれないかな。
- ・企業でも紙のリサイクルでごみ減量している。一般ごみも分別を継続してやれば良い。
- ・防災無線で火災の出動先や災害の状況など放送してはどうか。
- ・緊急地震速報を民間が情報を希望した場合に流すようなビジョンを持ってはどうか。
- ・学校付近の道路での時間の通行規制等していても、違反車が多い。スクールゾーンとしない理由を調査し、小学校の登下校の安全のためにスクールゾーンの設置を検討してはどうか。

《基本目標 4 「生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち」》

- ・図書館、学校図書館の整備をお願いしたい。
- ・新学習指導要領に伴い小学校での外国語授業への対応をお願いしたい。
- ・不登校児童への対応を改めて見直していただきたい。
- ・前期重点プロジェクトに「輝く子どもの育成」を掲げるので、学校や図書館の整備を、今までと同じ流れでなく変えていくべきと思う。
- ・学校間格差をなくし、ボランティア精神を子どもの頃から教育してほしい。
- ・学齢期の生活習慣については、健康推進課などと連携を図って進めてほしい。
- ・各分野に長けた年配の方を学校教育に取り込んでいただき、教育とは違う側面で社会教育をしてほしい。
- ・子どもの放課後の居場所づくりとして、学童クラブの対象年齢の拡大などをお願いしたい。また、学童クラブと並行して子どもの居場所をつくっていくことをお願いしたい。
- ・外から見ると岡谷には他と違う文化があるといわれる。採算性だけでは解決できないソフトの部分を大事にしてほしい。
- ・岡谷のカノラホールや諏訪の野球場など、ひとつの自治体では重荷になるため、連携や枠組みを考える必要があるのではないかな。
- ・製糸関係の建物など、岡谷を拠点に下諏訪や上諏訪も一連のものとして考えてはどうか。
- ・近代化産業遺産の建物を巡るなど、文化を継承する知識や誇りを持つことも必要で、学校教育の中に取り入れてもらいたい。
- ・バレーボールのまちづくりは、監督が代わってチーム力が落ちてしまった。これからも進めてい

く施策として入れるべきかどうか。

- ・外国籍児童について日本人と同じように教育することが、外国人が増える中で必要で課題のひとつだと思う。
- ・祖父母へ孫の今時の育て方の教育を、生涯学習の講座などで親と同じ目線でやっていけるようにしてほしい。
- ・スポーツ文化の振興で、よそから岡谷に来てくれることを考えなくてはいけない。総合的に岡谷を全国にPRする何らかの施策が打ち出されるべきではないか。
- ・学校教育の充実の指標は、不登校児童ではなく学校施設整備とすべきではないか。
- ・特色ある学校づくりや国際理解、情報、環境教育などを他と関連付けて具体的な実施計画につながることを期待する。
- ・多文化共生は重要な施策であり、観光やサービス業と関連づけた施策の検討を望む。
- ・中学校の制服についてデザインや素材を検討していただきたい。
- ・不登校の子どもでも卒業資格をとれるような対応を望む。
- ・学校や公民館のパソコンソフトが古いので時代に合ったものにしてほしい。
- ・安全・安心の教育で、子どものパトロール隊への補助と隊員増の活動、啓蒙をお願いしたい。
- ・青少年の健全育成の指標が野外活動センター利用者というのもいいが、ほかに代表する指標があるのではないか。
- ・こどものくにについては子育て支援の面からもさらに充実させ、できれば歯科衛生士や保健師、栄養士を配置していただければありがたい。
- ・やまびこトレーニングセンターをもっと活用していけば、健康推進にもなるし、保健医療関係にも役立つ。また、カノラホール、蚕糸博物館については、もっと宣伝していただきたい。
- ・カノラホールでコンサートがあるとき、やまびこで健康講座があたり、横川の土手で花見ができたり、ツアー的に関連付けてはどうか。
- ・市史の編集で、委員を決めて積極的に取り組んでいただきたい。
- ・エースドッジボールの大会が小学生だけの行事になってしまった。市民みんなで楽しめるよう力を入れてほしい。
- ・高齢者のスポーツのひとつの施策として、マレットゴルフの位置づけを高めて普及を図ってほしい。
- ・外国籍児童の学校授業について市役所や学校等一カ所に集めて専門に日本語や文化の教育をしてはどうか検討していただきたい。
- ・10年前にも同じ話しをしたが、旧庁舎、現消防庁舎を歴史的価値や立地条件から美術館等に生かせないか。
- ・婦人会も高齢化し後に続く人がいない。団塊の世代より若い人が行事に参加するようにしなくてはならない。
- ・生糸に関連した岡谷の特異な文化や歴史の話しを募集してはどうか。
- ・教員住宅は、民間アパートの借上げ補助や教員優先の市営住宅などできないか。
- ・各学校に分散している外国人児童を集めて定期的な特別教室を開講できないか。
- ・岡谷をロボットのメッカにできないか。
- ・岡谷をスポーツ選手の合宿のメッカにできないか。
- ・工業振興のために理数を専科とする優秀な先生の配属等を県に働きかけられれば良い。
- ・イルフ童画館、蚕糸博物館・美術考古館の活用は、イベント等の企画立案を市民や民間に委託してはどうか。
- ・国・県・市が指定した文化財を市のホームページに公開してほしい。

《基本目標5 「快適に生活できる、都市機能の充実したまち」》

- ・企業誘致でも目標を示し情報公開することで、市民と同じ方向に向かっていくことができる。目標を出すということは怖いリスクもあるが公開すべきではないか。
- ・まちの活力を高める市街地整備として、中央通りを元気にする小さなグループがあり、そうした



努力を目玉に何とかできる方法はないか。

- ・市街地開発で10年かけて何かをやろうとしたとき、無理な場合には撤退する勇気も必要ではないか。
- ・中心市街地の都市機能の誘導、集積では、福祉・教育・医療など市内の横の連携が必要ではないか。
- ・商業的に10年の計画の中で、縦割り行政の弊害をどう越えていくかが非常に大きな課題。弊害を越える組織づくり、体制づくりを望む。
- ・中心市街地の整備は市民の関心が高いが「検討」の範囲で具体策が見えない。
- ・I Cバイパス周辺に商業施設が進出する気配がなく、岡谷の玄関として打つ手はないか。
- ・住居を中心に駅が近い、買い物ができる、医療がある、学校があるといった複合整備が必要ではないか。
- ・空き家を活用しようとする小さな動きに目を向けてほしい。
- ・4,000戸もある空き家を有効に使わない手はない。空き家の活用により、市営住宅も要らないのではないか。
- ・空き家を活用したい人や貸したい人への、開かれた相談窓口を作っていただきたい。
- ・目標指標の居住面積は不適切ではないか。
- ・郊外に団地ができるが、つながる道が細いままである。新しい計画の中でもう一度検討していただきたい。
- ・道路工事が終わると路面がお椀型になり、乳母車も車椅子も通れない。そういうところに力を入れてほしい。
- ・道路工事で10年の中でやるので、半年止まってしまう。一度にやっしまえば良い。
- ・シルキーバスも地球環境といった観点を前面に出して利用促進を図ってはどうか。
- ・街路樹は、景観上はともかく温暖化からも重要で、一般にもっとPRできないか。
- ・街路樹も諏訪湖のアダプトプログラムのように市民総参加で管理ができないか。
- ・都市緑化の推進の目標指標の「プランターの数」はいかがなものか。
- ・観光行政で、将来を見通して岡谷の素晴らしい環境を謳歌しながら、遠くの方々にも楽しんでいただく計画もぜひ理解いただきたい。
- ・公園整備で、従来の子ども重点の公園から高齢者対象の公園への転換を望む。
- ・公園の整備で、市民参加の管理や身近な公園の整備、既存公園の機能充実の具体的な内容を記述すべきではないか。
- ・J R高架下全線をゲートボール場などにできないか。

《総合計画の推進に向けて》

- ・市民総参加で、まちづくり基本条例の言葉が入っていない。市民も知らない人が多い。一節盛り込んでどうか。
- ・ニーズの把握のため市民の声を聞くのは結構であるが、それを具現化していくのは行政の責任ではないか。
- ・基本条例があること自体市民が知らない。総参加で参加せよといっても気持ちにギャップがある。
- ・意見を聞くのも、専門性の高い人の意見を行政に反映させることが必要ではないか。
- ・各種団体が自立するため、事務局を切り離しているが、進め方によっては市民総参加という方向性と逆になるのではないか。
- ・各種団体が活性化し、共に歩み、パートナーシップの協働の関係の中で協力していただきたいことが、文章から読み取れない。
- ・区に対する育成を相当述べても良いのではないか。単純にコミュニティと一般的に述べているが、具体的に述べた方が良いのではないか。
- ・岡谷市は区と行政が特異な関係にあり、行政から見れば有難い関係ができています。岡谷の特質としてクローズアップして取り上げてはどうか。

- ・「まちづくりの主角は市民」という表現は気になる。まちづくりの責任は行政にあり、市民は参画し、支え、協力するというレベルの域を出ないのではないか。
- ・なんでもかんでも市民総参加というのはどうか。市民が総参加のイメージをどういう形で捉えているのか。市民の総意だから合併をやめるとするのは納得いかない。
- ・市民総参加の理念は良いが、押し付けるとかえって逃げてしまう部分もある。違う謳い方や表現の仕方がないか。
- ・民間経営手法の導入で、市を経営することは大事で、具体的な内容を入れてはどうか。
- ・受益者負担の適正化では、市民一人当たりの負担額をわかるように説明すれば納得する。
- ・行政組織には弊害があり、縦割りや慣例主義がある。文章の中で、弾力的・柔軟とか効率的ではなく、もう少し明確な形で打ち出した方が心強い。
- ・合併以外でも手を組めることがいっぱいある。できるだけ連携して取り組んでもらいたい。
- ・「合併していたら、これはどうしたんだろう」という発想で、病院や体育施設、文化施設を考えることが大事ではないか。
- ・経済の世界にはボーダーがなく、日本という発想がない。岡谷市レベルでものをいうのは時代遅れというくらい、世の中は変わっているがどうか。
- ・若い人たちは、買い物でも食事でも、岡谷市という発想がなくなっている。
- ・窓口の対応や迅速な対応などソフト面の形が施策に出ていない。意識改革に対する施策をソフト面で載せてもらいたい。
- ・行政がスピードをもってやっていくことが大切。後手に回らないよう、スピードをどうつけるかが課題ではないか。
- ・合併を考えても、行政として伝えなければいけない情報がある。地域の将来を考え判断できるような情報提供を付け加えていただきたい。
- ・従来業者に委託していた計画を自分たちで作ろうというのは、大きく変わって素晴らしいことだと思う。
- ・市民が職員に要求するのと同じレベルに市民も意識を変えなければいけない。市民も努力するが、行政も変わるということを是非お願いしたい。
- ・総合計画の推進に向けては、5つの基本目標の上にくるものではないか。基本目標を達成するための大前提であると考え。
- ・意見を聞くのにも団体役員など同じような顔ぶれが多い。市民に説明する場を設けなければいけない。
- ・市民総参加の目標指標の「延べ参加者数」は、200人というレベルなので、一部の声しか上がってこない。
- ・総合計画に謳うことで市民に総参加が浸透すると思う。単純に一人ひとりが参加して、まちづくりしてもらえれば、経費がかからなくなる。
- ・工業振興で、土地の売買に補助や税制面の控除などできないか。工業用地を売るときの施策ができないか。
- ・病院の企業会計は非常に難しい。わかりやすい形で情報を出すことが必要ではないか。
- ・カノラホールやスワンドーム、諏訪市の野球場など素晴らしい施設を一緒に使うことを考えなくてはいけない。
- ・シルキーバスの運行を電車に合うように改善されたい。
- ・施策展開のP181の図とP18、P19の計画推進の図を組み合わせ、視覚的にわかりやすい図表にしてはどうか。



第4次岡谷市総合計画に対して寄せられた意見（パブリックコメント）

1	<p>1 子育てについて 未満児（0～2歳児）保育を受け入れている保育園が少ないので改善をしてほしい。</p> <p>2 ララについて 総合産業振興施設という位置づけをとれば良いと思う。</p> <p>3 土地開発について 岡谷は供給不足なので、ニュータウンを開発することも必要ではないか。</p> <p>4 市民病院移転について 保健センターや図書館などとの併設で利便性を高めながらも経費削減を図ったらどうか。</p>
2	<p>初めてフォーラムに参加させていただき、市長さんの考え、部長さんのお話、又課長さんの説明等、先日届けられた冊子が難しいの一言だったのですが、少しばかりですが、分かった部分もあり参考になりました。モニターだからという事ではなく、幅広い層の方々にもっともっと意見を聞いていかれることを望みます。</p> <p>本当に様々な事を考えている方がいることを知れたことで、私自身も、もっと関心を持っていきたいと思いました。有難うございました。</p>
3	<p>人口流出防止のためにも、企業誘致は欠かせないと思いますが、既存の企業流出を止めるためにも努力をしてほしい。ある企業主の話で、「住宅地で仕事をしているが、環境面と広さで、他へ移りたい。零細企業の団地等があればよいと思っている。」と悩んでいました。空き工場の敷地利用など何らかの対策は必要と思われまます。</p> <p>また勤労者福祉のため、勤青ホーム廃止など公共施設のあり方で連婦会長がいったように、後退のないよう考慮されたい。</p> <p>またスポーツ振興で管理者制で後退のないよう、活力ある、元気な岡谷市にさせていただくようお願いしたい。</p>
4	<p>環境をベースにして問題点を考える。これからは目標を達成するために、環境の立場から考えたり、見たりしていきたいと思ひます。</p>
5	<p>仕事と子育てのできる環境というが、企業側にその環境を整えてもらわないと不可能な面もある。（中小企業の苦しい事情もありますが）行政からも折にふれ企業側理解を求める努力をしてほしい。</p>
6	<p>工業・産業の振興を最優先にするお考えは大賛成ですが・・・現に大手企業が流出してしまっている状況で、どうやって誘ってこられるのか。市民がどのように関わっていったらよいのか。疑問です。</p> <p>医療体制の充実・・・医師の確保は勿論ですが、看護婦・看護師の指導も必要と思われまます。対応の良い人悪い人様々です。また、科によっては待ち時間が長く、何とかならないかとの声が聞かれます。</p>
7	<p>私に何か参加できることはないか考えています。</p> <p>フォーラムにはいつも同じ顔ぶれで、もっと一般市民に知らしめる方法を考えたいと思ひます。「市民総参加」の言葉も、もう聞き慣れすぎて軽い感じですが。一人が必ずどこかに参加する。どこに「私は参加する」と申告してもらおう。募集する。それを一年間経った所で反省し、報告してもらおう。どんな小さなことでもよい。ボランティアなど、申告をすると責任を感じてやれると思ひます。リタイヤした男性に特に参加してもらいたい。女性は色々な会でボランティアしています。</p>

8	<p>市民にわかりやすくするため、官民協働のプロジェクトとして、産業プロジェクト、福祉プロジェクト、環境プロジェクト、教育プロジェクト、都市空間プロジェクトというのをつかって、行政と民間のネットワーク化・市民有志の参加促進をしたらどうか。プロジェクトをつくることで、プロジェクトに関連する部署が集まって目標達成に向けて動くため、縦割りにならないのではないか。</p>
9	<p>体の不自由な人（子ども）にとって岡谷の街が住み良くなること、それこそ魅力的な事だと思う。福祉でも何でも。</p>
10	<p>非の打ちどころのない立派な計画だと思いましたが、高齢化が進む中でこれを実現するための財源はどうなっているか知りたいと思った。</p> <p>夜が人口53,000人でも、昼間の人口は60,000人近くにできないものか。例えば新病院に優秀な医師を招いて、がん専門の病院にするとか、ホスピス病棟を増やして県内外からも患者を受け入れるとか、看護学校のような特殊な専門学校をつくるとか。</p> <p>東洋のスイスといわれる地の利を生かして特殊な技術を持った人たちを育てました。そのような若者が働く場所を得て結婚をし、子どもを増やし、定着してくれる町になってほしいと思いました。</p>
11	<p>市民フォーラムに参加し、防災と医療部門が黄信号で、財政が赤信号だと感じました。</p> <p>以前市町村合併にかなりの時間と投資をしたが、実現できず残念です。昔に比べ交通・情報が便利になっているので再度進めるべきです。</p> <p>食品の包装・容器は種類が多く、ほとんどリサイクル可能の表示となっているが、実際はまだ対応できていないようなので、これも回収できればかなり減量できる。</p> <p>高齢化が進んでいるが、スポーツや芸術・文化活動、ボランティア活動などが活発になれば自然に人との交流が盛んになり、ひいては町が活性化するので高齢者の力も活用すべきだと思います。</p>
12	<p>長期にわたる岡谷市総合計画は市民各々が市民参加の意識を高めていくことが必須条件だと思います。</p> <p>基本目標に掲げる全ては一人ひとりの力があって成り立っていくもの。市民参加なくしては「輝くたくましい岡谷」の実現はないと感じます。</p> <p>市政懇談会、市民フォーラムに参加する市民は市政に関心のある方で、自主的に参加されない方の意識をどのように高めるかが問題。岡谷は地域内のつながりは強いものがある。「家庭ごみ有料化」の説明のようにきめ細かい懇談が必要。</p> <p>総合計画の策定に携わった方々の努力に感謝したい。</p>
13	<p>2－3観光の振興について 受入体制の整備が必要。 宿泊施設や食事出来る場所を充実させる。旧ヘルシーパル等を有効活用できないか。姉妹都市との交流をもっと盛んにする方策を検討する。</p> <p>9－2治山・治水事業の推進について 18年の災害の経験から「災害に強い森林づくり」の必要性を強く感じる。2－4の「岡谷市森林整備計画」とリンクさせた活動の推進を図る。</p> <p>9－3生活安全対策の推進について 交通安全施設の整備・・・国道20号の長地小以東の歩行者の安全確保 (一部歩道が狭く側溝部分だけでガードレールもない)</p>



岡谷市議会基本構想審査特別委員会委員

委員長	花岡 健一郎
副委員長	田中 肇
委員	征矢 久
〃	鮎澤 美知
〃	横内 正
〃	今井 康喜
〃	齋藤 美恵子
〃	横内 東洋雄
〃	三沢 一友
〃	笠原 征三郎

第4次岡谷市総合計画

- 発行日 平成21年
- 発行 岡谷市
- 編集 岡谷市企画政策部企画課

イラスト 武井武雄（1894～1983）岡谷市出身の童画家。鳥をモチーフにした作品を数多く描く。